

原管発官 R3 第 30 号

令和 3 年 4 月 20 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 11 月 24 日付け、原管発官 R2 第 211 号をもって変更認可申請し、令和 3 年 3 月 30 日付け、原管発官 R2 第 282 号をもって補正しました、福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の別添を以下のとおり補正する。

- ・申請書の別添「福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表」を添付 1 に示すとおり変更する。

以 上

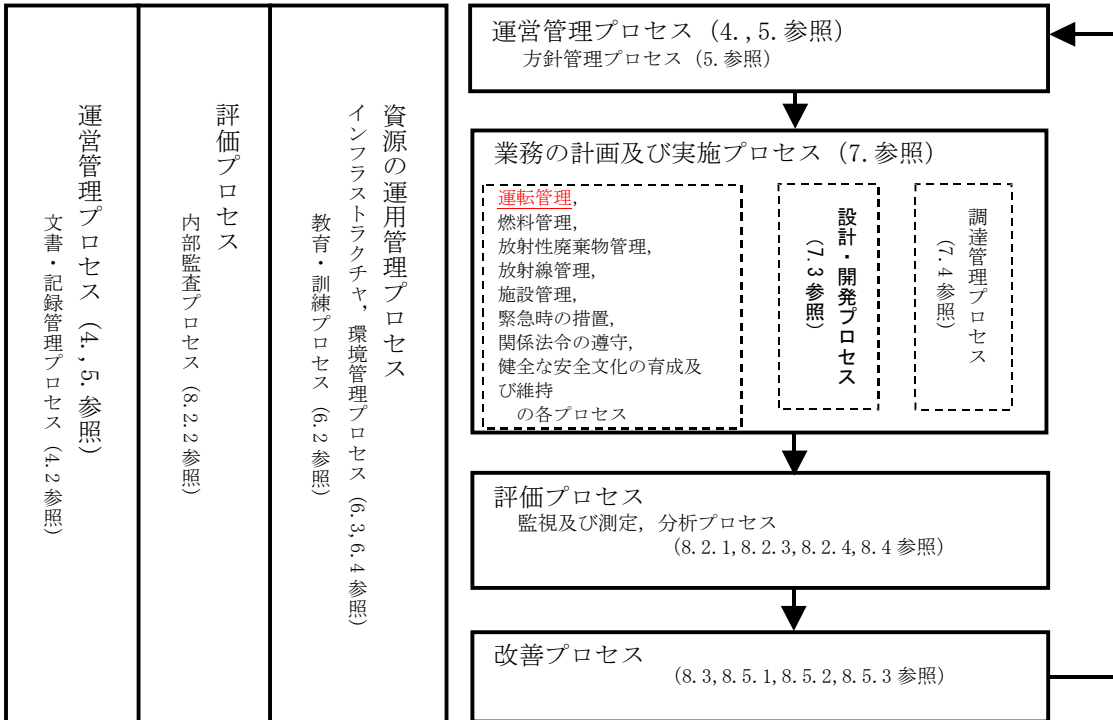
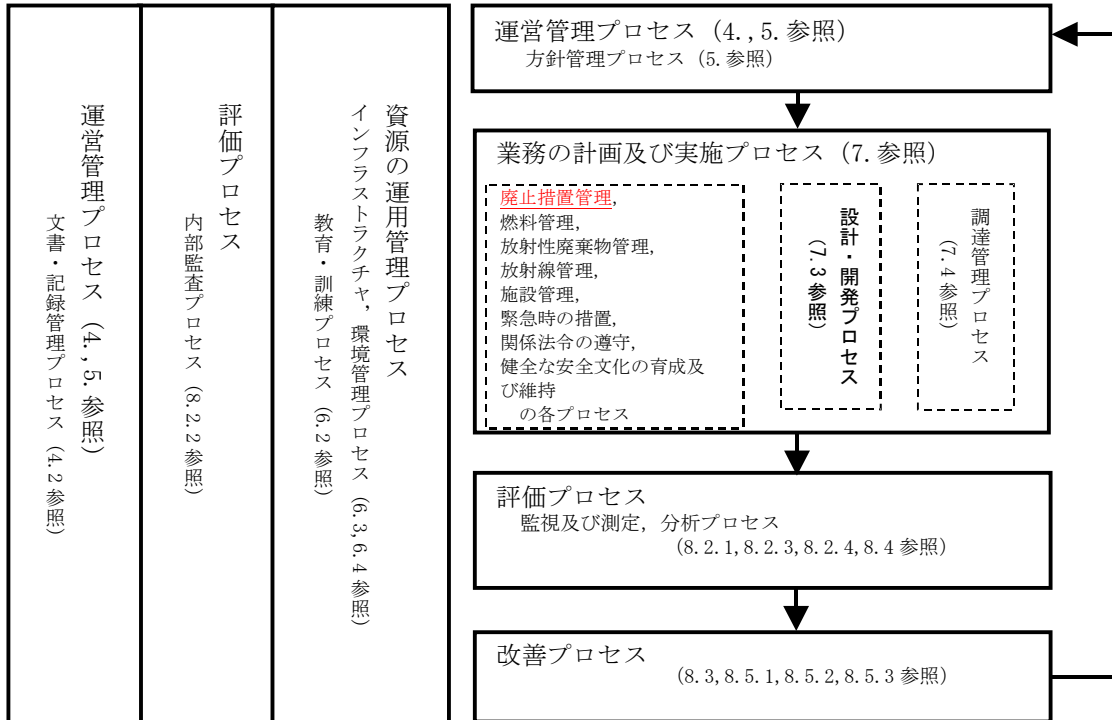
添付 1

変更認可申請書のうち
「別添」の補正

別 添

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、福島第二原子力発電所発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 (中略)</p> <p>3. 用語の定義 (中略)</p> <p>(3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (中略)</p>  <p style="text-align: center;">図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 (中略)</p> <p>3. 用語の定義 (中略)</p> <p>(3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第54条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (中略)</p>  <p style="text-align: center;">図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 (中略) d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 (中略) d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の関連条文	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の関連条文	
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	<u>第10条</u>	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	
(中略)					(中略)					
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～ <u>第9条の3</u>	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～ <u>第9条</u>	
(中略)					(中略)					
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	<u>第118条～第120条</u>	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	<u>第71条～第73条</u>	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第7条, 第11条の2, 第12条～第17条, 第18条～第78条, 第84条, 第88条, 第95条, 第96条, 第110条, 第120条, 第121条</u>	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	<u>廃止措置管理基本マニュアル</u>	<u>廃止措置室</u>	<u>第18条～第20条</u>	
		燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, 第104条, 第105条, 第120条</u>			運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第7条, 第11条～第17条, 第21条～第24条, 第31条, 第41条, 第42条, 第73条, 第74条</u>	
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第88条, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条</u>			燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第21条, 第22条, 第25条～第28条, 第51条, 第52条, 第73条</u>	
		放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第79条, 第86条, 第88条, 第88条の2, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条</u>			放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第31条, 第32条, 第34条, 第35条, 第73条, 第74条</u>	
		施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第91条, 第103条, 第107条～第107条の6, 第120条</u>			放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第25条, 第28条, 第31条, 第33条, 第35条, 第39条～第53条, 第71条～第74条</u>	
		原子力災害対策基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第17条の2, 第108条～第117条</u>			施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第36条, 第50条, 第54条～第58条, 第73条</u>	
							原子力災害対策基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第17条の2, 第59条～第70条</u>	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
(中略)					(中略)					福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第107条の2	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第55条	
(中略)					(中略)					
8.2.4	8.2.4	使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第79条, 第81条, 第84条, 第86条, 第88条, 第104条, 第105条, 第107条, 第107条の4, 第107条の5, 第120条	8.2.4	8.2.4	使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル	原子力運営管理部	第25条, 第28条, 第31条, 第51条, 第52条, 第54条, 第57条, 第58条, 第73条	
		運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条~第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条						
(中略)					(中略)					
5. 経営責任者等の責任					5. 経営責任者等の責任					
(中略)					(中略)					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（<u>原子炉主任技術者の職務等</u>）<u>及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）</u>に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。</p> <p>（中略）</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>（中略）</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>（中略）</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」<u>及び「運転管理基本マニュアル」</u>に基づき、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。</p> <p>（省略）</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（<u>廃止措置主任者の職務等</u>）に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、<u>廃止措置管理</u>、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。</p> <p>（中略）</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>（中略）</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>（中略）</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」に基づき、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。</p> <p>（省略）</p>	<p>福島第二原子力発電所 1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第3章 体制及び評価</p> <p>第1節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4【本社】</p> <p>【福島第二原子力発電所】 ※※ → <u>原子炉主任技術者</u>※2</p> <p>※ → 所長</p> <p><u>原子力発電</u> 保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者※2 <u>ボイラー・タービン主任技術者</u>※2</p> <p>(※2:原子炉主任技術者, 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4【本社】</p> <p>【福島第二原子力発電所】 ※※ → <u>廃止措置主任者</u></p> <p>※ → 所長</p> <p><u>廃止措置</u> 保安運営委員会</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条</p> <p>保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（<u>原子炉主任技術者</u>を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(9) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(11) 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(12) 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には<u>主任技術者</u>の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(8) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括及び原子力技術の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(9) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(10) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(11) 放射線安全グループは、放射線管理（<u>放射線・化学管理グループ所管業務を除く。</u>）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(12) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(13) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条</p> <p>保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（<u>廃止措置主任者</u>を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、<u>廃止措置室</u>、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(9) 廃止措置室は、廃止措置の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(10) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(11) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(12) 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(13) 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には<u>廃止措置主任者</u>の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査、<u>原子力安全及び原子力技術</u>の総括に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(8) 燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(9) 廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(10) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(12) 放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(13) 廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、<u>放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理</u>に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(14) 廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(14) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務(作業管理グループ所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(16) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(18) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(19) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(20) 機械第一グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械第二グループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 電気機器第一グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務(電気機器第二グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(23) 電気機器第二グループは、原子炉施設のうち電源設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 環境施設グループは、廃棄物処理設備及びサイトバンカの施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(27) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物に係る施設管理及び原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28) 改良工事プロジェクトグループは、原子炉施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(29) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長(原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。)は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、運転管理部及び保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(15) 総括グループは、原子炉施設の施設運用の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設運用第二グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務(施設運用第一グループ所管業務を除く。)、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(20) 直営グループは、原子炉施設の施設管理(直営)に関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(25) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長(原子力人財育成センター所長、原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。)は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 廃止措置安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、施設運用部及び保全・工事部の業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>原子力発電</u>保安委員会)</p> <p>第6条 本所に<u>原子力発電</u>保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、<u>原子力発電</u>保安運営委員会にて審議し、確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 保安規定の変更 (3) 保安教育に関する事項 (4) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>(中略)</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、<u>原子炉主任技術者</u>に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(中略)</p> <p>(<u>原子力発電</u>保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に<u>原子力発電</u>保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) <u>原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u> (3) <u>運転管理</u>に関する事項 (4) <u>燃料管理</u>に関する事項 (5) <u>放射性廃棄物管理</u>に関する事項 (6) <u>放射線管理</u>に関する事項 (7) <u>施設管理</u>に関する事項 (8) <u>原子炉施設の改造</u>に関する事項 (9) <u>緊急時における運転操作に関する事項</u> (10) <u>事故・故障の水平展開の実施状況</u>に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、<u>原子力</u>安全センター所長、安全総括部長、<u>原子炉主任技術者</u>、<u>電気主任技術者</u>、<u>ボイラー・タービン主任技術者</u>に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(<u>廃止措置</u>保安委員会)</p> <p>第6条 本所に<u>廃止措置</u>保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、<u>廃止措置</u>保安運営委員会にて審議し、確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) <u>廃止措置計画の変更</u> (3) 保安規定の変更 (4) 保安教育に関する事項 (5) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>(中略)</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、<u>廃止措置主任者</u>に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(中略)</p> <p>(<u>廃止措置</u>保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に<u>廃止措置</u>保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) <u>廃止措置管理</u>に関する事項 (3) <u>燃料管理</u>に関する事項 (4) <u>放射性廃棄物管理</u>に関する事項 (5) <u>放射線管理</u>に関する事項 (6) <u>施設管理</u>に関する事項 (7) <u>原子炉施設の改造</u>に関する事項</p> <p>(8) <u>事故・故障の水平展開の実施状況</u>に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、<u>廃止措置</u>安全センター所長、安全総括部長、<u>廃止措置主任者</u>に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>原子炉主任技術者の選任</u>) 第8条 原子力・立地本部長は、<u>原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</u></p> <p>3. <u>原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</u></p> <p>4. <u>原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</u></p> <p>5. <u>第4項以外の原子炉主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</u></p> <p>6. <u>第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</u></p> <p>7. <u>原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</u></p> <p>(<u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任</u>) 第8条の2 所長は、<u>電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</u></p> <p>2. <u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ少なくとも1名は保全、運転等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</u></p> <p>3. <u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</u></p> <p>4. <u>電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を選任する。</u></p>	<p>(<u>廃止措置主任者の選任</u>) 第8条 原子力・立地本部長は、<u>廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)の業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</u></p> <p>2. <u>廃止措置主任者は1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉で兼任することができる。</u></p> <p>3. <u>廃止措置主任者は特別管理職とする。</u></p> <p>4. <u>廃止措置主任者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とする。</u></p> <p>5. <u>廃止措置主任者には代行者を置くことができる。なお、廃止措置主任者の代行者を置く場合は、第1項から第3項に基づき選任する。</u></p> <p>6. <u>廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第4項に基づき、改めて廃止措置主任者を選任する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																						
<p>(<u>原子炉主任技術者</u>の職務等) 第9条 <u>原子炉主任技術者</u>は、原子炉施設の<u>運転</u>に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「<u>原子炉主任技術者</u>職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の<u>運転</u>に関し保安上必要な場合は、<u>運転</u>に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ<u>指示</u>する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、<u>第118条</u>及び<u>第119条</u>については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) <u>第121条</u>第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、原子炉施設の<u>運転</u>に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉施設の<u>運転</u>に従事する者は、<u>原子炉主任技術者</u>がその保安のためにする<u>指示に従う</u>。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="112 1098 1279 1507"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第37条</u> (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td><u>原子炉冷却材温度制限値</u></td> </tr> <tr> <td><u>第78条</u> (異常収束後の措置)</td> <td><u>原子炉の再起動</u></td> </tr> <tr> <td><u>第82条</u> (燃料取替実施計画)</td> <td><u>燃料取替実施計画</u></td> </tr> <tr> <td><u>第93条</u> (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td><u>第118条</u> (所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td><u>第119条</u> (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	<u>第37条</u> (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	<u>原子炉冷却材温度制限値</u>	<u>第78条</u> (異常収束後の措置)	<u>原子炉の再起動</u>	<u>第82条</u> (燃料取替実施計画)	<u>燃料取替実施計画</u>	<u>第93条</u> (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	<u>第118条</u> (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	<u>第119条</u> (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	<p>(<u>廃止措置主任者</u>の職務等) 第9条 <u>廃止措置主任者</u>は、原子炉施設の<u>廃止措置</u>に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「<u>廃止措置主任者</u>職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) <u>原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する</u>。 (2) 原子炉施設の<u>廃止措置</u>に関し保安上必要な場合は、<u>廃止措置</u>に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ<u>指導・助言を行う</u>。 (3) 表9-1に定める事項のうち、<u>第71条</u>及び<u>第72条</u>については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (4) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (5) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (6) <u>第74条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。また、第74条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する</u>。 (7) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (8) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (9) その他、原子炉施設の<u>廃止措置</u>に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. <u>所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する</u>。</p> <p>3. 原子炉施設の<u>廃止措置</u>に従事する者は、<u>廃止措置主任者</u>がその保安のためにする<u>指導・助言を尊重する</u>。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="1380 1098 2496 1341"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第39条</u> (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td><u>第71条</u> (所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td><u>第72条</u> (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	<u>第39条</u> (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	<u>第71条</u> (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	<u>第72条</u> (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
条 文	内 容																							
<u>第37条</u> (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	<u>原子炉冷却材温度制限値</u>																							
<u>第78条</u> (異常収束後の措置)	<u>原子炉の再起動</u>																							
<u>第82条</u> (燃料取替実施計画)	<u>燃料取替実施計画</u>																							
<u>第93条</u> (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																							
<u>第118条</u> (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																							
<u>第119条</u> (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																							
条 文	内 容																							
<u>第39条</u> (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																							
<u>第71条</u> (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																							
<u>第72条</u> (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考
表9-2		表9-2		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
条 文	内 容	条 文	内 容	
第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	
<u>第23条（制御棒の操作）</u>	<u>制御棒操作手順</u>	<u>第20条（工事完了の報告）</u>	<u>廃止措置計画に基づく工事の結果</u>	
<u>第35条（原子炉停止時冷却系その2）</u>	<u>原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間</u>	<u>第23条（施設運用上の基準を満足しない場合）</u>	<u>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</u> <u>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</u>	
<u>第69条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）</u>	<u>制御棒操作手順</u>	<u>第74条（報告）</u>	<u>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</u> 放射性液体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 <u>放射性気体廃棄物（希ガス，よう素131）について「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（以下「測定指針」という。）に定める測定下限濃度以上の濃度で放出した場合</u>	
<u>第73条（運転上の制限を満足しない場合）</u>	<u>運転上の制限を満足していないと判断した場合</u> <u>運転上の制限を満足していると判断した場合</u> <u>運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰</u>		(中略)	
<u>第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）</u>	<u>必要な安全措置</u> <u>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</u>	「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）第134条第3号 ^{※1} ，第4号 ^{※1} ，第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合		
<u>第76条（異常発生時の基本的な対応）</u>	<u>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</u>	※1：新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。		
<u>第77条（異常時の措置）</u>	<u>異常の収束</u>			
<u>第82条（燃料取替実施計画）</u>	<u>第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</u>			
<u>第121条（報告）</u>	<u>運転上の制限を満足していないと判断した場合</u> 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合			
	(中略)			
	実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>表9-3</p> <table border="1" data-bbox="121 275 1163 1661"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>1. 運転日誌</u> <ul style="list-style-type: none"> ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 </td> </tr> <tr> <td> <u>2. 燃料に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 </td> </tr> <tr> <td> <u>3. 点検報告書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果 </td> </tr> <tr> <td> <u>4. 引継日誌</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>5. 放射線管理に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 </td> </tr> <tr> <td> <u>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</u> (中略) </td> </tr> <tr> <td> <u>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>8. 保安教育の実施報告書</u> </td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	<u>1. 運転日誌</u> <ul style="list-style-type: none"> ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 	<u>2. 燃料に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 	<u>3. 点検報告書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果 	<u>4. 引継日誌</u>	<u>5. 放射線管理に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 	<u>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</u> (中略)	<u>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</u>	<u>8. 保安教育の実施報告書</u>	<p>表9-3</p> <table border="1" data-bbox="1389 275 2436 989"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>1. 燃料に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 </td> </tr> <tr> <td> <u>2. 放射線管理に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 </td> </tr> <tr> <td> <u>3. 放射性廃棄物管理に係る記録</u> (中略) </td> </tr> <tr> <td> <u>4. 原子炉施設の巡視の結果</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>5. 保安教育の実施報告書</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</u> </td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	<u>1. 燃料に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 	<u>2. 放射線管理に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 	<u>3. 放射性廃棄物管理に係る記録</u> (中略)	<u>4. 原子炉施設の巡視の結果</u>	<u>5. 保安教育の実施報告書</u>	<u>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</u>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
記 録 項 目																		
<u>1. 運転日誌</u> <ul style="list-style-type: none"> ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 																		
<u>2. 燃料に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 																		
<u>3. 点検報告書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果 																		
<u>4. 引継日誌</u>																		
<u>5. 放射線管理に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 																		
<u>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</u> (中略)																		
<u>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</u>																		
<u>8. 保安教育の実施報告書</u>																		
記 録 項 目																		
<u>1. 燃料に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 																		
<u>2. 放射線管理に係る記録</u> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 																		
<u>3. 放射性廃棄物管理に係る記録</u> (中略)																		
<u>4. 原子炉施設の巡視の結果</u>																		
<u>5. 保安教育の実施報告書</u>																		
<u>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</u>																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</u> <u>第9条の2</u> 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安(以下「電気工作物の保安」という。)の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)に対し指示又は指導・助言する。 (2) 電気工作物の保安上必要な場合には、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。 (3) 使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。 (4) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。 (5) あらかじめ定められた点検すべき記録について、確認を行う。 (6) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出席する。 (7) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。 2. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p><u>(主任技術者の情報交換)</u> <u>第9条の3</u> 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	
<p><u>第2節 原子炉施設の定期的な評価</u> <u>(原子炉施設の定期的な評価)</u> <u>第10条</u> 原子炉安全GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																								
<p>第4章 <u>運転</u>管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p><u>第11条</u> 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節 <u>(第72条～第75条を除く。)</u>における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：<u>運転上の制限</u></p> <p>(2) 第2項：<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項：<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合^{*1}に要求される措置</p> <p>表11^{*2}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原子炉の状態</th> <th style="text-align: center;">運転</th> <th style="text-align: center;">起動</th> <th style="text-align: center;">高温停止</th> <th style="text-align: center;">冷温停止</th> <th style="text-align: center;">燃料交換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉モード スイッチの位置</td> <td style="text-align: center;">運転</td> <td style="text-align: center;">起動</td> <td style="text-align: center;">燃料取替 又は 停止</td> <td style="text-align: center;">燃料取替 又は 停止</td> <td style="text-align: center;">燃料取替 又は 停止</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉圧力容器 締付ボルトの状態</td> <td style="text-align: center;">全ボルト 締付</td> <td style="text-align: center;">全ボルト 締付</td> <td style="text-align: center;">全ボルト 締付</td> <td style="text-align: center;">全ボルト 締付</td> <td style="text-align: center;">1本以上ボ ルトが緩め られている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉冷却材温 度</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">100℃ 以上</td> <td style="text-align: center;">100℃ 未満</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、<u>運転上の制限</u>を満足していないと各GMが判断した場合</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 第2項にかかわらず<u>運転上の制限</u>を満足していないと各GMが判断した場合</p> <p>※2：<u>第69条、第70条及び第71条の適用時は当該条文による。</u></p>	原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換	原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上ボ ルトが緩め られている	原子炉冷却材温 度	/	/	100℃ 以上	100℃ 未満	/	<p>第4章 <u>廃止措置</u>管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p><u>第10条</u></p> <p>本章第3節<u>第21条</u>における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：<u>施設運用上の基準</u></p> <p>(2) 第2項：<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項：<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合^{*1}に要求される措置</p> <p>※1：<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 第2項にかかわらず<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと当直長が判断した場合</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換																					
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止																					
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上ボ ルトが緩め られている																					
原子炉冷却材温 度	/	/	100℃ 以上	100℃ 未満	/																					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p><u>管理的手段による確認</u> <u>系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。</u> <u>(1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。</u> <u>(2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。</u> <u>(3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。</u> <u>(4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。</u></p> <p><u>原子炉圧力</u> <u>原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。</u></p> <p><u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業</u> 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</p> <p><u>スタック</u> <u>通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に、制御棒が挿入又は引き抜きができない状況が発生し、動作不能と判断できない状態をいう。なお、所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。</u></p> <p><u>速やかに</u> <u>第3節運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する※3準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</u></p> <p><u>制御棒が全挿入かつ除外</u> <u>制御棒が全挿入された状態で、制御棒駆動機構を除外した状態をいう。</u></p> <p><u>制御棒駆動機構を除外</u> <u>制御棒駆動水圧系の駆動水及び排出水の元弁を閉鎖することをいう。</u></p> <p><u>挿入可能な制御棒</u> <u>制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。</u></p> <p><u>定事検停止後の原子炉起動</u> <u>定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</u></p> <p><u>定事検停止時</u> <u>定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。</u></p> <p><u>炉心変更</u> <u>原子炉の状態が燃料交換において、原子炉圧力容器内における燃料の移動、制御棒の挿入・引抜及び中性子源の移動をいう。ただし、炉心変更には、中性子検出器の移動、空セル（制御棒周辺の燃料4体が全て取り出されている状態）における制御棒の挿入・引抜及び取付け・取外しは含まない。なお、炉心変更の中止の措置が要求された場合でも、進行中の移動操作を安全な状態で終了させること及び制御棒の挿入は除外される。</u></p>	<p>2. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 「照射された燃料に係る作業」とは、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</u></p> <p><u>(2) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する※2準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p>※3：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																		
<p><u>(原子炉の運転期間)</u> <u>第11条の2</u> 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、<u>実用炉規則第55条第4項第1号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</u></p> <p><u>表11の2</u></p> <table border="1" data-bbox="100 447 831 516"> <tr> <td></td> <td><u>1号炉</u></td> <td><u>2号炉</u></td> <td><u>3号炉</u></td> <td><u>4号炉</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉の運転期間</u></td> <td><u>13ヶ月</u></td> <td><u>13ヶ月</u></td> <td><u>13ヶ月</u></td> <td><u>13ヶ月</u></td> </tr> </table> <p><u>※1：原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</u></p> <p><u>(原子炉の運転員の確保)</u> <u>第12条</u> <u>運転管理部長</u>は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する<u>実務</u>の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. <u>運転管理部長</u>は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、<u>1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</u></p> <p>3. <u>運転管理部長</u>は、<u>表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</u></p> <p><u>表12-1</u></p> <table border="1" data-bbox="100 1192 1035 1451"> <tr> <td></td> <td><u>中央制御室名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉の状態</u></td> <td><u>1/2号炉</u></td> <td><u>3/4号炉</u></td> </tr> <tr> <td><u>運転、起動、高温停止の場合^{※1}</u></td> <td><u>5名以上</u></td> <td><u>5名以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>低温停止、燃料交換の場合^{※2}</u></td> <td><u>3名以上</u></td> <td><u>3名以上</u></td> </tr> </table> <p><u>表12-2</u></p> <table border="1" data-bbox="100 1514 1035 1772"> <tr> <td></td> <td><u>中央制御室名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉の状態</u></td> <td><u>1/2号炉</u></td> <td><u>3/4号炉</u></td> </tr> <tr> <td><u>運転、起動、高温停止の場合^{※1}</u></td> <td><u>3名以上</u></td> <td><u>3名以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>低温停止、燃料交換の場合^{※2}</u></td> <td><u>2名以上</u></td> <td><u>2名以上</u></td> </tr> </table> <p><u>※1：原子炉が1基以上該当する場合</u> <u>※2：原子炉が2基とも該当する場合</u></p>		<u>1号炉</u>	<u>2号炉</u>	<u>3号炉</u>	<u>4号炉</u>	<u>原子炉の運転期間</u>	<u>13ヶ月</u>	<u>13ヶ月</u>	<u>13ヶ月</u>	<u>13ヶ月</u>		<u>中央制御室名</u>		<u>原子炉の状態</u>	<u>1/2号炉</u>	<u>3/4号炉</u>	<u>運転、起動、高温停止の場合^{※1}</u>	<u>5名以上</u>	<u>5名以上</u>	<u>低温停止、燃料交換の場合^{※2}</u>	<u>3名以上</u>	<u>3名以上</u>		<u>中央制御室名</u>		<u>原子炉の状態</u>	<u>1/2号炉</u>	<u>3/4号炉</u>	<u>運転、起動、高温停止の場合^{※1}</u>	<u>3名以上</u>	<u>3名以上</u>	<u>低温停止、燃料交換の場合^{※2}</u>	<u>2名以上</u>	<u>2名以上</u>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(原子炉施設)の運転員の確保)</u> <u>第11条</u> <u>施設運用部長</u>は、原子炉<u>施設</u>の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉<u>施設</u>の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉<u>施設</u>の運転に関する<u>業務</u>の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. <u>施設運用部長</u>は、原子炉<u>施設</u>の運転にあたって前項で定める者の中から、<u>1/2号及び3/4号中央制御室に各々1班あたり3名以上をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、3名以上のうち、1名は当直長とする。</u></p> <p>3. <u>施設運用部長</u>は、<u>第2項で定める者のうち、中級運転員以上の職位にある運転員2名以上を常時中央制御室に確保する。</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
	<u>1号炉</u>	<u>2号炉</u>	<u>3号炉</u>	<u>4号炉</u>																																
<u>原子炉の運転期間</u>	<u>13ヶ月</u>	<u>13ヶ月</u>	<u>13ヶ月</u>	<u>13ヶ月</u>																																
	<u>中央制御室名</u>																																			
<u>原子炉の状態</u>	<u>1/2号炉</u>	<u>3/4号炉</u>																																		
<u>運転、起動、高温停止の場合^{※1}</u>	<u>5名以上</u>	<u>5名以上</u>																																		
<u>低温停止、燃料交換の場合^{※2}</u>	<u>3名以上</u>	<u>3名以上</u>																																		
	<u>中央制御室名</u>																																			
<u>原子炉の状態</u>	<u>1/2号炉</u>	<u>3/4号炉</u>																																		
<u>運転、起動、高温停止の場合^{※1}</u>	<u>3名以上</u>	<u>3名以上</u>																																		
<u>低温停止、燃料交換の場合^{※2}</u>	<u>2名以上</u>	<u>2名以上</u>																																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転管理業務) <u>第12条の2</u> 組織は、<u>原子炉の状態</u>に応じた<u>原子力安全への影響度を考慮して</u>原子炉施設を<u>安全な状態</u>に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 組織は、第13条第1項の<u>巡視点検</u>及び第2項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。</p> <p>(4) <u>各GM</u>は、第3節<u>(第72条から第75条を除く。)</u>各条第2項の<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するために行う原子炉施設<u>の定期的な試験・確認等</u>の計画を定め、実施する。<u>なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</u></p> <p>(巡視点検) 第13条 組織は、毎日1回以上、原子炉施設(<u>原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)</u>内部及び<u>第95条第1項</u>で定める区域を除く)を巡視し、<u>次の施設及び設備について点検を行う。</u>実施においては、<u>第107条の3第3項</u>に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p><u>(1) 原子炉冷却系統施設</u> <u>(2) 制御材駆動設備</u> <u>(3) 電源、給排水及び排気施設</u></p> <p>2. 組織は、「状態管理マニュアル」に基づき、<u>格納容器内部の関連パラメータの監視及び第95条第1項</u>で定める区域の巡視を行う。</p> <p>(マニュアルの作成) 第14条 組織は、次の各号に掲げる組織が実施する原子炉施設の<u>運転管理</u>に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p><u>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</u> <u>(2) 巡視点検に関する事項</u> <u>(3) 異常時の操作に関する事項</u> <u>(4) 警報発生時の措置に関する事項</u> <u>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</u> <u>(6) 定例試験に関する事項</u></p>	<p>(運転管理業務) <u>第12条</u> 組織は、<u>廃止措置の段階</u>に応じた<u>必要な</u>原子炉施設<u>の機能を</u>維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 組織は、第13条第1項及び第2項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。</p> <p>(4) <u>当直長</u>は、第3節<u>第21条</u>第2項の<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するために行う原子炉施設確認の計画を定め、実施する。</p> <p>(巡視) 第13条 組織は、毎日1回以上、原子炉施設(<u>第41条第1項</u>で定める区域を除く)を巡視<u>する。</u>実施においては、<u>第56条第3項</u>に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>2. 組織は、「状態管理マニュアル」に基づき、<u>第41条第1項</u>で定める区域の巡視を行う。</p> <p>(マニュアルの作成) 第14条 組織は、次の各号に掲げる組織が実施する原子炉施設の<u>廃止措置管理</u>に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p><u>(1) 巡視に関する事項</u> <u>(2) 異常時の操作に関する事項</u> <u>(3) 警報発生時の措置に関する事項</u> <u>(4) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</u> <u>(5) 定例試験に関する事項</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考						
<p>(引継) 第15条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、<u>運転日誌及び引継日誌</u>を引き渡し、運転状況を申し送る。</p> <p><u>(原子炉起動前の確認事項)</u> <u>第16条</u> 当直長は、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p><u>(1) 原子炉冷却系統施設</u> <u>(2) 制御材駆動設備</u> <u>(3) 電源、給排水及び排気施設</u></p> <p><u>2. 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節で定める定事検停止時に実施する検査の結果を確認する。</u></p> <p><u>(なし)</u></p> <p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び<u>原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(引継) 第15条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)</u> <u>第16条</u> 当直長は、次の事項を遵守する。</p> <p><u>(1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。</u> <u>(2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。</u></p> <p><u>2. 燃料・輸送GMは、燃料を譲り渡す場合は、表16に定める譲渡し先に譲り渡す。</u></p> <p><u>表16</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 1161 2169 1262"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後、<u>原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u> (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、<u>原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
種別	譲渡し先							
使用済燃料	再処理事業者							
新燃料	加工事業者							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(4) 組織は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後<u>発電所内^{※3}</u>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び<u>原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>(6) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>表17</p> <table border="1" data-bbox="100 579 934 718"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>運転管理部長</u>に報告する。<u>運転管理部長</u>は、所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び各GMに連絡するとともに、<u>必要に応じて原子炉停止等の措置</u>について協議する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>※3</u>：重要度分類指針における<u>クラス1, 2, 3の機能を有する構築物, 系統及び機器とする。</u></p> <p><u>※4</u>：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p><u>※5</u>：化学消防自動車は、点検又は故障の場合には、<u>※4</u>に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>(<u>電源機能等喪失時</u>の体制の整備)</p> <p>第17条の2</p> <p>組織は、<u>津波によって</u>交流電源を供給する全ての設備、<u>海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び</u>使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「<u>電源機能等喪失時</u>」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</p> <p>(1) <u>電源機能等喪失時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) <u>電源機能等喪失時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) <u>電源機能等喪失時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な<u>可搬式発電機, 可搬式動力ポンプ, ホース及びその他</u>資機材の配備</p> <p>2. 組織は、<u>前項</u>の計画に基づき、<u>電源機能等喪失時</u>における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3. 組織は、<u>第1項及び第2項</u>に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	(中略)		<p>(4) <u>防災安全GMは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</u></p> <p>(5) 組織は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、<u>原子炉施設</u>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告する。</p> <p>(7) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>表17</p> <table border="1" data-bbox="1368 579 2202 718"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※3}</td> <td>1台^{※4}</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>施設運用部長</u>に報告する。<u>施設運用部長</u>は、所長、<u>廃止措置主任者</u>及び各GMに連絡するとともに、<u>必要な措置</u>について協議する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>※3</u>：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p><u>※4</u>：化学消防自動車は、点検又は故障の場合には、<u>※3</u>に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>(<u>電源機能喪失時等</u>の体制の整備)</p> <p>第17条の2</p> <p>組織は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、<u>原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合、又は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、</u>使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下<u>これらの事象を「電源機能喪失時等</u>」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</p> <p>(1) <u>電源機能喪失時等</u>における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) <u>電源機能喪失時等</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する<u>1年に1回以上の教育訓練</u></p> <p>(3) <u>電源機能喪失時等</u>における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 組織は、<u>前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</u></p> <p>3. 組織は、<u>第1項</u>の計画に基づき、<u>電源機能喪失時等</u>における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、<u>第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</u></p> <p>4. 組織は、<u>第3項</u>に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>※1</u>：「重大事故」とは、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※3}	1台 ^{※4}	(中略)		<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}													
(中略)														
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※3}	1台 ^{※4}													
(中略)														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考						
<p><u>第2節 運転上の留意事項</u></p> <p><u>(水質管理)</u></p> <p><u>第18条</u> 放射線・化学管理GMは、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオンを1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>2. 当直長は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の導電率及びpHを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉冷却材の水質が表18に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p> <p><u>表18</u></p> <table border="1" data-bbox="103 611 902 825"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 611 362 657">項 目</th> <th data-bbox="362 611 596 657">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 657 362 722" rowspan="3">原子炉冷却材 (原子炉水)</td> <td data-bbox="362 657 596 722">導電率 <u>1 μ S / c m 以下</u> <u>(25℃において)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="362 722 596 787">p H <u>5. 6 ~ 8. 6</u> <u>(25℃において)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="362 787 596 825">塩素イオン <u>0. 1 p p m 以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	原子炉冷却材 (原子炉水)	導電率 <u>1 μ S / c m 以下</u> <u>(25℃において)</u>	p H <u>5. 6 ~ 8. 6</u> <u>(25℃において)</u>	塩素イオン <u>0. 1 p p m 以下</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	基 準 値							
原子炉冷却材 (原子炉水)	導電率 <u>1 μ S / c m 以下</u> <u>(25℃において)</u>							
	p H <u>5. 6 ~ 8. 6</u> <u>(25℃において)</u>							
	塩素イオン <u>0. 1 p p m 以下</u>							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(なし)</u></p> <p><u>(なし)</u></p> <p><u>(なし)</u></p>	<p><u>第2節 廃止措置管理</u></p> <p><u>(安全貯蔵措置)</u></p> <p><u>第18条</u></p> <p><u>廃止措置計画GMは、廃止措置計画に基づく安全貯蔵^{※1}の対象範囲及び期間を定めるとともに、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</u></p> <p><u>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルの比較的高い原子炉圧力容器及び原子炉圧力容器を取り囲む放射線遮蔽体を含む領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。</u></p> <p><u>(工事の計画及び実施)</u></p> <p><u>第19条</u></p> <p><u>各GMは、廃止措置計画に基づき工事^{※1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</u></p> <p><u>(1) 工事計画</u></p> <p><u>(2) 設計管理</u></p> <p><u>(3) 調達管理</u></p> <p><u>(4) 工事管理</u></p> <p><u>2. 各GMは、工事計画を策定するにあたり、工事の内容が、隣接する他号炉の必要な機能及び性能に影響を及ぼさないことを確認する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策</u></p> <p><u>(2) 被ばく低減対策</u></p> <p><u>(3) 事故防止対策</u></p> <p><u>4. 各GMは、工事の結果について記録する。</u></p> <p><u>※1：工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第54条（施設管理計画）に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ。）。</u></p> <p><u>(工事完了の報告)</u></p> <p><u>第20条</u></p> <p><u>各GMは、第19条（工事の計画及び実施）に基づく工事が完了した場合には、工事の結果を、所長、廃止措置主任者及び廃止措置安全センター所長に報告するとともに、関係する各GMに通知する。</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																									
<p><u>第3節 運転上の制限</u> <u>(停止余裕)</u> <u>第19条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、停止余裕は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の確認を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。</u> <u>(1) 燃料GMは、燃料取替終了後、0.38%Δk/k※1の反応度補正をした状態で停止余裕を確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表19-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表19-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 709 1012 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止余裕</td> <td>挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表19-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 905 1178 1656"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉の状態が運転及び起動において停止余裕を満足しない場合</td> <td>A1. 停止余裕を満足させる措置を実施する。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 原子炉の状態が高温停止において停止余裕を満足しない場合</td> <td>C1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">D. 原子炉の状態が冷温停止において停止余裕を満足しない場合</td> <td>D1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び D2. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び D3. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び D4. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉の状態が運転及び起動において停止余裕を満足しない場合	A1. 停止余裕を満足させる措置を実施する。	6時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	C. 原子炉の状態が高温停止において停止余裕を満足しない場合	C1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに	D. 原子炉の状態が冷温停止において停止余裕を満足しない場合	D1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに	及び D2. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。	速やかに	及び D3. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。	速やかに	及び D4. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに	<p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																										
停止余裕	挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること																										
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 原子炉の状態が運転及び起動において停止余裕を満足しない場合	A1. 停止余裕を満足させる措置を実施する。	6時間																									
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																									
C. 原子炉の状態が高温停止において停止余裕を満足しない場合	C1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに																									
D. 原子炉の状態が冷温停止において停止余裕を満足しない場合	D1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに																									
	及び D2. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。	速やかに																									
	及び D3. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。	速やかに																									
	及び D4. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに																									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">E. 原子炉の状態が燃料交換において停止余裕を満足しない場合</td> <td>E1. 炉心変更を中止する。 及び</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>E2. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>E3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>E4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>E5. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	E. 原子炉の状態が燃料交換において停止余裕を満足しない場合	E1. 炉心変更を中止する。 及び	速やかに	E2. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び	速やかに	E3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び	速やかに	E4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び	速やかに	E5. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに			福島第二原子力発電所 1 号炉, 2 号炉, 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更
条件	要求される措置	完了時間															
E. 原子炉の状態が燃料交換において停止余裕を満足しない場合	E1. 炉心変更を中止する。 及び	速やかに															
	E2. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び	速やかに															
	E3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び	速やかに															
	E4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び	速やかに															
	E5. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに															
<p>※ 1 : 制御棒及び燃料の製作公差並びに計算誤差を考慮した値。</p> <p>(反応度監視) 第 20 条 原子炉の状態が運転において、反応度の予測値と監視値の差^{*1}は、表 20-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 反応度の予測値と監視値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 燃料 GM は、燃料取替後の原子炉起動操作^{*2}終了から 3 日間以内に 1 回反応度の予測値と監視値の差を評価する。 (2) 燃料 GM は、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が 1 0 0 0 MW d / t に 1 回反応度の予測値と監視値の差を評価する。 3. 燃料 GM が、反応度の予測値と監視値の差が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、燃料 GM 及び当直長は、表 20-2 の措置を講じる。</p> <p>表 20-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反応度の予測値と監視値の差</td> <td>± 1 % Δk/k 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 20-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料 GM が、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 燃料 GM は、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。</td> <td>3 日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 燃料 GM が運転継続を許容できないと判断した場合</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 反応度の予測値と監視値の差を評価する手段としては、制御棒密度の予測値と監視値の差を用いる。このとき、制御棒密度には 24 ポジション以上に引き抜かれている制御棒は含まない。 ※ 2 : 原子炉起動操作とは、原子炉起動に関する制御棒操作及び出力変化を伴う炉心流量操作のことをいう。</p>			項目	運転上の制限	反応度の予測値と監視値の差	± 1 % Δk/k 以内	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料 GM が、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料 GM は、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。	3 日間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 燃料 GM が運転継続を許容できないと判断した場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	2 4 時間	(削除)	
項目	運転上の制限																
反応度の予測値と監視値の差	± 1 % Δk/k 以内																
条件	要求される措置	完了時間															
A. 燃料 GM が、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料 GM は、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。	3 日間															
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 燃料 GM が運転継続を許容できないと判断した場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	2 4 時間															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																		
<p><u>(制御棒の動作確認)</u> <u>第21条</u> <u>原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒は表21-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒1本だけが動作不能^{*1}の場合を除く。</u></p> <p><u>2. 制御棒が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、全制御棒の位置を24時間に1回確認する。</u> <u>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、1ノッチの挿入・引抜が可能であることを1ヶ月に1回確認する。ただし、全挿入位置の制御棒、動作不能となった制御棒及びスタックした制御棒を除く。また、他の条文で制御棒の操作を禁止された場合も除く。</u> <u>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒を全引抜位置にする毎に、制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、制御棒が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該制御棒がスタック又は動作不能かを速やかに判断し、表21-2-1又は表21-2-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表21-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 806 1012 905"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 806 299 842">項目</th> <th data-bbox="299 806 1012 842">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 842 299 877">制御棒</td> <td data-bbox="299 842 1012 877">(1) 制御棒がスタックしていないこと</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="299 877 1012 905">(2) 制御棒が動作不能でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表21-2-1 (制御棒がスタックした場合)</u></p> <table border="1" data-bbox="106 968 1145 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 968 424 1003">条件</th> <th data-bbox="424 968 988 1003">要求される措置</th> <th data-bbox="988 968 1145 1003">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 1003 424 1230">A. 引抜制御棒が1本スタックした場合</td> <td data-bbox="424 1003 988 1230">A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び A2. 燃料GMは停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。 及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチ挿入・引抜が可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="988 1003 1145 1230">2時間 3日間 24時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 1230 424 1329">B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合</td> <td data-bbox="424 1230 988 1329">B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。</td> <td data-bbox="988 1230 1145 1329">2時間 24時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 1329 424 1430">C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="424 1329 988 1430">C1. 高温停止にする。</td> <td data-bbox="988 1329 1145 1430">24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御棒	(1) 制御棒がスタックしていないこと		(2) 制御棒が動作不能でないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 引抜制御棒が1本スタックした場合	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び A2. 燃料GMは停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。 及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチ挿入・引抜が可能であることを確認する。	2時間 3日間 24時間	B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。	2時間 24時間	C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																			
制御棒	(1) 制御棒がスタックしていないこと																			
	(2) 制御棒が動作不能でないこと																			
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 引抜制御棒が1本スタックした場合	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び A2. 燃料GMは停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。 及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチ挿入・引抜が可能であることを確認する。	2時間 3日間 24時間																		
B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。	2時間 24時間																		
C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>表 2 1 - 2 - 2 (制御棒が動作不能の場合)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 引抜制御棒が 2 本以上動作不能となった場合</td> <td>A1. 当該制御棒の操作を行わない。 及び A2. 動作不能となった制御棒を 2 本未満にする。</td> <td>速やかに 2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合(該当制御棒が 8 本以下の場合)</td> <td>B1. 当該制御棒を全挿入する。(要求される措置 A1 は適用除外とする) 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。</td> <td>3 時間 4 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A (該当制御棒が 9 本以上の場合) 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。(要求される措置 A1 は適用除外とする)</td> <td>2 4 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 動作不能とは、次のいずれかの条件に該当し、かつスクラム挿入は可能と判断された状態^{*2}をいう。 ①制御棒の位置が確認できない。 ②通常駆動による制御棒の挿入ができない又は引き抜きができない。ただし、原子炉手動操作系又は制御棒駆動水圧系の不具合として特定される場合は、制御棒操作が必要となるまでは動作不能とは見なさない。 ③制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認できない。</p> <p>※ 2 : スクラム挿入が可能と判断された状態とは、当該制御棒の制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表 2 2 - 2 で定める値であること及び原子炉保護系計装の [スクラム回路 (自動)] 要素が動作不能でないことが確認された状態をいう。</p> <p><u>(制御棒のスクラム機能)</u> 第 2 2 条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表 2 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 燃料GMは、定事検停止時にスクラム時間が表 2 2 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除き、制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表 2 2 - 2 に定める値であることを 1 週間に 1 回確認する。また、当直長は、必要に応じて制御棒スクラムアキュムレータの充填を行う。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒が発生した場合は、他の制御棒のスクラム時間の平均値が表 2 2 - 2 に定める値であることを管理的手段により確認する。</p> <p>3. 当直長は、制御棒のスクラム機能が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p><u>表 2 2 - 1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒のスクラム機能</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 引抜制御棒が 2 本以上動作不能となった場合	A1. 当該制御棒の操作を行わない。 及び A2. 動作不能となった制御棒を 2 本未満にする。	速やかに 2 4 時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合(該当制御棒が 8 本以下の場合)	B1. 当該制御棒を全挿入する。(要求される措置 A1 は適用除外とする) 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	3 時間 4 時間	C. 条件 A (該当制御棒が 9 本以上の場合) 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。(要求される措置 A1 は適用除外とする)	2 4 時間	項目	運転上の制限	制御棒のスクラム機能	動作可能であること	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所 1 号炉, 2 号炉, 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																
A. 引抜制御棒が 2 本以上動作不能となった場合	A1. 当該制御棒の操作を行わない。 及び A2. 動作不能となった制御棒を 2 本未満にする。	速やかに 2 4 時間																
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合(該当制御棒が 8 本以下の場合)	B1. 当該制御棒を全挿入する。(要求される措置 A1 は適用除外とする) 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	3 時間 4 時間																
C. 条件 A (該当制御棒が 9 本以上の場合) 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。(要求される措置 A1 は適用除外とする)	2 4 時間																
項目	運転上の制限																	
制御棒のスクラム機能	動作可能であること																	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考																							
<p>表 2 2 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>判 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 号 炉</td> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)</td> <td>3.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>6.47MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 号 炉</td> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)</td> <td>3.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>6.58MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 号 炉</td> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)</td> <td>1.62秒以下</td> </tr> <tr> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>10.5MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 号 炉</td> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)</td> <td>1.62秒以下</td> </tr> <tr> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>10.5MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>					項 目		判 定 値	1 号 炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.47MPa[gage]以上	2 号 炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.58MPa[gage]以上	3 号 炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)	1.62秒以下	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	10.5MPa[gage]以上	4 号 炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)	1.62秒以下	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	10.5MPa[gage]以上
項 目		判 定 値																									
1 号 炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下																									
	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.47MPa[gage]以上																									
2 号 炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下																									
	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.58MPa[gage]以上																									
3 号 炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)	1.62秒以下																									
	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	10.5MPa[gage]以上																									
4 号 炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)	1.62秒以下																									
	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	10.5MPa[gage]以上																									
<p>表 2 2 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合</td> <td>A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。 又は A2. 当該制御棒を全挿入する。</td> <td>8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合</td> <td>B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。 又は B2. 当該制御棒を全挿入する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>					条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。 又は A2. 当該制御棒を全挿入する。	8時間 8時間	B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。 又は B2. 当該制御棒を全挿入する。	1時間 1時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	1時間											
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																									
A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。 又は A2. 当該制御棒を全挿入する。	8時間 8時間																									
B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。 又は B2. 当該制御棒を全挿入する。	1時間 1時間																									
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	1時間																									
				<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>																							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																						
<p><u>(制御棒の操作)</u> <u>第23条</u> <u>原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒の操作は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 制御棒の操作が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 燃料GMは、原子炉の状態が運転及び起動で、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒価値ミニマイザを使用して、制御棒の操作を行う。なお、制御棒価値ミニマイザが使用不可能な場合は、制御棒操作手順に従って操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行う運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行う。さらに、制御棒の操作の都度、制御棒操作手順に定める位置に適合させるように制御棒の操作を行うが、制御棒操作手順に定める位置にないことを確認した場合は、速やかに当該制御棒を制御棒操作手順に定める位置に適合させる。</u></p> <p><u>3. 当直長は、制御棒の操作が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表23-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表23-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 835 937 936"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒の操作</td> <td>あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表23-2</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1003 1071 1495"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合</td> <td>A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。^{※1}</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。</td> <td>3時間 4時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合</td> <td>D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。^{※2}</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 原子炉をスクラムさせる。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を除いて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。</u> <u>※2：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を含めて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。</u></p>	項目	運転上の制限	制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※1}	8時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	3時間 4時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※2}	1時間	E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																							
制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること																							
条件	要求される措置	完了時間																						
A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※1}	8時間																						
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	3時間 4時間																						
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																						
D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※2}	1時間																						
E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに																						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																										
<p><u>(ほう酸水注入系)</u> <u>第24条</u> 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</u> <u>(3) 放射線・化学管理GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 2の範囲内にあることを毎日1回確認する。</u> <u>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であること及び主要な電動弁が開することを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、ほう酸水注入系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-3の措置を講じる。</p> <p><u>表24-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 871 934 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td><u>(1) 1系列^{※2}が動作可能であること</u> <u>(2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉压力容器までの注入配管をいう。(主要な電動弁については、第2項第5号においても同様。)</u></p> <p><u>※2：1系列とは、ポンプ1台及び必要な弁並びに主要配管をいう。</u></p> <p><u>表24-2</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1228 994 1470"> <thead> <tr> <th>項目 (ほう酸水注入ポンプ 吐出圧力)</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>8.4MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>10.8MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>9.5MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>10.2MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表24-3</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1533 1023 1858"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 2の範囲内がない場合</td> <td>A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 2の範囲内に復旧する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. ほう酸水注入系が動作不能な場合</td> <td>B1. ほう酸水注入系を復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入系	<u>(1) 1系列^{※2}が動作可能であること</u> <u>(2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること</u>	項目 (ほう酸水注入ポンプ 吐出圧力)	判定値	1号炉	8.4MPa[gage]以上	2号炉	10.8MPa[gage]以上	3号炉	9.5MPa[gage]以上	4号炉	10.2MPa[gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 2の範囲内がない場合	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 2の範囲内に復旧する。	3日間	B. ほう酸水注入系が動作不能な場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																											
ほう酸水注入系	<u>(1) 1系列^{※2}が動作可能であること</u> <u>(2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること</u>																											
項目 (ほう酸水注入ポンプ 吐出圧力)	判定値																											
1号炉	8.4MPa[gage]以上																											
2号炉	10.8MPa[gage]以上																											
3号炉	9.5MPa[gage]以上																											
4号炉	10.2MPa[gage]以上																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 2の範囲内がない場合	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 2の範囲内に復旧する。	3日間																										
B. ほう酸水注入系が動作不能な場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8時間																										
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																										

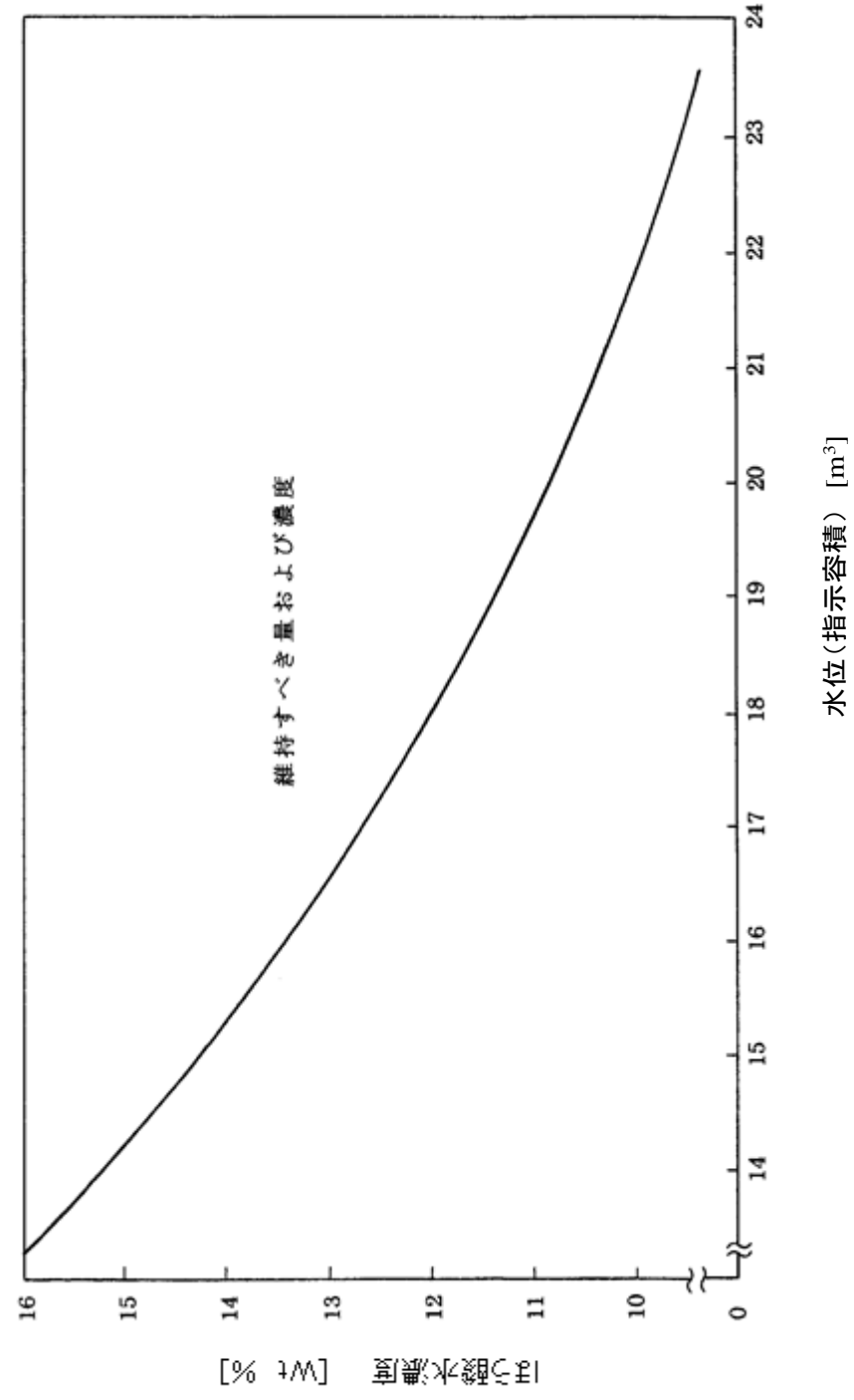
福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前

変 更 後

備 考

図 2 4 - 1



福島第二原子力発電所 1 号炉, 2 号炉, 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更

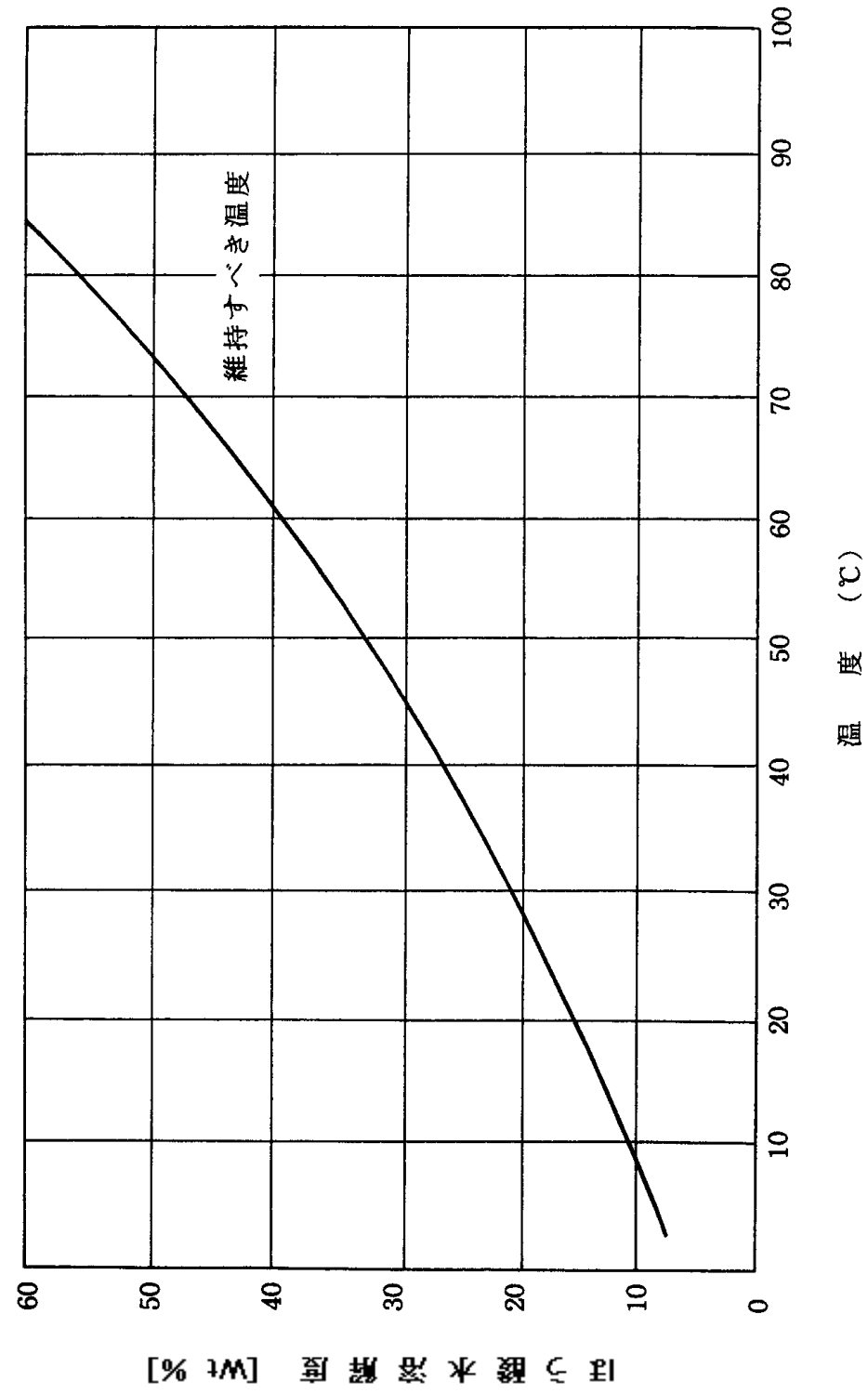
福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前

変 更 後

備 考

図 2 4 - 2



福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
<p><u>(原子炉熱的制限値)</u> <u>第25条</u> 原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉熱出力30%以上において、最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、最小限界出力比又は燃料棒最大線出力密度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じる。</p> <p>表25-1 1. 1号炉及び2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>最小限界出力比</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で2,000M</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Wd/t 手前までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>新型8×8ジルコニウムライナ燃料</td> <td>1. 21以上</td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td>1. 24以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)</td> <td>1. 23以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)</td> <td>1. 22以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>上記以外の期間</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>新型8×8ジルコニウムライナ燃料が装荷されている場合</u></td> </tr> <tr> <td>新型8×8ジルコニウムライナ燃料</td> <td>1. 30以上</td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td>1. 35以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)</td> <td>1. 36以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)</td> <td>1. 35以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>新型8×8ジルコニウムライナ燃料が装荷されていない場合</u></td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td>1. 33以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)</td> <td>1. 35以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)</td> <td>1. 27以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)のみが装荷されている場合</td> <td>1. 33以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)のみが装荷されている場合以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>燃料棒最大線出力密度</u></td> <td><u>44.0kW/m以下</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉及び4号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>最小限界出力比</u></td> </tr> <tr> <td>新型8×8ジルコニウムライナ燃料</td> <td>1. 21以上</td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td>1. 24以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(A型)</td> <td>1. 23以上</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(B型)</td> <td>1. 22以上</td> </tr> <tr> <td><u>燃料棒最大線出力密度</u></td> <td><u>44.0kW/m以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	<u>最小限界出力比</u>		<u>サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で2,000M</u>		<u>Wd/t 手前までの期間</u>		新型8×8ジルコニウムライナ燃料	1. 21以上	高燃焼度8×8燃料	1. 24以上	9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)	1. 23以上	9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)	1. 22以上	<u>上記以外の期間</u>		<u>新型8×8ジルコニウムライナ燃料が装荷されている場合</u>		新型8×8ジルコニウムライナ燃料	1. 30以上	高燃焼度8×8燃料	1. 35以上	9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)	1. 36以上	9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)	1. 35以上	<u>新型8×8ジルコニウムライナ燃料が装荷されていない場合</u>		高燃焼度8×8燃料	1. 33以上	9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)	1. 35以上	9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)	1. 27以上	9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)のみが装荷されている場合	1. 33以上	9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)のみが装荷されている場合以外		<u>燃料棒最大線出力密度</u>	<u>44.0kW/m以下</u>	項目	運転上の制限	<u>最小限界出力比</u>		新型8×8ジルコニウムライナ燃料	1. 21以上	高燃焼度8×8燃料	1. 24以上	9×9燃料(A型)	1. 23以上	9×9燃料(B型)	1. 22以上	<u>燃料棒最大線出力密度</u>	<u>44.0kW/m以下</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																																									
<u>最小限界出力比</u>																																																										
<u>サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で2,000M</u>																																																										
<u>Wd/t 手前までの期間</u>																																																										
新型8×8ジルコニウムライナ燃料	1. 21以上																																																									
高燃焼度8×8燃料	1. 24以上																																																									
9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)	1. 23以上																																																									
9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)	1. 22以上																																																									
<u>上記以外の期間</u>																																																										
<u>新型8×8ジルコニウムライナ燃料が装荷されている場合</u>																																																										
新型8×8ジルコニウムライナ燃料	1. 30以上																																																									
高燃焼度8×8燃料	1. 35以上																																																									
9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)	1. 36以上																																																									
9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)	1. 35以上																																																									
<u>新型8×8ジルコニウムライナ燃料が装荷されていない場合</u>																																																										
高燃焼度8×8燃料	1. 33以上																																																									
9×9燃料(A型)(9×9少数体装荷燃料(A型)含む)	1. 35以上																																																									
9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)	1. 27以上																																																									
9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)のみが装荷されている場合	1. 33以上																																																									
9×9燃料(B型)(9×9少数体装荷燃料(B型)含む)のみが装荷されている場合以外																																																										
<u>燃料棒最大線出力密度</u>	<u>44.0kW/m以下</u>																																																									
項目	運転上の制限																																																									
<u>最小限界出力比</u>																																																										
新型8×8ジルコニウムライナ燃料	1. 21以上																																																									
高燃焼度8×8燃料	1. 24以上																																																									
9×9燃料(A型)	1. 23以上																																																									
9×9燃料(B型)	1. 22以上																																																									
<u>燃料棒最大線出力密度</u>	<u>44.0kW/m以下</u>																																																									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>表 2 5 - 2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 制限値以内に復旧する措置^{※1}を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉熱出力を30%未満にすることを含む。</p> <p><u>(原子炉熱出力及び炉心流量)</u></p> <p><u>第26条</u> 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p><u>2. 原子炉熱出力及び炉心流量が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉熱出力30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量が図26に定める運転範囲にあることを24時間に1回確認する。</u></p> <p><u>(2) 燃料GMは、定格熱出力一定運転にあたり、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、当直長に通知する。当直長は、定格熱出力一定運転において、原子炉熱出力の瞬時値^{※1}及び1時間平均値^{※2}が原子炉熱出力100%以下であることを1時間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉熱出力及び炉心流量が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表26-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表 2 6 - 1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力及び炉心流量</td> <td>図26に定める運転範囲にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表 2 6 - 2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 運転範囲内に復旧する措置^{※3}を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：瞬時値とは、計算機により算出される1分値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。瞬時値は原子炉熱出力のゆらぎを考慮し、原子炉熱出力100%に対して1%未満の超過の場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：1時間平均値とは、計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。</p> <p>※3：原子炉熱出力を30%未満にすることを含む。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 制限値以内に復旧する措置 ^{※1} を開始する。	速やかに	項目	運転上の制限	原子炉熱出力及び炉心流量	図26に定める運転範囲にあること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始する。	速やかに	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間																
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 制限値以内に復旧する措置 ^{※1} を開始する。	速やかに																
項目	運転上の制限																	
原子炉熱出力及び炉心流量	図26に定める運転範囲にあること																	
条 件	要求される措置	完了時間																
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始する。	速やかに																

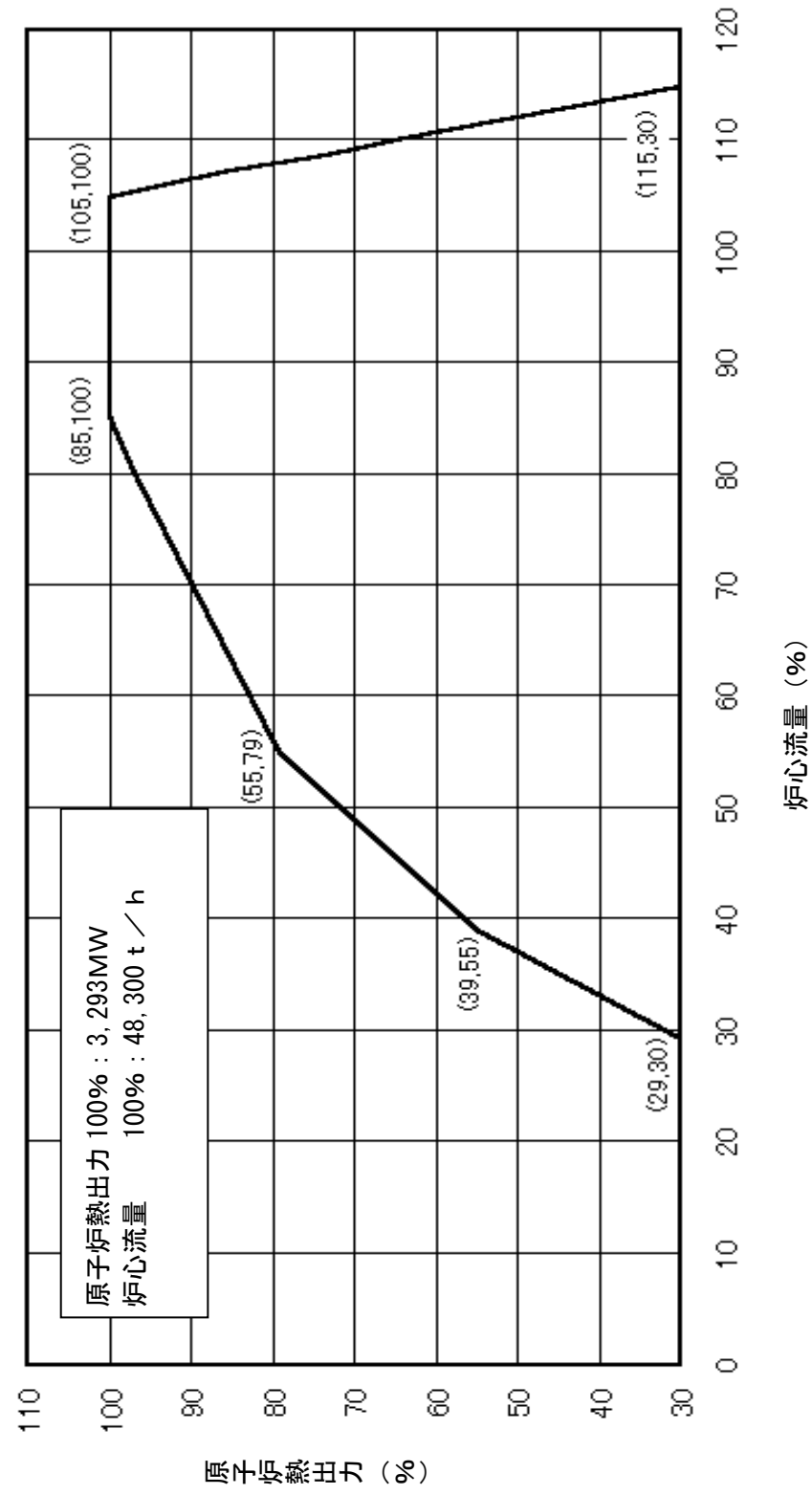
福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前

変 更 後

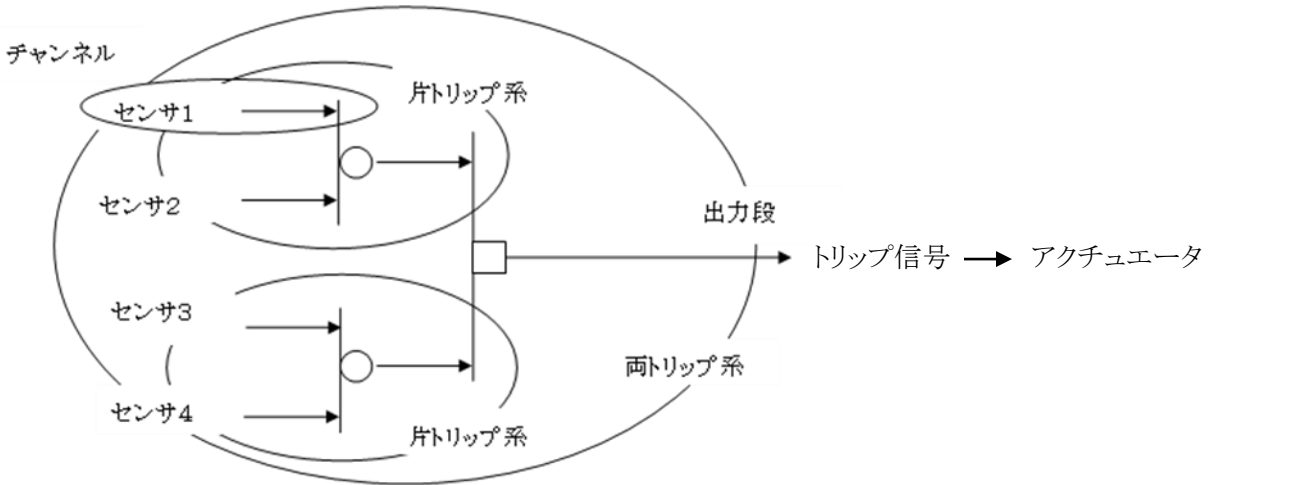
備 考

図 2.6



福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考				
<p><u>(計測及び制御設備)</u> <u>第27条</u> <u>原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{※1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>(1) 原子炉保護系計装</u> <u>(2) 起動領域モニタ計装</u> <u>(3) 非常用炉心冷却系計装</u> <u>(低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装)</u> <u>(4) 格納容器隔離系計装</u> <u>(主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装)</u> <u>(5) その他の計装</u> <u>(非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)</u></p> <p><u>2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 各GMは、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMは前項で定める計測及び制御設備に係る事象を発見した場合には、当直長に連絡し、当直長は誤動作^{※2}又は誤不動作^{※3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表27-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 997 949 1165"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 997 391 1029">項目</th> <th data-bbox="391 997 949 1029">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1029 391 1165">計測及び制御設備</td> <td data-bbox="391 1029 949 1165">動作可能^{※4}であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：適用範囲は、センサから論理回路の出力段までとし、アクチュエータは含まない。また、トリップ系の定義の例は次のとおり。</u></p>  <p><u>※2：本条における誤動作とは、計測及び制御設備が、トリップ信号を出力すべきでない状態にもかかわらず、誤ってトリップ信号を出力する状態をいう。</u></p>	項目	運転上の制限	計測及び制御設備	動作可能 ^{※4} であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限					
計測及び制御設備	動作可能 ^{※4} であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																			
<p>※3：本条における誤不動作とは、計測及び制御設備が、トリップ信号を出力すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、トリップ信号を出力しない状態、又は、そのような状態が発生すると推定される状態をいう。</p> <p>※4：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>表27-2 1. 原子炉保護系計装</p> <p>表27-2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期（ペリオド）短</td> <td rowspan="3">原子炉周期 10秒以上 (中間領域)</td> <td>当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止^{*1}、冷温停止^{*1}及び燃料交換^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。^{*2}</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測制御GMは、チャンネル校正^{*3}（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認^{*4}する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>二</td> <td>運転評価GMは、論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束</td> <td rowspan="3">15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料取替」、 「起動」の時)</td> <td>当直長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測制御GMは校正を実施する。</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>計測制御GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。</td> <td>燃焼度の増分が 1,000M Wd/tに1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻 度	1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期（ペリオド）短	原子炉周期 10秒以上 (中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{*2}	毎日1回	当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	計測制御GMは、チャンネル校正 ^{*3} （検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認 ^{*4} する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	二	運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料取替」、 「起動」の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	当直長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測制御GMは校正を実施する。	1週間に1回	計測制御GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000M Wd/tに1回			計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時		<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
要素	設定値	項目	頻 度																																		
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期（ペリオド）短	原子炉周期 10秒以上 (中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{*2}	毎日1回																																		
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時																																		
		計測制御GMは、チャンネル校正 ^{*3} （検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認 ^{*4} する。	定事検停止時																																		
b. 機器動作不能	二	運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																		
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料取替」、 「起動」の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																		
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時																																		
		計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																		
	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																		
		当直長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測制御GMは校正を実施する。	1週間に1回																																		
		計測制御GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000M Wd/tに1回																																		
		計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後		備 考	
要 素	設定値	項 目	頻 度				
(b)熱流束相当	自動可変設定 (図 2.7 に示す設定値以下)	当直長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測制御GMは校正する。	1週間に1回			福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更	
		計測制御GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MW d / tに1回				
		計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時				
		計測制御GMは、フローユニット校正を実施する。	定事検停止時				
b. 機器動作不能	—	運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時				
3. 原子炉圧力高	7.21MPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回				
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時				
4. 原子炉水位低(レベル3)	1,372cm以上(圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回				
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時				
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時				
6. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回				
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時				
7. スクラム排出容器水位高	94.5L以下(スクラム排出容器1個あたり)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回				
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後	備 考						
<u>要 素</u>	<u>設定値</u>	<u>項 目</u>	<u>頻 度</u>		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更						
8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{*5}	当直長は、原子炉熱出力が付表27-2-1で定める値以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時								
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時								
9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{*6} 4.12MPa[gage]以上 励磁位置 ^{*6}	当直長は、原子炉熱出力が付表27-2-1で定める値以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時								
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時								
10. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回								
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時								
11. 地震加速度大 a. 地下2階床水平 b. 2階床水平 c. 地下2階床鉛直	地下2階床水平 135 Gal以下 2階床水平 150 Gal以下 地下2階床鉛直 100 Gal以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時								
12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	二	運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時								
13. スクラム回路	二	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回								
		運転評価GMは、手動スクラム論理回路機能を確認する。	定事検停止時								
付表27-2-1											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>3号炉及び4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>30%相当</td> <td>45%相当</td> </tr> </tbody> </table>						項 目	1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉	原子炉熱出力	30%相当	45%相当
項 目	1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉									
原子炉熱出力	30%相当	45%相当									
<p>※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。</p> <p>※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。</p>											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																										
<p>※4：本条における論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>※5：タービン入口蒸気第1段圧力が1号炉は約1.27MPa[gage]（原子炉熱出力の約30%）以上、2号炉は約1.22MPa[gage]（原子炉熱出力の約30%）以上、3号炉及び4号炉は約1.97MPa[gage]（原子炉熱出力の約45%）以上で運転している時。以下、本条において同じ。</p> <p>※6：タービン入口蒸気第1段圧力が1号炉は約1.27MPa[gage]（原子炉熱出力の約30%）以上、2号炉は約1.22MPa[gage]（原子炉熱出力の約30%）以上、3号炉及び4号炉は約1.97MPa[gage]（原子炉熱出力の約45%）以上で運転していて、かつ3号炉及び4号炉はタービンバイパス弁が0.2秒以内に動作しない時。以下、本条において同じ。</p> <p>2. 起動領域モニタ計装</p> <p>表27-2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ</td> <td>当直長は、計数率が3 s⁻¹以上であることの確認を行う。</td> <td>原子炉の状態が起動^{*1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{*2}の場合毎日1回、炉心変更中^{*2}の場合12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動^{*1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{*2}において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中性子源領域である場合。</p> <p>※2：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(1) 低圧炉心スプレイ系計装</p> <p>表27-2-3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル1)</td> <td>961cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage] 以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 注入弁両側差圧低(注入可)</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。</td> <td>毎日1回 定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要素	項目	頻度	1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 s ⁻¹ 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{*2} の場合12時間に1回	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*2} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施する。	定事検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時	3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時		<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
要素	項目	頻度																										
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 s ⁻¹ 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{*2} の場合12時間に1回																										
	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*2} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																										
	計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施する。	定事検停止時																										
要素	設定値	項目	頻度																									
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																									
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																									
3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時																									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考																																																																																																								
<p>(2) 低圧注水系計装 表 27-2-3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <td colspan="4"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (レベル1)</td> <td>961cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage] 以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>3. 注入弁両側差圧低 (注入可)</td> <td>付表 27-2-3 参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。</td> <td>毎日1回 定事検停止時</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 高圧炉心スプレイ系計装 表 27-2-3-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <td colspan="4"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,243cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage] 以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <td colspan="4"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (レベル1)</td> <td>961cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage] 以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>3. 自動減圧系始動タイマ</td> <td>120 秒以下</td> <td>電気機器第一GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高</td> <td>付表 27-2-3 参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。(3号炉のみ対象)</td> <td>毎日1回</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高</td> <td>付表 27-2-3 参照</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が 0.84MPa[gage] 以上の場合。</p>								要 素	設定値	項 目	頻 度					1. 原子炉水位異常低 (レベル1)	961cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回					2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時					3. 注入弁両側差圧低 (注入可)	付表 27-2-3 参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時					要 素	設定値	項 目	頻 度					1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回					2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時					要 素	設定値	項 目	頻 度					1. 原子炉水位異常低 (レベル1)	961cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回					2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時					3. 自動減圧系始動タイマ	120 秒以下	電気機器第一GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時					4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	付表 27-2-3 参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。(3号炉のみ対象)	毎日1回					5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	付表 27-2-3 参照	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時					福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																																																													
1. 原子炉水位異常低 (レベル1)	961cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																													
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																																																																																													
3. 注入弁両側差圧低 (注入可)	付表 27-2-3 参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時																																																																																																													
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																																																													
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																													
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																																																																																													
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																																																													
1. 原子炉水位異常低 (レベル1)	961cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																													
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																																																																																													
3. 自動減圧系始動タイマ	120 秒以下	電気機器第一GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																																																																																													
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	付表 27-2-3 参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。(3号炉のみ対象)	毎日1回																																																																																																													
5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	付表 27-2-3 参照	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																																																																																													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
付表27-2-3*1										福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
要素	号 炉	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉					
1. 低圧炉心スプレイ系										
a. 注入弁両側差圧低（注入可）		4.90MPa	4.90MPa	4.90MPa	4.90MPa					
2. 低圧注水系										
b. 注入弁両側差圧低（注入可）		5.30MPa	5.30MPa	5.49MPa	5.30MPa					
3. 自動減圧系										
a. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高		0.98MPa[gage]	1.03MPa[gage]	0.98MPa[gage]	1.03MPa[gage]					
b. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高		0.69MPa[gage]	0.59MPa[gage]	0.69MPa[gage]	0.59MPa[gage]					
<p>※1：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p>										
<p>4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表27-2-4-1</p>										
要素	設定値	項 目	頻 度							
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止*1において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回							
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) 計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時							
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下									
4. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表27-2-4-1参照									
5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上									
6. 復水器真空度低	72.5kPa[abs]以下									
<p>※1：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。</p>										
付表27-2-4-1										
号 炉	設定値									
1号炉及び3号炉	6.1℃以下									
2号炉及び4号炉	6.2℃以下									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後	備 考																																		
<p>(2) 格納容器隔離系計装 表 27-2-4-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="6">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止*1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>b. 主蒸気管放射能高</td> <td>1.0×(通常運転時のバックグラウンド) 以下</td> <td rowspan="5">定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> </tr> <tr> <td>d. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照</td> </tr> <tr> <td>e. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td>f. 復水器真空度低</td> <td>72.5kPa[abs] 以下</td> </tr> <tr> <td>2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="6">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止*1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>b. 主蒸気管放射能高</td> <td>1.0×(通常運転時のバックグラウンド) 以下</td> <td rowspan="5">定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> </tr> <tr> <td>d. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照</td> </tr> <tr> <td>e. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td>f. 復水器真空度低</td> <td>72.5kPa[abs] 以下</td> </tr> </tbody> </table>				要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止*1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	毎日1回	b. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	定事検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照	e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上	f. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下	2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止*1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	毎日1回	b. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	定事検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照	e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上	f. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下		福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
要 素	設定値	項 目	頻 度																																				
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止*1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	毎日1回																																				
b. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド) 以下		定事検停止時																																				
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																																						
d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照																																						
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上																																						
f. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下																																						
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止*1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	毎日1回																																				
b. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド) 以下		定事検停止時																																				
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																																						
d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照																																						
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上																																						
f. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下																																						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後	備 考	
<u>要素</u>	<u>設定値</u>	<u>項 目</u>	<u>頻 度</u>		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更	
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転評価GMは論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時			
4. 格納容器調気系 ^{※2} a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転評価GMは論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時			
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下					
c. 原子炉建屋換気系排気放射能高 ^{※3}	1.0× (通常運転時のバックグラウンド) 以下					
d. 燃料取替エリア排気放射能高 ^{※3}	1.0× (通常運転時のバックグラウンド) 以下					
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転評価GMは論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時			
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下					
6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転評価GMは論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時			
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下					
<p>※1：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。</p> <p>※2：3号炉及び4号炉では「不活性ガス系」と読み替える。</p> <p>※3：高線量当量率物品の移動時を除く。</p>						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後		備 考																				
<p>(3) 原子炉建屋隔離系計装 表 27-2-4-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (レベル3)</td> <td>1,372 c m 以上 (圧力容器零レ ベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温 停止において、動作不能 でないことを指示によ り確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage] 以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャ ンネル校正を実施し、運 転評価GMは論理回路 機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉建屋換気 系排気放射能高^{※1}</td> <td>10×(通常運転 時のバックグラ ンド) 以下</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状 態が運転、起動、高温停 止及び炉心変更時^{※2}又 は原子炉建屋原子炉棟 内での照射された燃料 に係る作業時に動作不 能でないことを指示に より確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>4. 燃料取替エリア 排気放射能高^{※1}</td> <td>10×(通常運転 時のバックグラ ンド) 以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャ ンネル校正を実施し、運 転評価GMは論理回路 機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table>				要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m 以上 (圧力容器零レ ベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温 停止において、動作不能 でないことを指示によ り確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャ ンネル校正を実施し、運 転評価GMは論理回路 機能を確認する。	定事検停止時	3. 原子炉建屋換気 系排気放射能高 ^{※1}	10×(通常運転 時のバックグラ ンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状 態が運転、起動、高温停 止及び炉心変更時 ^{※2} 又 は原子炉建屋原子炉棟 内での照射された燃料 に係る作業時に動作不 能でないことを指示に より確認する。	毎日1回	4. 燃料取替エリア 排気放射能高 ^{※1}	10×(通常運転 時のバックグラ ンド) 以下	(2) 計測制御GMは、チャ ンネル校正を実施し、運 転評価GMは論理回路 機能を確認する。	定事検停止時			<p>福島第二原子力発 電所 1号炉, 2号 炉, 3号炉及び4 号炉の廃止措置に 伴う変更</p>
要 素	設定値	項 目	頻 度																							
1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m 以上 (圧力容器零レ ベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温 停止において、動作不能 でないことを指示によ り確認する。	毎日1回																							
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャ ンネル校正を実施し、運 転評価GMは論理回路 機能を確認する。	定事検停止時																							
3. 原子炉建屋換気 系排気放射能高 ^{※1}	10×(通常運転 時のバックグラ ンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状 態が運転、起動、高温停 止及び炉心変更時 ^{※2} 又 は原子炉建屋原子炉棟 内での照射された燃料 に係る作業時に動作不 能でないことを指示に より確認する。	毎日1回																							
4. 燃料取替エリア 排気放射能高 ^{※1}	10×(通常運転 時のバックグラ ンド) 以下	(2) 計測制御GMは、チャ ンネル校正を実施し、運 転評価GMは論理回路 機能を確認する。	定事検停止時																							
<p>※1 : 高線量当量率物品の移動時を除く。 ※2 : 停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>																										

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考																																				
<p>5. その他の計装</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機計装</p> <p>表 27-2-5-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1. 非常用ディーゼル発電機計装</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用交流高压電源母線電圧低</td> <td>—</td> <td>運転評価GMは、論理回路機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td>961 c m以上（圧力容器零レベルより）</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が<u>運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</u></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時 定事検停止時</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2. 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用交流高压電源母線電圧低</td> <td>—</td> <td>運転評価GMは、論理回路機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>1,243 c m以上（圧力容器零レベルより）</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が<u>運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</u></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時 定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table>				要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 非常用ディーゼル発電機計装				a. 非常用交流高压電源母線電圧低	—	運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時	b. 原子炉水位異常低（レベル1）	961 c m以上（圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が <u>運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</u>	毎日1回	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時 定事検停止時	2. 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装				a. 非常用交流高压電源母線電圧低	—	運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時	b. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 c m以上（圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が <u>運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</u>	毎日1回	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時 定事検停止時					<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
要 素	設定値	項 目	頻 度																																									
1. 非常用ディーゼル発電機計装																																												
a. 非常用交流高压電源母線電圧低	—	運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																																									
b. 原子炉水位異常低（レベル1）	961 c m以上（圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が <u>運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</u>	毎日1回																																									
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時 定事検停止時																																									
2. 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装																																												
a. 非常用交流高压電源母線電圧低	—	運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																																									
b. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 c m以上（圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が <u>運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</u>	毎日1回																																									
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時 定事検停止時																																									
<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装</p> <p>表 27-2-5-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td rowspan="3">1,243 c m以上（圧力容器零レベルより）</td> <td>当直長は、原子炉の状態が<u>運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。</u></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>運転評価GMは、論理回路機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合。</p>				要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 c m以上（圧力容器零レベルより）	当直長は、原子炉の状態が <u>運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。</u>	毎日1回	計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																													
要 素	設定値	項 目	頻 度																																									
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 c m以上（圧力容器零レベルより）	当直長は、原子炉の状態が <u>運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。</u>	毎日1回																																									
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時																																									
		運転評価GMは、論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																																									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後		備 考															
<p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表 27-2-5-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より 10%閉以下^{*1}</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置</td> <td>油圧^{*1} 4.12MPa[gage] 以上 励磁位置^{*1}</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：タービン入口蒸気第1段圧力が1号炉は約1.27MPa[gage]（原子炉熱出力の約30%）以上、2号炉は約1.22MPa[gage]（原子炉熱出力の約30%）以上、3号炉は約3.82MPa[gage]（原子炉熱出力の約80%）以上、4号炉は約3.76MPa[gage]（原子炉熱出力の約80%）以上で運転している時。</p>				要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{*1}	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{*1} 4.12MPa[gage] 以上 励磁位置 ^{*1}	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時			<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>			
要 素	設定値	項 目	頻 度																		
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{*1}	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																		
2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{*1} 4.12MPa[gage] 以上 励磁位置 ^{*1}	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を確認する。	定事検停止時																		
<p>(4) 制御棒引抜監視装置計装 表 27-2-5-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td>105%以下 （再循環流量 Wd（%）に対し、 0.62Wd+52%の式により設定する。）</td> <td>当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。</td> <td>起動時 定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>計測制御GMは、論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 下限</td> <td>5%^{*1}</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p>				要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 （再循環流量 Wd（%）に対し、 0.62Wd+52%の式により設定する。）	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	起動時 定事検停止時	b. 機器動作不能	—	計測制御GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	c. 下限	5% ^{*1}		計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
要 素	設定値	項 目	頻 度																		
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 （再循環流量 Wd（%）に対し、 0.62Wd+52%の式により設定する。）	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	起動時 定事検停止時																		
b. 機器動作不能	—	計測制御GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時																		
c. 下限	5% ^{*1}	計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時																		
<p>(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表 27-2-5-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位高 （レベル8）</td> <td>1,481 c m 以下 （圧力容器零レベルより）</td> <td>当直長は、原子炉熱出力が付表27-2-5-5で定める値以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。</td> <td>毎日1回 定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table>				要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位高 （レベル8）	1,481 c m 以下 （圧力容器零レベルより）	当直長は、原子炉熱出力が付表27-2-5-5で定める値以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時										
要 素	設定値	項 目	頻 度																		
1. 原子炉水位高 （レベル8）	1,481 c m 以下 （圧力容器零レベルより）	当直長は、原子炉熱出力が付表27-2-5-5で定める値以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時																		
<p>付表 27-2-5-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>3号炉及び4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>30%相当</td> <td>45%相当</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉	原子炉熱出力	30%相当	45%相当												
項 目	1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉																			
原子炉熱出力	30%相当	45%相当																			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考																	
<p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表 27-2-5-6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系流量</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 原子炉隔離時冷却系制御</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により<u>確認を行う。</u></td> <td>定事検停止後の原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>4. 残留熱除去系流量</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table>					要 素	項 目	頻 度	1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時	2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時	3. 原子炉隔離時冷却系制御	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時	当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により <u>確認を行う。</u>	定事検停止後の原子炉起動時	4. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時
要 素	項 目	頻 度																			
1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																			
2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																			
3. 原子炉隔離時冷却系制御	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																			
	当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により <u>確認を行う。</u>	定事検停止後の原子炉起動時																			
4. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																			
<p>(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表 27-2-5-7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>設定値</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建屋換気系排気放射能^{※1}</td> <td rowspan="2">10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※2}又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により<u>確認する。</u></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料取替エリア排気放射能^{※1}</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 換気系排気筒入口放射能</td> <td rowspan="2">10×(通常運転時のバックグラウンド) ^{※3}</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※2}又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により<u>確認する。</u></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を<u>確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高線量当量率物品の移動時を除く。 ※2：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※3：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p>					要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉建屋換気系排気放射能 ^{※1}	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により <u>確認する。</u>	毎日1回	2. 燃料取替エリア排気放射能 ^{※1}	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時	3. 換気系排気筒入口放射能	10×(通常運転時のバックグラウンド) ^{※3}	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により <u>確認する。</u>	毎日1回	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時
要 素	設定値	項 目	頻 度																		
1. 原子炉建屋換気系排気放射能 ^{※1}	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により <u>確認する。</u>	毎日1回																		
2. 燃料取替エリア排気放射能 ^{※1}		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																		
3. 換気系排気筒入口放射能	10×(通常運転時のバックグラウンド) ^{※3}	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により <u>確認する。</u>	毎日1回																		
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能を <u>確認する。</u>	定事検停止時																		
<p>福島第二原子力発電所 1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>																					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前

変 更 後

備 考

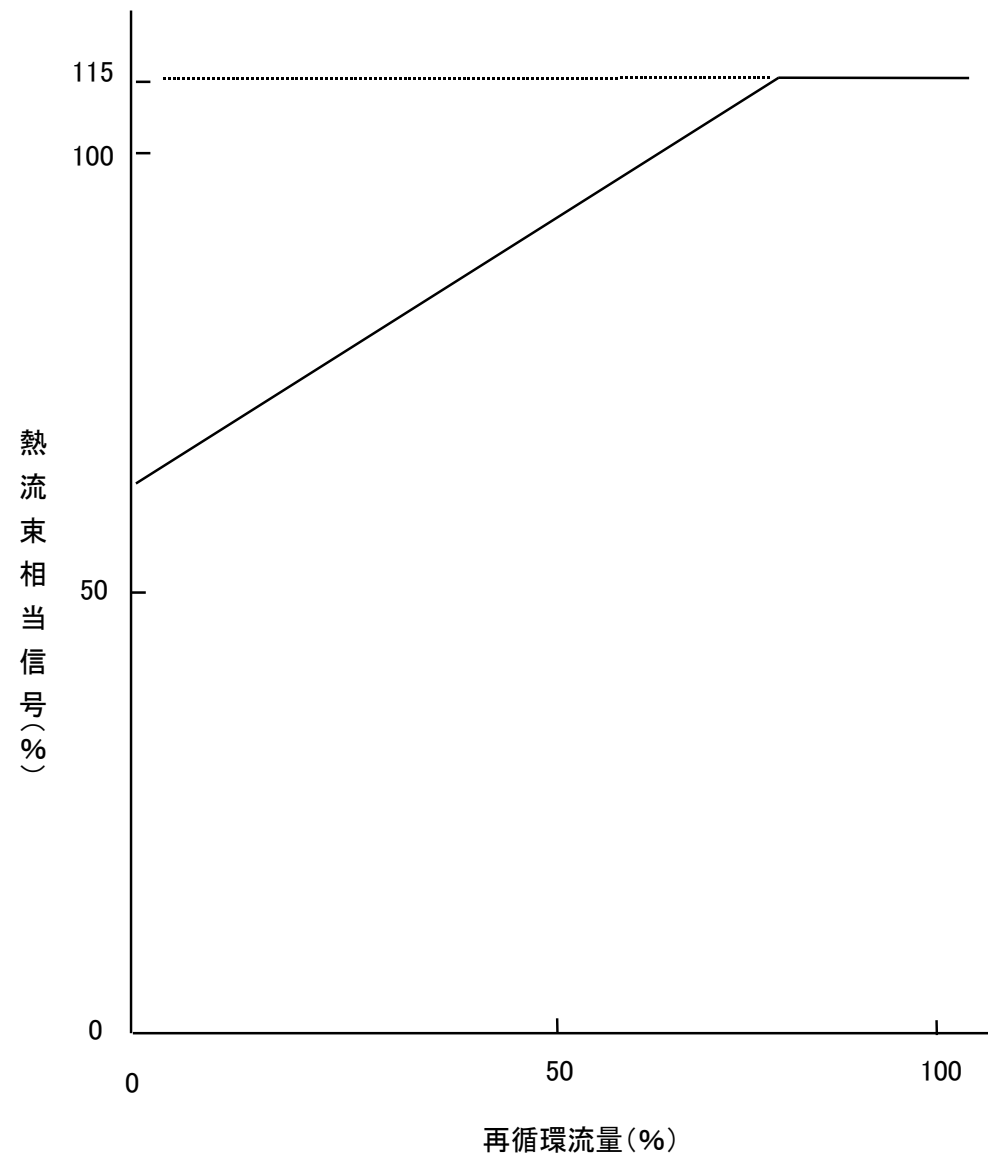
(8)事故時計装

表27-2-5-8

要素	項目	頻 度
1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位(広帯域) 3. 原子炉水位(燃料域)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
4. 格納容器圧力 5. 格納容器内雰囲気線量当量率	計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時

福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

図27



(注)熱流束相当信号は、再循環流量 $W_d(\%)$ に対して、
 $0.72W_d + 54$ により設定する。
 ただし、最大値は115とする。

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																													
<p>表27-3 1. 原子炉保護系計装</p> <p>原子炉保護系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、片トリップ系毎のすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>(1) 片トリップ系において、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能なチャンネルをトリップするか、又は当該トリップ系をトリップする。</p> <p>(2) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、6時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか、又はいずれかの片トリップ系をトリップする。</p> <p>(3) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。</p> <p>(4) 上記(1)、(2)又は(3)の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数(片トリップ系)</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 起動領域モニタ</td> <td>起動</td> <td>4^{**2}</td> <td>AL. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>a. 原子炉周期 (ペリオド) 短</td> <td>高温停止^{**1} 低温停止^{**1} 燃料交換^{**1}</td> <td></td> <td>AL. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>起動</td> <td>4^{**2}</td> <td>AL. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高温停止^{**1} 低温停止^{**1} 燃料交換^{**1}</td> <td></td> <td>AL. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>2. 平均出力領域モニタ</td> <td>起動</td> <td>3^{**3}</td> <td>AL. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>a. 中性子束高 (a) 中性子束</td> <td>運転</td> <td>3^{**3}</td> <td>AL. 起動にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>(b) 熱流束相当</td> <td>運転</td> <td>3^{**3}</td> <td>AL. 起動にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>運転 起動</td> <td>3^{**3}</td> <td>AL. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(片トリップ系)	要求される措置	完了時間	1. 起動領域モニタ	起動	4 ^{**2}	AL. 高温停止にする。	24時間	a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	高温停止 ^{**1} 低温停止 ^{**1} 燃料交換 ^{**1}		AL. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに	b. 機器動作不能	起動	4 ^{**2}	AL. 高温停止にする。	24時間		高温停止 ^{**1} 低温停止 ^{**1} 燃料交換 ^{**1}		AL. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに	2. 平均出力領域モニタ	起動	3 ^{**3}	AL. 高温停止にする。	24時間	a. 中性子束高 (a) 中性子束	運転	3 ^{**3}	AL. 起動にする。	12時間	(b) 熱流束相当	運転	3 ^{**3}	AL. 起動にする。	12時間	b. 機器動作不能	運転 起動	3 ^{**3}	AL. 高温停止にする。	24時間		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(片トリップ系)	要求される措置	完了時間																																											
1. 起動領域モニタ	起動	4 ^{**2}	AL. 高温停止にする。	24時間																																											
a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	高温停止 ^{**1} 低温停止 ^{**1} 燃料交換 ^{**1}		AL. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに																																											
b. 機器動作不能	起動	4 ^{**2}	AL. 高温停止にする。	24時間																																											
	高温停止 ^{**1} 低温停止 ^{**1} 燃料交換 ^{**1}		AL. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに																																											
2. 平均出力領域モニタ	起動	3 ^{**3}	AL. 高温停止にする。	24時間																																											
a. 中性子束高 (a) 中性子束	運転	3 ^{**3}	AL. 起動にする。	12時間																																											
(b) 熱流束相当	運転	3 ^{**3}	AL. 起動にする。	12時間																																											
b. 機器動作不能	運転 起動	3 ^{**3}	AL. 高温停止にする。	24時間																																											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前					変 更 後		備 考		
<u>要 素</u>	<u>適用される原子炉の状態</u>	<u>動作可能であるべきチャンネル数 (片トリップ系)</u>	<u>要求される措置</u>	<u>完了時間</u>			福島第二原子力発電所 1 号炉, 2 号炉, 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更		
3. 原子炉圧力高	運転 起動	2	AL. 高温停止にする。	24時間					
4. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動	2	AL. 高温停止にする。	24時間					
5. 主蒸気隔離弁閉	運転	8	AL. 起動にする。	12時間					
6. 格納容器圧力高	運転 起動	2	AL. 高温停止にする。	24時間					
7. スクラム排出容器水位高	運転 起動	4	AL. 高温停止にする。	24時間					
	高温停止 ^{※1} 低温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}							AL. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
8. 主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力が付表 27-3-1 で定める値以上	4	AL. 原子炉熱出力が付表 27-3-1 で定める値未満にする。	8時間					
9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁移動位置	原子炉熱出力が付表 27-3-1 で定める値以上	4	AL. 原子炉熱出力が付表 27-3-1 で定める値未満にする。	8時間					
10. 主蒸気管放射能高	運転 起動	2	AL. 高温停止にする。	24時間					
11. 地震加速度大 a. 地下2階末水平 b. 2階末水平 c. 地下2階末鉛直	運転 起動	6	AL. 高温停止にする。	24時間					
	高温停止 ^{※1} 低温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}							AL. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
12. 原子炉モードスイッチ 「停止」位置	運転 起動	1 ^{※4}	AL. 高温停止にする。	24時間					
	高温停止 ^{※1} 低温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}						AL. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに	
13. スクラム回路	運転 起動	2 ^{※5} (自動スクラム)	AL. 高温停止にする。	24時間					
	高温停止 ^{※1} 低温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}	1 ^{※5} (手動スクラム)	AL. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに					
付表 27-3-1									
<u>項 目</u>	<u>1 号炉及び 2 号炉</u>	<u>3 号炉及び 4 号炉</u>							
原子炉熱出力	30%相当	45%相当							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考	
<p>※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。</p> <p>※2：片系4チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は3とする。</p> <p>※3：片系3チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は2とする。</p> <p>※4：原子炉モードスイッチは1つであり、その接点を両トリップ系で1チャンネルずつ使用している。</p> <p>※5：片系における論理の数をさす。</p> <p>2. 起動領域モニタ計装</p> <p>起動領域モニタ計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p>				福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更	
表 27-3-2					
要素	適用される状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
起動領域モニタ	中性子源領域でかつ原子炉の状態が「起動」	8 ^{※1}	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 起動領域モニタを動作可能状態に復帰させる。 又は A2. 制御棒取扱操作を中止する。	4時間 速やかに
			B. 動作不能チャンネルが6つの場合	B1. 制御棒取扱操作を中止する。	速やかに
			C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間
	原子炉の状態が「高温停止」又は「低温停止」	2 ^{※2}	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を全挿入する。	1時間
				A2. 制御棒取扱操作を行ってはならない。	1時間
	原子炉の状態が燃料交換	炉心変更が実施されていない場合	2 ^{※2※3}	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。
炉心変更が実施されている場合		2 ^{※2※4}	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 制御棒挿入又は燃料取出し以外の炉心変更を中止する。 及び A2. 1体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに 速やかに
<p>※1：8チャンネルのうち、2チャンネルバイパス(片トリップで1チャンネル)可能設備のため、2チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は6とする。</p> <p>※2：異なる1/4炉心の2チャンネル</p> <p>※3：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合、当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。</p> <p>※4：炉心変更が実施されている1/4炉心の1チャンネル及びそれに隣接するいずれかの1/4炉心の1チャンネル。</p>					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後				備 考					
<p><u>3. 非常用炉心冷却系計装</u> <u>(1) 低圧炉心スプレイ系計装</u> 低圧炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、低圧炉心スプレイ系を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。 表 27-3-3-1</p>											
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間	福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更					
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	運転起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間						
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間						
			2. 格納容器圧力高	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合		A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間			
							B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間		
							3. 注入弁両側差圧低(注入可)	1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考	
<p>(2) 低圧注水系計装</p> <p>低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、系列毎のポンプ及び弁を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>表27-3-3-2</p>					
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)※1	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間
2. 格納容器圧力高		2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間
3. 注入弁両側差圧低(注入可)		1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間
<p>※1：系列毎とは低圧注水系においてA系、B系、C系をいう。</p>					
<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前		変更後		備考																	
<p>(3) 高圧炉心スプレイ系計装</p> <p>高圧炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、高圧炉心スプレイ系を動作させるためのすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>表27-3-3-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 原子炉水位異常低(レベル2)</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="3">4</td> <td>A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. チャンネル動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</td> <td>24時間 24時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</td> <td>12時間 12時間 12時間</td> </tr> <tr> <td>C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合</td> <td>C1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>		要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)	条件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネル動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間	B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間	C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間		福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)	条件	要求される措置	完了時間																
1. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネル動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間																
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間																
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前						変 更 後		備 考
<u>要 素</u>	<u>適用される 原子炉の状 態</u>	<u>動作可能であるべ きチャンネル数 (両トリップ系)</u>	<u>条 件</u>	<u>要求される措置</u>	<u>完了時間</u>			福島第二原子力発 電所 1 号炉, 2 号 炉, 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に 伴う変更
2. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に 動作不能チャン ネルが1つの場 合	A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルを トリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系を 動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間			
			B. 両トリップ系にそ れぞれ動作不能チ ャンネルが1つの 場合	B1. 少なくとも1つのチャ ンネルを動作可能な状態 に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チ ャンネルをトリップす る。 又は B3. 高圧炉心スプレイ系を 動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間			
			C. 片トリップ系に 動作不能チャン ネルが2つの場 合	C1. 高圧炉心スプレイ系を 動作不能とみなす。	1時間			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
<p>(4) 自動減圧系計装</p> <p>自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理*1毎のすべてのチャンネル数をいう。</p>												<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p>表 27-3-3-4</p>												
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間							
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	運転起動 ^{*2} 高温停止 ^{*2}	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間							
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間							
2. 格納容器圧力高		2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間							
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
要 素		適用される 原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間						
3.自動減圧系始動タイム		運転起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	1	A.いずれかの論理が動作不能の場合	A1.当該論理を動作可能状態に復旧する。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間						福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
				B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間						
4.低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高 又は 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高			4 ^{※3}	A.片方の論理が動作不能の場合	A1.当該論理を動作可能状態に復旧する。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間						
				B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間						

※1：本条における論理とは、当該系統・設備を作動させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。

※2：原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合。

※3：自動減圧系A系は低圧炉心スプレイ系2チャンネル及び残留熱除去系2チャンネルをいい、自動減圧系B系は残留熱除去系4チャンネルをいう。

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																			
<p>4. 格納容器隔離系計装</p> <p>(1) 主蒸気隔離弁計装</p> <p>主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、主蒸気隔離弁を隔離させるためのすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>(A) 片トリップ系において動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、24時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧出来ない場合は、動作不能なチャンネルをトリップするか、又は当該トリップ系をトリップする。</p> <p>(B) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧出来ない場合は、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。</p> <p>(C) 片トリップ系において同一要素のトリップ機能を維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。</p> <p>(D) (A), (B) 又は (C) の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-4-1</p> <table border="1" data-bbox="103 703 1142 1585"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル2)</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>4</td> <td>A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>2. 主蒸気管放射能高</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>4</td> <td>A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>12時間 24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>3. 主蒸気管流量大</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>16</td> <td>A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>12時間 24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>4. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>40(温度) 4(差温度)</td> <td>A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>12時間 24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>5. 主蒸気管圧力低</td> <td>運転</td> <td>4</td> <td>A1. 起動にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>6. 復水器真空度低</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>4</td> <td>A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)	要求される措置	完了時間	1. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	2. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間	3. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間	4. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	40(温度) 4(差温度)	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間	5. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	12時間	6. 復水器真空度低	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24時間 36時間		<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)	要求される措置	完了時間																																	
1. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																	
2. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間																																	
3. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間																																	
4. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	40(温度) 4(差温度)	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間																																	
5. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	12時間																																	
6. 復水器真空度低	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																
<p><u>(2) 格納容器隔離系計装</u> <u>主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離系計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。</u> <u>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、内側又は外側の隔離機能を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。</u></p> <p><u>(A) 内側隔離論理又は外側隔離論理において動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は「原子炉水位低（レベル3）」又は「格納容器圧力高」要素については12時間以内に、それ以外の要素については24時間以内に、動作可能な状態に復旧し、復旧出来ない場合は、動作不能なチャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。</u></p> <p><u>(B) 内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに同一要素の動作不能チャンネルが1つ以上ある場合、又は内側隔離論理及び外側隔離論理ともに隔離機能を喪失している場合は、1時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。</u></p> <p><u>(C) (A) 又は (B) の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</u></p> <p>表27-3-4-2</p> <table border="1" data-bbox="106 709 1151 1388"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="3">2</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>又は A2. 1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 2. 低温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">b. 主蒸気管放射能高</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="3">2</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>又は A2. 1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 2. 低温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">c. 主蒸気管流量大</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="3">8</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>又は A2. 1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 2. 低温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低（レベル2）	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間	又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間	及び A2. 2. 低温停止にする。	36時間	b. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間	又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間	及び A2. 2. 低温停止にする。	36時間	c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間	又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間	及び A2. 2. 低温停止にする。	36時間		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間																														
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低（レベル2）	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間																														
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間																														
			及び A2. 2. 低温停止にする。	36時間																														
b. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間																														
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間																														
			及び A2. 2. 低温停止にする。	36時間																														
c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間																														
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間																														
			及び A2. 2. 低温停止にする。	36時間																														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間						
d. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	20 (温度) 2 (差温度)	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						福島第二原子力発電所 1 号炉, 2 号炉, 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
			及び A2. 2. 冷温停止にする。	36時間						
e. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
			又は A2. 起動にする。	12時間						
f. 復水器真空度低	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
			及び A2. 2. 冷温停止にする。	36時間						
2. 炉水サンプリング系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	起動 高温停止		又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
			及び A2. 2. 冷温停止にする。	36時間						
b. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
			及び A2. 2. 冷温停止にする。	36時間						
c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
			及び A2. 2. 冷温停止にする。	36時間						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間						
d. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	20(温度) 2(差温度)	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
			及び A2. 2. 冷温停止にする。	36時間						
e. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
			又は A2. 起動にする。	12時間						
f. 復水器真空度低	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間					福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更	
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
			及び A2. 2. 冷温停止にする。	36時間						
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低(レベル3)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
4. 格納容器調気系 [*] a. 原子炉水位低(レベル3)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
b. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間						
			又は A2. 1. 高温停止にする。	24時間						
			及び A2. 2. 冷温停止にする。	36時間						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前					変 更 後		備 考
<u>要 素</u>	<u>適用される原子炉の状態</u>	<u>動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)</u>	<u>要求される措置</u>	<u>完了時間</u>			福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
<u>c. 原子炉建屋換気系排気放射能高^{※2}</u>	<u>運転 起動 高温停止</u>	<u>2</u>	<u>A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 低温停止にする。</u>	<u>12時間 24時間 36時間</u>			
<u>d. 燃料取替エリア排気放射能高^{※2}</u>	<u>運転 起動 高温停止</u>	<u>2</u>	<u>A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 低温停止にする。</u>	<u>12時間 24時間 36時間</u>			
<u>5. 残留熱除去系</u>							
<u>a. 原子炉水位低(レベル3)</u>	<u>運転 起動 高温停止</u>	<u>2</u>	<u>A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 低温停止にする。</u>	<u>12時間 24時間 36時間</u>			
<u>b. 格納容器圧力高</u>	<u>運転 起動 高温停止</u>	<u>2</u>	<u>A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 低温停止にする。</u>	<u>12時間 24時間 36時間</u>			
<u>6. 格納容器ドレン系</u>							
<u>a. 原子炉水位低(レベル3)</u>	<u>運転 起動 高温停止</u>	<u>2</u>	<u>A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 低温停止にする。</u>	<u>12時間 24時間 36時間</u>			
<u>b. 格納容器圧力高</u>	<u>運転 起動 高温停止</u>	<u>2</u>	<u>A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 低温停止にする。</u>	<u>12時間 24時間 36時間</u>			

※1：3号炉及び4号炉は「不活性ガス系」と読み替える。
 ※2：高線量当量率物品の移動時を除く。

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p>(3) 原子炉建屋隔離系計装 原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、A系又はB系の隔離機能を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>(A) A系隔離論理又はB系隔離論理において動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は「原子炉水位低（レベル3）」又は「格納容器圧力高」要素については12時間以内に、それ以外の要素については24時間以内に、動作可能な状態に復旧し復旧出来ない場合は、動作不能なチャンネルをトリップするか又は、当該隔離系をトリップする。</p> <p>(B) A系隔離論理及びB系隔離論理のそれぞれに同一要素の動作不能チャンネルが1つ以上ある場合、又はA系隔離論理及びB系隔離論理ともに隔離機能を喪失している場合は、1時間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧するか、トリップする。</p> <p>(C) (A) の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>(D) (B) の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内にとり、かつ10日間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧するか、トリップする。</p> <p>(E) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、(C) 又は (D) の措置を完了時間内に達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ36時間以内に冷温停止にする。</p> <p>(F) 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、(C) 又は (D) の措置を完了時間内に達成できない場合は、速やかに炉心変更及び原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</p> <p>表27-3-4-3</p> <table border="1" data-bbox="103 898 1115 1293"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低（レベル3）</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>2</td> <td>A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 及び A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間	1. 原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	2	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 及び A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間								
1. 原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	2	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 及び A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに								

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間						
2. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 及び A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに						福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
3. 原子炉建屋換気系排気放射能高 ^{※1}	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※2} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	2	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 及び A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに						
4. 燃料取替エリア排気放射能高 ^{※1}	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※2} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	2	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 及び A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに						

※1：高線量当量率物品の移動時を除く。

※2：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考															
<p>5. その他の計装</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機計装</p> <p>非常用ディーゼル発電機計装又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、系列毎の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>表27-3-5-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低</td> <td rowspan="2">運転起動高温停止及び第66条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間</td> <td rowspan="2">3</td> <td>A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間	1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	運転起動高温停止及び第66条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	1時間 1時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間														
1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	運転起動高温停止及び第66条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	1時間 1時間														
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間							
b. 原子炉水位異常低(レベル1)	運転起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間							福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間	1時間						
c. 格納容器圧力高		2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間							
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間	1時間						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前						変更後						備考
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)	条件	要求される措置	完了時間							
2. 高圧炉心スプレイスラッシュポンプ系ディーゼル発電機計装	運転 起動 高温停止 及び 第66条で 要求される非常用 交流高圧電源母線電 源母線の 要求がある 期間	3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	1時間 1時間							福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
			B. 上記の要求される処置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高圧炉心スプレイスラッシュポンプ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに							
b. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイスラッシュポンプ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間							
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12時間 12時間							
				B3. 高圧炉心スプレイスラッシュポンプ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12時間							
				C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイスラッシュポンプ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1時間						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前						変 更 後		備 考
要 素	適用される 原子炉の状 態	動作可能で あるべきチ ャンネル数 (系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間			福島第二原子力発 電所 1 号炉, 2 号 炉, 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に 伴う変更
c. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系 に動作不能チ ャンネルが1 つの場合	A1. チャンネルを動作 可能な状態に復旧す る。 又は A2. 動作不能チャン ネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプ レイ系ディーゼル 発電機を動作不能 とみなす。	24時間			
			B. 両トリップ系に それぞれ動作不 能チャンネルが 1つの場合	B1. 少なくとも1つの チャンネルを動作可 能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不 能チャンネルをトリッ プする。 又は B3. 高圧炉心スプ レイ系ディーゼル 発電機を動作不能 とみなす。	12時間			
						12時間		
			C. 片トリップ系 に動作不能チ ャンネルが2 つの場合	C1. 高圧炉心スプ レイ系ディーゼル 発電機を動作不能 とみなす。	1時間			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考																	
<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装</p> <p>原子炉隔離時冷却系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉隔離時冷却系を起動させるためのすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p>				<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>																	
<p>表27-3-5-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 原子炉水位異常低(レベル2)</td> <td rowspan="3">運転起動^{※1} 高温停止^{※1}</td> <td rowspan="3">4</td> <td>A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。 又は A3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。</td> <td>24時間 24時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 両トリップ系のそれぞれに動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。</td> <td>12時間 12時間 12時間</td> </tr> <tr> <td>C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合</td> <td>C1. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>		要 素	適用される原子炉の状態		動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	条 件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。 又は A3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間	B. 両トリップ系のそれぞれに動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間	C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	1時間	
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	条 件	要求される措置	完了時間																
1. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。 又は A3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間																
			B. 両トリップ系のそれぞれに動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間																
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	1時間																
<p>※1：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合。</p>																					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考																		
<p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装</p> <p>原子炉再循環ポンプトリップ計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理毎のすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>表 2.7-3-5-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 主蒸気止め 弁閉</td> <td rowspan="3">原子炉熱出力が付表2.7-3-5-3に定める値以上</td> <td rowspan="3">2</td> <td>A. いずれかの論理に、動作不能チャンネルが1つ以上の場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。</td> <td>3日間 3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 両方の論理にそれぞれ動作不能チャンネルが1つ以上の場合</td> <td>B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 原子炉熱出力が付表2.7-3-5-3に定める値未満とする。</td> <td>8時間</td> </tr> </tbody> </table>		要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間	1. 主蒸気止め 弁閉	原子炉熱出力が付表2.7-3-5-3に定める値以上	2	A. いずれかの論理に、動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	3日間 3日間	B. 両方の論理にそれぞれ動作不能チャンネルが1つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力が付表2.7-3-5-3に定める値未満とする。	8時間			福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間																	
1. 主蒸気止め 弁閉	原子炉熱出力が付表2.7-3-5-3に定める値以上	2	A. いずれかの論理に、動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	3日間 3日間																	
			B. 両方の論理にそれぞれ動作不能チャンネルが1つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2時間																	
			C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力が付表2.7-3-5-3に定める値未満とする。	8時間																	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前						変 更 後						備 考			
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間										
2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	原子炉熱出力が付表2 7-3-5-3に定める値以上	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	3日間 3日間										
			B. 両方の論理にそれぞれ動作不能チャンネルが1つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2時間										
			C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力が付表2 7-3-5-3に定める値未滿とする。	8時間										
b. 電磁弁励磁位置	原子炉熱出力が付表2 7-3-5-3に定める値以上	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	3日間 3日間										
			B. 両方の論理にそれぞれ動作不能チャンネルが1つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2時間										
			C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力が付表2 7-3-5-3に定める値未滿とする。	8時間										
付表2 7-3-5-3															
項 目		1号炉及び2号炉				3号炉及び4号炉									
原子炉熱出力		30%相当				80%相当									

福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p>(4) 制御棒引抜監視装置計装 <u>制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</u></p> <p>表27-3-5-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される 原子炉の状 態</th> <th>動作可能 であるべ きチャン ネル数</th> <th>条 件</th> <th>要求される 措 置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 制御棒引 抜阻止 a. 中性子束 高 b. 機器動作 不能 c. 下限</td> <td rowspan="2">原子炉熱出 力30%相 当以上</td> <td rowspan="2">2^{※1}</td> <td>A. 動作不能 チャンネル が1つの場 合</td> <td>A1. 動作不能チャン ネルをトリップす る。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措 置が完了時間 内に達成でき ない場合</td> <td>B1. 制御棒の引抜操 作を行わない。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は1とする。</p>	要 素	適用される 原子炉の状 態	動作可能 であるべ きチャン ネル数	条 件	要求される 措 置	完了時間	1. 制御棒引 抜阻止 a. 中性子束 高 b. 機器動作 不能 c. 下限	原子炉熱出 力30%相 当以上	2 ^{※1}	A. 動作不能 チャンネル が1つの場 合	A1. 動作不能チャン ネルをトリップす る。	1時間	B. 条件Aの措 置が完了時間 内に達成でき ない場合	B1. 制御棒の引抜操 作を行わない。	速やかに		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
要 素	適用される 原子炉の状 態	動作可能 であるべ きチャン ネル数	条 件	要求される 措 置	完了時間												
1. 制御棒引 抜阻止 a. 中性子束 高 b. 機器動作 不能 c. 下限	原子炉熱出 力30%相 当以上	2 ^{※1}	A. 動作不能 チャンネル が1つの場 合	A1. 動作不能チャン ネルをトリップす る。	1時間												
			B. 条件Aの措 置が完了時間 内に達成でき ない場合	B1. 制御棒の引抜操 作を行わない。	速やかに												

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																										
<p>(5) <u>タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装</u> <u>タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</u> <u>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、タービントリップ機能を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。</u></p> <p>表27-3-5-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 原子炉水位高(レベル8)</td> <td rowspan="3">原子炉熱出力が付表27-3-5-5で定める値以上</td> <td rowspan="3">3</td> <td>A. 動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。</td> <td>10日間 10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作不能チャンネルが2つ以上の場合</td> <td>B1. 高水位トリップ機能を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 原子炉熱出力が付表27-3-5-5に定める値未満にする。</td> <td>8時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>付表27-3-5-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>3号炉及び4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>30%相当</td> <td>45%相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) <u>中央制御室外原子炉停止装置計装</u> <u>中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</u></p> <p>表27-3-5-6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="4">運転起動</td> <td rowspan="2">A. 動作不能要素が1つの場合</td> <td>A1. 要素を動作可能状態に復旧する。</td> <td rowspan="2">30日間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉隔離時冷却系制御</td> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td rowspan="2">24時間</td> </tr> <tr> <td>4. 残留熱除去系流量</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉水位高(レベル8)	原子炉熱出力が付表27-3-5-5で定める値以上	3	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	10日間 10日間	B. 動作不能チャンネルが2つ以上の場合	B1. 高水位トリップ機能を動作可能な状態に復旧する。	2時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力が付表27-3-5-5に定める値未満にする。	8時間	項目	1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉	原子炉熱出力	30%相当	45%相当	要 素	適用される原子炉の状態	条 件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉圧力	運転起動	A. 動作不能要素が1つの場合	A1. 要素を動作可能状態に復旧する。	30日間	2. 原子炉隔離時冷却系流量		3. 原子炉隔離時冷却系制御	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	4. 残留熱除去系流量			福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間																																							
1. 原子炉水位高(レベル8)	原子炉熱出力が付表27-3-5-5で定める値以上	3	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	10日間 10日間																																							
			B. 動作不能チャンネルが2つ以上の場合	B1. 高水位トリップ機能を動作可能な状態に復旧する。	2時間																																							
			C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力が付表27-3-5-5に定める値未満にする。	8時間																																							
項目	1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉																																										
原子炉熱出力	30%相当	45%相当																																										
要 素	適用される原子炉の状態	条 件	要求される措置	完了時間																																								
1. 原子炉圧力	運転起動	A. 動作不能要素が1つの場合	A1. 要素を動作可能状態に復旧する。	30日間																																								
2. 原子炉隔離時冷却系流量																																												
3. 原子炉隔離時冷却系制御		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																								
4. 残留熱除去系流量																																												

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考																														
<p>(7) 中央制御室非常用換気空調系計装</p> <p>中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し、中央制御室に対して少なくとも1つの原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、当該原子炉の中央制御室非常用換気空調系の系列毎の全てのチャンネル数をいう。</p>																																		
<p>表27-3-5-7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉建屋換気系排気放射能高^{※2}</td> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止 炉心変更時^{※1} 又は 原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時</td> <td rowspan="2">2</td> <td>A. 動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能なチャンネルをトリップする。 又は A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。</td> <td>24時間 24時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作不能チャンネルが2つの場合</td> <td>B1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 燃料取扱エリア排気放射能高^{※2}</td> <td rowspan="2">係る作業時</td> <td rowspan="2">2</td> <td>A. 動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能なチャンネルをトリップする。 又は A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。</td> <td>24時間 24時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作不能チャンネルが2つの場合</td> <td>B1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>3. 換気系排気筒入口放射能高^{※3}</td> <td></td> <td>1</td> <td>A. 動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> </tbody> </table>					要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉建屋換気系排気放射能高 ^{※2}	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※1} 又は 原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能なチャンネルをトリップする。 又は A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間	B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間	2. 燃料取扱エリア排気放射能高 ^{※2}	係る作業時	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能なチャンネルをトリップする。 又は A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間	B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間	3. 換気系排気筒入口放射能高 ^{※3}		1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間 1時間
要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間																													
1. 原子炉建屋換気系排気放射能高 ^{※2}	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※1} 又は 原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能なチャンネルをトリップする。 又は A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間																													
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間																													
2. 燃料取扱エリア排気放射能高 ^{※2}	係る作業時	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能なチャンネルをトリップする。 又は A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間																													
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間																													
3. 換気系排気筒入口放射能高 ^{※3}		1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間 1時間																													
<p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※2：高線量当量率物品の移動時を除く。</p> <p>※3：サンプルポンプの定期切替時を除く。</p>																																		
<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>																																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前

変 更 後

備 考

(8) 事故時計装

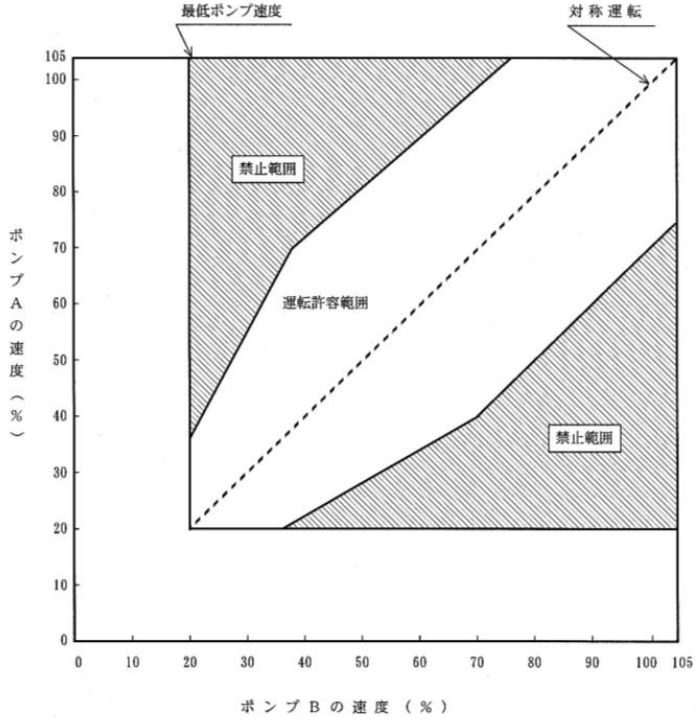
事故時計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表27-3-5-8

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能で あるべきチ ャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
<u>1. 原子炉圧力</u> <u>2. 原子炉水位</u> (広帯域) <u>3. 原子炉水</u> 位 (燃料 域) <u>4. 格納容器圧</u> 力	運転 起動	2	A. 動作不能チャ ネルが1つの場合	A1. チャンネルを動 作可能な状態に復旧す る。	30日間
			B. 条件Aで要求さ れる措置を完了時間 以内に達成できない 場合	B1. 当帰器が動作 不能状態であることを 明確にするような措置 を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャ ネルが2つの場合	C1. 少なくとも1つ のチャンネルを動作 可能な状態に復旧す る。	10日間
			D. 条件Cで要求さ れる措置を完了時 間内に達成できな い場合	D1. 高温停止にする。	24時間
<u>5. 格納容器内</u> 雰囲気線量当量 率			A. 動作不能チャ ネルが1つの場合	A1. チャンネルを動 作可能な状態に復旧す る。	30日間
			B. 条件Aで要求さ れる措置を完了時間 内に達成できない場 合	B1. 当帰器が動作 不能状態であることを 明確にするような措置 を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャ ネルが2つの場合	C1. 少なくとも1つ のチャンネルを動作 可能な状態に復旧す る。	10日間
			D. 条件Cで要求さ れる措置を完了時 間内に達成できな い場合	D1. 動作不能チャ ネルを動作可能な状 態に復旧する点検計 画を作成する。	速やかに

福島第二原子力発
電所 1号炉, 2号
炉, 3号炉及び4
号炉の廃止措置に
伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考													
<p>(原子炉再循環ポンプ) 第28条 原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉再循環ポンプは表28-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、3号炉及び4号炉において、負荷しゃ断により2台の原子炉再循環ポンプがトリップした場合を除く。</p> <p>2. 原子炉再循環ポンプが運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。1台停止時には制御棒の引き抜き及び炉心流量の増加(停止した原子炉再循環ポンプの再起動時を除く)を行ってはならない。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉再循環ポンプ2台運転時には2台の原子炉再循環ポンプ速度が図28に定める運転許容範囲内にあることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉再循環ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表28-2の措置を講じる。</p> <p>表28-1</p> <table border="1" data-bbox="142 674 1012 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉再循環ポンプ</td> <td>原子炉再循環ポンプ速度が図28に定める運転許容範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表28-2</p> <table border="1" data-bbox="127 842 1047 1199"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 2台の原子炉再循環ポンプ速度が図28の運転許容範囲内であることが確認できない場合</td> <td>A1. 図28の運転許容範囲内に復旧する。 又は A2. いずれかの原子炉再循環ポンプを停止する。</td> <td>24時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 原子炉再循環ポンプ2台とも運転状態にない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>図28</p> 	項目	運転上の制限	原子炉再循環ポンプ	原子炉再循環ポンプ速度が図28に定める運転許容範囲内にあること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 2台の原子炉再循環ポンプ速度が図28の運転許容範囲内であることが確認できない場合	A1. 図28の運転許容範囲内に復旧する。 又は A2. いずれかの原子炉再循環ポンプを停止する。	24時間 24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 原子炉再循環ポンプ2台とも運転状態にない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	<p>(削除)</p>	<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限														
原子炉再循環ポンプ	原子炉再循環ポンプ速度が図28に定める運転許容範囲内にあること														
条 件	要求される措置	完了時間													
A. 2台の原子炉再循環ポンプ速度が図28の運転許容範囲内であることが確認できない場合	A1. 図28の運転許容範囲内に復旧する。 又は A2. いずれかの原子炉再循環ポンプを停止する。	24時間 24時間													
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 原子炉再循環ポンプ2台とも運転状態にない場合	B1. 高温停止にする。	24時間													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考													
<p><u>(ジェットポンプ)</u> <u>第29条</u> <u>原子炉熱出力が30%以上において、ジェットポンプは、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. ジェットポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。ただし、原子炉再循環ポンプ1台運転の場合は②の事項で確認する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉熱出力が30%以上において次の状態が2つ以上発生していないことを毎日1回確認する。</u> <u>① 2つの原子炉再循環ポンプ速度の差が5%以内である場合に、2つの原子炉再循環ループ流量の差が15%を超えている。</u> <u>② 個々のジェットポンプ差圧が、各々の系統に属するジェットポンプ差圧の平均値に対し、その差が20%を超えている。</u> <u>③ 原子炉再循環ループ流量から求めた炉心流量とジェットポンプ総流量の差が10%を超えている。</u></p> <p><u>3. 当直長は、ジェットポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表29-1</u></p> <table border="1" data-bbox="142 806 1009 894"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジェットポンプ</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表29-2</u></p> <table border="1" data-bbox="121 957 1071 1381"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. <u>第2項で定める確認が実施出来ない場合（原子炉再循環ポンプ1台運転の場合を除く）</u></td> <td><u>A1. 第2項の確認を実施する。</u></td> <td><u>24時間</u></td> </tr> <tr> <td>B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> <u>又は</u> <u>A1.の措置の結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合</u> <u>又は</u> <u>条件Aを除いて運転上の制限を満足していないと判断した場合</u></td> <td><u>B1. 高温停止にする。</u></td> <td><u>24時間</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ジェットポンプ	機能が健全であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. <u>第2項で定める確認が実施出来ない場合（原子炉再循環ポンプ1台運転の場合を除く）</u>	<u>A1. 第2項の確認を実施する。</u>	<u>24時間</u>	B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> <u>又は</u> <u>A1.の措置の結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合</u> <u>又は</u> <u>条件Aを除いて運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>B1. 高温停止にする。</u>	<u>24時間</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限														
ジェットポンプ	機能が健全であること														
条 件	要求される措置	完了時間													
A. <u>第2項で定める確認が実施出来ない場合（原子炉再循環ポンプ1台運転の場合を除く）</u>	<u>A1. 第2項の確認を実施する。</u>	<u>24時間</u>													
B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> <u>又は</u> <u>A1.の措置の結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合</u> <u>又は</u> <u>条件Aを除いて運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>B1. 高温停止にする。</u>	<u>24時間</u>													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																													
<p><u>(主蒸気逃がし安全弁)</u> <u>第30条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</u></p> <p><u>2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 機械第一GMは、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。*</u>¹ <u>(2) 計測制御GMは、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、主蒸気逃がし安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表30-1</u></p> <table border="1" data-bbox="142 741 1009 810"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表30-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 873 985 1234"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"><u>(1) 安全弁機能</u></td> <td><u>8.30MPa[gage]以下*</u>² (4個)</td> </tr> <tr> <td><u>8.23MPa[gage]以下*</u>² (4個)</td> </tr> <tr> <td><u>8.16MPa[gage]以下*</u>² (4個)</td> </tr> <tr> <td><u>8.10MPa[gage]以下*</u>² (4個)</td> </tr> <tr> <td><u>7.78MPa[gage]以下*</u>² (2個)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><u>(2) 逃がし弁機能</u></td> <td><u>7.64MPa[gage]以下</u> (4個)</td> </tr> <tr> <td><u>7.58MPa[gage]以下</u> (4個)</td> </tr> <tr> <td><u>7.51MPa[gage]以下</u> (4個)</td> </tr> <tr> <td><u>7.44MPa[gage]以下</u> (4個)</td> </tr> <tr> <td><u>7.37MPa[gage]以下</u> (2個)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表30-3</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1297 985 1497"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>A. 1弁以上の逃がし安全弁が動作不能の場合</u></td> <td><u>A1. 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。</u></td> <td><u>10日間</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td><u>B1. 高温停止にする。</u></td> <td><u>24時間</u></td> </tr> <tr> <td><u>B2. 冷温停止にする。</u></td> <td><u>36時間</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定事検停止時前に本確認を行うことができる。</u> <u>※2：公称値</u></p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること	項 目	設定値	<u>(1) 安全弁機能</u>	<u>8.30MPa[gage]以下*</u> ² (4個)	<u>8.23MPa[gage]以下*</u> ² (4個)	<u>8.16MPa[gage]以下*</u> ² (4個)	<u>8.10MPa[gage]以下*</u> ² (4個)	<u>7.78MPa[gage]以下*</u> ² (2個)	<u>(2) 逃がし弁機能</u>	<u>7.64MPa[gage]以下</u> (4個)	<u>7.58MPa[gage]以下</u> (4個)	<u>7.51MPa[gage]以下</u> (4個)	<u>7.44MPa[gage]以下</u> (4個)	<u>7.37MPa[gage]以下</u> (2個)	条 件	要求される措置	完了時間	<u>A. 1弁以上の逃がし安全弁が動作不能の場合</u>	<u>A1. 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>10日間</u>	<u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>B1. 高温停止にする。</u>	<u>24時間</u>	<u>B2. 冷温停止にする。</u>	<u>36時間</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																														
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること																														
項 目	設定値																														
<u>(1) 安全弁機能</u>	<u>8.30MPa[gage]以下*</u> ² (4個)																														
	<u>8.23MPa[gage]以下*</u> ² (4個)																														
	<u>8.16MPa[gage]以下*</u> ² (4個)																														
	<u>8.10MPa[gage]以下*</u> ² (4個)																														
	<u>7.78MPa[gage]以下*</u> ² (2個)																														
<u>(2) 逃がし弁機能</u>	<u>7.64MPa[gage]以下</u> (4個)																														
	<u>7.58MPa[gage]以下</u> (4個)																														
	<u>7.51MPa[gage]以下</u> (4個)																														
	<u>7.44MPa[gage]以下</u> (4個)																														
	<u>7.37MPa[gage]以下</u> (2個)																														
条 件	要求される措置	完了時間																													
<u>A. 1弁以上の逃がし安全弁が動作不能の場合</u>	<u>A1. 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>10日間</u>																													
<u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>B1. 高温停止にする。</u>	<u>24時間</u>																													
	<u>B2. 冷温停止にする。</u>	<u>36時間</u>																													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p><u>(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率)</u> <u>第31条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を24時間に1回確認する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には、原子炉冷却材の漏えいがないことを格納容器冷却器ドレン流量計で24時間に1回及び漏えい検出系放射線モニタで毎日1回確認する。ただし、原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には、格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。</u></p> <p><u>(3) 計測制御GMは、必要に応じて、格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計及び格納容器低電導度廃液サンプ出口流量計の点検を行う。</u></p> <p><u>3. 当直長は、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じる。また、格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計又は格納容器低電導度廃液サンプ出口流量計の故障のために第2項で定める確認が実施できないと判断した場合は、表31-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表31-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 968 1139 1247"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 968 290 1003">項目</th> <th data-bbox="290 968 1139 1003">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1003 290 1136">格納容器内の原子炉冷却材漏えい率</td> <td data-bbox="290 1003 1139 1136"><u>(1) 格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率(以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。)が0.23m³/h以下であること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="290 1136 1139 1247"><u>(2) 格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計と格納容器低電導度廃液サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計(以下「総漏えい率」という。)が5.93m³/h(1日平均)以下であること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表31-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 1310 1139 1640"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 1310 516 1346">条 件</th> <th data-bbox="516 1310 923 1346">要求される措置</th> <th data-bbox="923 1310 1139 1346">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1346 516 1541">A. <u>不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合</u> 又は <u>総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合</u></td> <td data-bbox="516 1346 923 1541">A1. <u>当該漏えい率を制限値以内に復旧する。</u></td> <td data-bbox="923 1346 1139 1541"><u>4時間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 1541 516 1640">B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td data-bbox="516 1541 923 1640">B1. <u>高温停止にする。</u> 及び B2. <u>冷温停止にする。</u></td> <td data-bbox="923 1541 1139 1640"><u>24時間</u> <u>36時間</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	<u>(1) 格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率(以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。)が0.23m³/h以下であること。</u>		<u>(2) 格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計と格納容器低電導度廃液サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計(以下「総漏えい率」という。)が5.93m³/h(1日平均)以下であること。</u>	条 件	要求される措置	完了時間	A. <u>不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合</u> 又は <u>総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合</u>	A1. <u>当該漏えい率を制限値以内に復旧する。</u>	<u>4時間</u>	B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	B1. <u>高温停止にする。</u> 及び B2. <u>冷温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																
格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	<u>(1) 格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率(以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。)が0.23m³/h以下であること。</u>																
	<u>(2) 格納容器高電導度廃液サンプ出口流量計と格納容器低電導度廃液サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計(以下「総漏えい率」という。)が5.93m³/h(1日平均)以下であること。</u>																
条 件	要求される措置	完了時間															
A. <u>不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合</u> 又は <u>総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合</u>	A1. <u>当該漏えい率を制限値以内に復旧する。</u>	<u>4時間</u>															
B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	B1. <u>高温停止にする。</u> 及び B2. <u>冷温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考
表 3 1 - 3				
<u>条 件</u>	<u>要求される措置</u>	<u>完了時間</u>		
<u>A. 格納容器低電導度廃液サンプル出口流量計による監視不能の場合</u>	<u>A1. 不明確な箇所からの漏えい率が0.23m³/hを超えていないことを確認する。</u> <u>及び</u> <u>A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。</u>	<u>速やかに</u> <u>その後24時間に</u> <u>1回</u> <u>速やかに</u> <u>その後毎日1回</u>		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
<u>B. 格納容器高電導度廃液サンプル出口流量計による監視不能の場合</u>	<u>B1. 格納容器冷却器ドレン流量計による確認を行う。</u> <u>及び</u> <u>B2. 漏えい検出系放射線モニタによる確認を行う。</u> <u>及び</u> <u>B3. 格納容器低電導度廃液サンプル出口流量計によって測定される漏えい率が5.70m³/hを超えていないことを確認する。</u>	<u>速やかに</u> <u>その後24時間に</u> <u>1回</u> <u>速やかに</u> <u>その後毎日1回</u> <u>速やかに</u> <u>その後24時間に</u> <u>1回</u>		
<u>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> <u>又は</u> <u>条件A又はBで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合</u>	<u>C1. 高温停止にする。</u> <u>及び</u> <u>C2. 冷温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p><u>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)</u> <u>第32条</u> <u>原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</u></p> <p><u>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 機械第一GMは、定事検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表32-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 741 970 873"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表32-2</u></p> <table border="1" data-bbox="103 936 1032 1234"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>2.4時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>3.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	条 件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	2.4時間	B2. 冷温停止にする。	3.6時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと																
条 件	要求される措置	完了時間															
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間															
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	2.4時間															
	B2. 冷温停止にする。	3.6時間															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p><u>(原子炉冷却材中のよう素131濃度)</u> <u>第33条</u> 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 <u>(1) 放射線・化学管理GMは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度を1週間に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p>3. 当直長は、原子炉冷却材中のよう素131濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2の措置を講じる。</p> <p><u>表33-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 674 1023 800"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材中のよう素131濃度</td> <td><u>4. 6 × 10³Bq/g 以下</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表33-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 863 1023 1184"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉冷却材中のよう素131濃度	<u>4. 6 × 10³Bq/g 以下</u>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。	2日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	及び B2. 冷温停止にする。	36時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																
原子炉冷却材中のよう素131濃度	<u>4. 6 × 10³Bq/g 以下</u>																
条 件	要求される措置	完了時間															
A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。	2日間															
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間															
	及び B2. 冷温停止にする。	36時間															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考													
<p><u>(原子炉停止時冷却系その1)</u> <u>第34条</u> 原子炉の状態が高温停止であって原子炉圧力が 0.93MPa[gage]以下において、原子炉停止時冷却系は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備のための操作期間中は除く。</p> <p>2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が 0.93MPa[gage]以下に適合したら、速やかに原子炉停止時冷却系2系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2の措置を講じる。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="106 642 923 716"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>2系列^{*1}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表34-2</p> <table border="1" data-bbox="106 774 1023 1136"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 及び A2. 冷温停止とする操作を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 及び B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基及び必要な弁並びに配管をいう。以下、第35条及び第36条において同じ。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	2系列 ^{*1} が動作可能であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合	A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 及び A2. 冷温停止とする操作を開始する。	速やかに 速やかに	B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合	B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 及び B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに 速やかに その後毎日1回	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限														
原子炉停止時冷却系	2系列 ^{*1} が動作可能であること														
条 件	要求される措置	完了時間													
A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合	A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 及び A2. 冷温停止とする操作を開始する。	速やかに 速やかに													
B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合	B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 及び B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに 速やかに その後毎日1回													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p><u>(原子炉停止時冷却系その2)</u> <u>第35条</u> <u>原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。</u> <u>ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。</u> <u>(1) 原子炉停止時冷却系起動準備時</u> <u>(2) 原子炉の昇温を伴う検査時^{※1}</u></p> <p><u>2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の(1)又は(2)を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系1系列が運転中であることを12時間に1回確認する。また、原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日1回管理的手段により確認する。</u> <u>(2) 各GMは、原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し、当直長に通知する。当直長は、100℃未満であることを12時間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表35-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表35-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 835 1056 1131"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 835 424 867">項 目</th> <th data-bbox="424 835 1056 867">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 867 424 1131">原子炉停止時冷却系</td> <td data-bbox="424 867 1056 1131"> <u>(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで^{※2}、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること</u> <u>又は</u> <u>(2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表35-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1194 1056 1329"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 1194 359 1226">条 件</th> <th data-bbox="359 1194 848 1226">要 求 さ れ る 措 置</th> <th data-bbox="848 1194 1056 1226">完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 1226 359 1329">A. <u>運転上の制限を満足していないと判断した場合</u></td> <td data-bbox="359 1226 848 1329">A1. <u>原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u></td> <td data-bbox="848 1226 1056 1329"><u>速やかに</u> <u>その後毎日1回</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。</u> <u>※2：原子炉安全GMはあらかじめその期間を評価し、原子炉主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。</u></p>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉停止時冷却系	<u>(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで^{※2}、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること</u> <u>又は</u> <u>(2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること</u>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. <u>運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	A1. <u>原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u>	<u>速やかに</u> <u>その後毎日1回</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限											
原子炉停止時冷却系	<u>(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで^{※2}、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること</u> <u>又は</u> <u>(2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること</u>											
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間										
A. <u>運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	A1. <u>原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u>	<u>速やかに</u> <u>その後毎日1回</u>										

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p><u>(原子炉停止時冷却系その3)</u> <u>第36条</u> <u>原子炉の状態が燃料交換において、原子炉停止時冷却系は、表36-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉内から全燃料が取出された場合を除く。</u></p> <p><u>2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の(1)又は(2)を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が燃料交換において、原子炉停止時冷却系1系列が運転中であることを12時間に1回確認する。また、原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日1回管理的手段により確認する。</u> <u>(2) 各GMは、原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し、当直長に通知する。当直長は、6.5℃以下であることを12時間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表36-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表36-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 772 1115 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 772 394 804">項 目</th> <th data-bbox="394 772 1115 804">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 804 394 1003">原子炉停止時冷却系</td> <td data-bbox="394 804 1115 1003"> <u>(1) 1系列が運転中であること及び原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること</u> <u>又は</u> <u>(2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を6.5℃以下に保つことができること</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表36-2</u></p> <table border="1" data-bbox="121 1066 1160 1591"> <thead> <tr> <th data-bbox="121 1066 394 1098">条 件</th> <th data-bbox="394 1066 973 1098">要 求 さ れ る 措 置</th> <th data-bbox="973 1066 1160 1098">完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 1098 394 1591">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td data-bbox="394 1098 973 1591"> <u>A1. 原子炉水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</u> <u>及び</u> <u>A2. 原子炉圧力容器への照射された燃料の装荷を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</u> <u>及び</u> <u>A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。</u> <u>及び</u> <u>A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。</u> <u>及び</u> <u>A5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</u> </td> <td data-bbox="973 1098 1160 1591"> <u>速やかに</u> <u>その後毎日1回</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉停止時冷却系	<u>(1) 1系列が運転中であること及び原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること</u> <u>又は</u> <u>(2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を6.5℃以下に保つことができること</u>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	<u>A1. 原子炉水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</u> <u>及び</u> <u>A2. 原子炉圧力容器への照射された燃料の装荷を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</u> <u>及び</u> <u>A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。</u> <u>及び</u> <u>A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。</u> <u>及び</u> <u>A5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u> <u>その後毎日1回</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限											
原子炉停止時冷却系	<u>(1) 1系列が運転中であること及び原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること</u> <u>又は</u> <u>(2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を6.5℃以下に保つことができること</u>											
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間										
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	<u>A1. 原子炉水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</u> <u>及び</u> <u>A2. 原子炉圧力容器への照射された燃料の装荷を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</u> <u>及び</u> <u>A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。</u> <u>及び</u> <u>A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。</u> <u>及び</u> <u>A5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u> <u>その後毎日1回</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u>										

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																		
<p><u>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</u> <u>第37条</u> <u>原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度^{*1}と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</u></p> <p><u>(1) 原子炉安全GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器のぜい性遷移温度(3, 4号炉においては、関連温度)の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、次の事項を確認する。</u></p> <p><u>①原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。</u></p> <p><u>②原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が、55℃/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは、原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉冷却材温度又は原子炉冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1：供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。</u></p> <p><u>表37-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1134 1083 1323"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td>原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度変化率</td> <td>55℃/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表37-2</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1386 1121 1785"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。</td> <td>2.4時間 3.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること	原子炉冷却材温度変化率	55℃/h以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。	速やかに 速やかに	B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合	B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。	1時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																			
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること																			
原子炉冷却材温度変化率	55℃/h以下																			
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。	速やかに 速やかに																		
B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合	B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。	1時間																		
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考													
<p><u>(原子炉圧力)</u> <u>第38条</u> <u>原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉圧力は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の圧力変動を除く。</u></p> <p><u>2. 原子炉圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉圧力を24時間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表38-1</u></p> <table border="1" data-bbox="127 611 1018 753"> <thead> <tr> <th data-bbox="127 611 480 657">項 目</th> <th data-bbox="480 611 1018 657">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="127 657 480 753">原子炉圧力</td> <td data-bbox="480 657 1018 753">7.03MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表38-2</u></p> <table border="1" data-bbox="127 821 1044 1052"> <thead> <tr> <th data-bbox="127 821 439 856">条 件</th> <th data-bbox="439 821 887 856">要求される措置</th> <th data-bbox="887 821 1044 856">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="127 856 439 951">A. 原子炉圧力が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td data-bbox="439 856 887 951">A1. 原子炉圧力を制限値以内に復旧する。</td> <td data-bbox="887 856 1044 951">15分間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="127 951 439 1052">B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="439 951 887 1052">B1. 高温停止にする。</td> <td data-bbox="887 951 1044 1052">24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉圧力	7.03MPa[gage]以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉圧力が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉圧力を制限値以内に復旧する。	15分間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限														
原子炉圧力	7.03MPa[gage]以下														
条 件	要求される措置	完了時間													
A. 原子炉圧力が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉圧力を制限値以内に復旧する。	15分間													
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p><u>(非常用炉心冷却系その1)</u> <u>第39条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみなさない。</u></p> <p><u>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 運転評価GMは、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項及び高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器スプレイ系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</u> <u>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上）において、表39-2（項目3を除く）に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表39-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 934 1202 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 934 385 1029">項 目</th> <th data-bbox="385 934 845 1029">運 転 上 の 制 限 (動作可能であるべき 系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1029 385 1071">非常用炉心冷却系</td> <td data-bbox="385 1029 845 1071"><u>1^{※2}</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1071 385 1144">低圧注水系 (格納容器スプレイ系)</td> <td data-bbox="385 1071 845 1144"><u>3^{※2}</u> <u>(2)^{※3}</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1144 385 1207">自動減圧系 (原子炉圧力が 0.84MPa[gage]以上)</td> <td data-bbox="385 1144 845 1207"><u>7^{※4}</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1207 385 1249">高圧炉心スプレイ系</td> <td data-bbox="385 1207 845 1249"><u>1^{※2}</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（格納容器スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（格納容器スプレイ配管を除く）の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</u> <u>※2：1系列とは、ポンプ及び必要な弁並びに主要配管をいう。以下、第40条において同じ。</u> <u>※3：1系列とは、ポンプ、熱交換器及び必要な弁並びに主要配管をいう。</u> <u>※4：自動減圧系の系列数は、1系列に相当する弁数をいう。</u></p>	項 目	運 転 上 の 制 限 (動作可能であるべき 系列数)	非常用炉心冷却系	<u>1^{※2}</u>	低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	<u>3^{※2}</u> <u>(2)^{※3}</u>	自動減圧系 (原子炉圧力が 0.84MPa[gage]以上)	<u>7^{※4}</u>	高圧炉心スプレイ系	<u>1^{※2}</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限 (動作可能であるべき 系列数)											
非常用炉心冷却系	<u>1^{※2}</u>											
低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	<u>3^{※2}</u> <u>(2)^{※3}</u>											
自動減圧系 (原子炉圧力が 0.84MPa[gage]以上)	<u>7^{※4}</u>											
高圧炉心スプレイ系	<u>1^{※2}</u>											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																		
<p>表39-2 1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="106 289 1139 1262"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 289 955 321">項目</th> <th data-bbox="955 289 1139 321">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 321 955 390">1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="955 321 1139 390">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 390 955 520">2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,460m³/h以上で、全揚程が 273m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="955 390 1139 520">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 520 955 648">3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 368m³/h以上で、全揚程が 866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="955 520 1139 648">定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 648 955 747">4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="955 648 1139 747">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 747 955 875">5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,441m³/h以上で、全揚程が 202m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="955 747 1139 875">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 875 955 974">6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="955 875 1139 974">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 974 955 1127">7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1,630m³/h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="955 974 1139 1127">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 1127 955 1262">8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="955 1127 1139 1262">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,460m ³ /h以上で、全揚程が 273m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 368m ³ /h以上で、全揚程が 866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,441m ³ /h以上で、全揚程が 202m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1,630m ³ /h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	頻度																			
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,460m ³ /h以上で、全揚程が 273m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 368m ³ /h以上で、全揚程が 866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回																			
4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,441m ³ /h以上で、全揚程が 202m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1,630m ³ /h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後	備 考																		
<p><u>2. 2号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.82MPa[gage]以上であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,464m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 372m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>4. <u>高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>5. <u>低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,442m³/h以上で、全揚程が 204m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>6. <u>低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>7. <u>残留熱除去系ポンプの流量が 1,628m³/h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>8. <u>低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	1. <u>自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.82MPa[gage]以上であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	2. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,464m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	3. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 372m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	定事検停止後の原子炉起動前に1回	4. <u>高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	5. <u>低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,442m³/h以上で、全揚程が 204m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	6. <u>低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	7. <u>残留熱除去系ポンプの流量が 1,628m³/h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	8. <u>低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回		福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
項目	頻度																				
1. <u>自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.82MPa[gage]以上であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
2. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,464m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
3. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 372m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	定事検停止後の原子炉起動前に1回																				
4. <u>高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
5. <u>低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,442m³/h以上で、全揚程が 204m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
6. <u>低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
7. <u>残留熱除去系ポンプの流量が 1,628m³/h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
8. <u>低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後	備 考																		
<p>3. 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13MPa[gage]以上であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,462m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 369m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>4. <u>高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>5. <u>低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,443m³/h以上で、全揚程が 204m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>6. <u>低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>7. <u>残留熱除去系ポンプの流量が 1,629m³/h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>8. <u>低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	1. <u>自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13MPa[gage]以上であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	2. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,462m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	3. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 369m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	定事検停止後の原子炉起動前に1回	4. <u>高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	5. <u>低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,443m³/h以上で、全揚程が 204m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	6. <u>低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	7. <u>残留熱除去系ポンプの流量が 1,629m³/h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	8. <u>低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回		福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
項目	頻度																				
1. <u>自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13MPa[gage]以上であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
2. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,462m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
3. <u>高圧炉心スプレイポンプの流量が 369m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	定事検停止後の原子炉起動前に1回																				
4. <u>高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
5. <u>低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,443m³/h以上で、全揚程が 204m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
6. <u>低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
7. <u>残留熱除去系ポンプの流量が 1,629m³/h以上で、全揚程が 80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				
8. <u>低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後	備 考																		
<p><u>4. 4号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.11MPa[gage]以上であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,462m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 369m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td><u>定事検停止後の原子炉起動前に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,442m³/h以上で、全揚程が 205m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1,628m³/h以上で、全揚程が 77m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サブプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	<u>1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.11MPa[gage]以上であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,462m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 369m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>定事検停止後の原子炉起動前に1回</u>	<u>4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,442m³/h以上で、全揚程が 205m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1,628m³/h以上で、全揚程が 77m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サブプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>		福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
項目	頻度																				
<u>1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.11MPa[gage]以上であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																				
<u>2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 1,462m³/h以上で、全揚程が 274m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																				
<u>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 369m³/h以上で、全揚程が 863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>定事検停止後の原子炉起動前に1回</u>																				
<u>4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																				
<u>5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が 1,442m³/h以上で、全揚程が 205m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																				
<u>6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																				
<u>7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1,628m³/h以上で、全揚程が 77m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																				
<u>8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サブプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後	備考																		
<p><u>表39-3-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合</td> <td>A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合*5</td> <td>B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 自動減圧系の弁1個が動作不能の場合</td> <td>C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合</td> <td>D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列及び自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 又は 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.84MPa[gage]未満にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合*5	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 自動減圧系の弁1個が動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列及び自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 又は 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.84MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																				
B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合*5	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																				
C. 自動減圧系の弁1個が動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																				
D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに																				
E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列及び自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 又は 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.84MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考									
<p><u>表39-3-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器スプレ イ系1系列が動 作不能の場合※5</td> <td>A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器スプレ イ系2系列が動 作不能の場合※5 又は 条件Aで要求され る措置を完了時 間内に達成でき ない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレ イ系1系列が動 作不能の場合※5	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器スプレ イ系2系列が動 作不能の場合※5 又は 条件Aで要求され る措置を完了時 間内に達成でき ない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
条件	要求される措置	完了時間											
A. 格納容器スプレ イ系1系列が動 作不能の場合※5	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに											
B. 格納容器スプレ イ系2系列が動 作不能の場合※5 又は 条件Aで要求され る措置を完了時 間内に達成でき ない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間											
<p>※5：残留熱除去系ポンプの故障等により，低圧注水系及び格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は，それぞれの要求される措置を実施する。</p>													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																
<p><u>(非常用炉心冷却系その2)</u> <u>第40条</u> 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用炉心冷却系は表40-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。</p> <p><u>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</u> <u>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u></p> <p>2. <u>非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、表40-2に定める事項を確認する。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。</u> <u>①原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</u> <u>②原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u></p> <p>3. <u>当直長は、非常用炉心冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表40-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 808 1098 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td><u>(1) 非常用炉心冷却系(自動減圧系を除く) 2系列</u> 又は <u>(2) 非常用炉心冷却系(自動減圧系を除く) 1系列</u> <u>及び復水補給水系1系列^{※1}</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：復水補給水系1系列とは、ポンプ1台及び注水に必要な弁並びに配管をいう。</u></p> <p><u>表40-2</u> <u>1. 1号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1134 1098 1774"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-470cm以上あることを確認する。</u> <u>又は</u> <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から4.9m以上あることを確認する。</u></td> <td><u>12時間に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u></td> <td><u>待機状態となる前に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	非常用炉心冷却系	<u>(1) 非常用炉心冷却系(自動減圧系を除く) 2系列</u> 又は <u>(2) 非常用炉心冷却系(自動減圧系を除く) 1系列</u> <u>及び復水補給水系1系列^{※1}</u>	項目	頻度	<u>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-470cm以上あることを確認する。</u> <u>又は</u> <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から4.9m以上あることを確認する。</u>	<u>12時間に1回</u>	<u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u>	<u>待機状態となる前に1回</u>	<u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																	
非常用炉心冷却系	<u>(1) 非常用炉心冷却系(自動減圧系を除く) 2系列</u> 又は <u>(2) 非常用炉心冷却系(自動減圧系を除く) 1系列</u> <u>及び復水補給水系1系列^{※1}</u>																	
項目	頻度																	
<u>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-470cm以上あることを確認する。</u> <u>又は</u> <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から4.9m以上あることを確認する。</u>	<u>12時間に1回</u>																	
<u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	
<u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	
<u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u>	<u>待機状態となる前に1回</u>																	
<u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後	備 考												
<p><u>2. 2号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><u>1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-4.10cm以上あることを確認する。</u> 又は <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から5.0m以上あることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>12時間に1回</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u></p> </td> <td> <p><u>1ヶ月に1回</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>1ヶ月に1回</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>待機状態となる前に1回</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>1ヶ月に1回</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	<p><u>1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-4.10cm以上あることを確認する。</u> 又は <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から5.0m以上あることを確認する。</u></p>	<p><u>12時間に1回</u></p>	<p><u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>	<p><u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>	<p><u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u></p>	<p><u>待機状態となる前に1回</u></p>	<p><u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	頻度														
<p><u>1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-4.10cm以上あることを確認する。</u> 又は <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から5.0m以上あることを確認する。</u></p>	<p><u>12時間に1回</u></p>														
<p><u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>														
<p><u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>														
<p><u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u></p>	<p><u>待機状態となる前に1回</u></p>														
<p><u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>														
<p><u>3. 3号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><u>1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-4.10cm以上あることを確認する。</u> 又は <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から4.9m以上あることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>12時間に1回</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u></p> </td> <td> <p><u>1ヶ月に1回</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>1ヶ月に1回</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>待機状態となる前に1回</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>1ヶ月に1回</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	<p><u>1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-4.10cm以上あることを確認する。</u> 又は <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から4.9m以上あることを確認する。</u></p>	<p><u>12時間に1回</u></p>	<p><u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>	<p><u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>	<p><u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u></p>	<p><u>待機状態となる前に1回</u></p>	<p><u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>		
項目	頻度														
<p><u>1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-4.10cm以上あることを確認する。</u> 又は <u>動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から4.9m以上あることを確認する。</u></p>	<p><u>12時間に1回</u></p>														
<p><u>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。</u> <u>*2ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>														
<p><u>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>														
<p><u>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</u></p>	<p><u>待機状態となる前に1回</u></p>														
<p><u>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</u></p>	<p><u>1ヶ月に1回</u></p>														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																											
<p><u>4. 4号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-410cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から5.1m以上あることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ※²ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td style="text-align: center;">待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表40-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 動作可能な状態に復旧する。</td> <td style="text-align: center;">4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 2系列が動作不能の場合</td> <td>C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 及び C2. 1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに 4時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D3. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-410cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から5.1m以上あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ※ ² ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回	条 件	要求される措置	完了時間	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	C. 2系列が動作不能の場合	C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 及び C2. 1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 4時間	D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D3. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに		福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
項 目	頻 度																												
1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が-410cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から5.1m以上あることを確認する。	12時間に1回																												
2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ※ ² ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回																												
3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回																												
4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回																												
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回																												
条 件	要求される措置	完了時間																											
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	4時間																											
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																											
C. 2系列が動作不能の場合	C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 及び C2. 1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 4時間																											
D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D3. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考				
<p><u>(原子炉隔離時冷却系)</u> <u>第41条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</u> <u>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表41-2に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表41-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 772 1035 907"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 772 578 821">項 目</th> <th data-bbox="578 772 1035 821">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 821 578 907">原子炉隔離時冷却系</td> <td data-bbox="578 821 1035 907">動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</u></p>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限					
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考									
<p><u>表41-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 254 848 306">項目</th> <th data-bbox="848 254 1166 306">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 306 848 474"> <u>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u> </td> <td data-bbox="848 306 1166 474"> <u>定事検停止後の原子炉起動中^{※2}に1回 その後1ヶ月に1回</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 474 848 632"> <u>2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u> </td> <td data-bbox="848 474 1166 632"> <u>定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※2：主蒸気圧力設定を1.03MPa[gage]とした場合の原子炉圧力をいう。</u></p>	項目	頻度	<u>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>定事検停止後の原子炉起動中^{※2}に1回 その後1ヶ月に1回</u>	<u>2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回</u>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>			
項目	頻度										
<u>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>定事検停止後の原子炉起動中^{※2}に1回 その後1ヶ月に1回</u>										
<u>2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回</u>										
<p><u>表41-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="106 758 365 800">条件</th> <th data-bbox="365 758 928 800">要求される措置</th> <th data-bbox="928 758 1071 800">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="106 800 365 1052"> <u>A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合</u> </td> <td data-bbox="365 800 928 1052"> <u>A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 及び A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</u> </td> <td data-bbox="928 800 1071 1052"> <u>10日間 速やかに 速やかに</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 1052 365 1251"> <u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> </td> <td data-bbox="365 1052 928 1251"> <u>B1. 高温停止にする。 及び B2. 原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。</u> </td> <td data-bbox="928 1052 1071 1251"> <u>24時間 36時間</u> </td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	<u>A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合</u>	<u>A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 及び A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</u>	<u>10日間 速やかに 速やかに</u>	<u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>B1. 高温停止にする。 及び B2. 原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。</u>	<u>24時間 36時間</u>		
条件	要求される措置	完了時間									
<u>A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合</u>	<u>A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 及び A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</u>	<u>10日間 速やかに 速やかに</u>									
<u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>B1. 高温停止にする。 及び B2. 原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。</u>	<u>24時間 36時間</u>									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																					
<p><u>(主蒸気隔離弁)</u> <u>第42条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 機械第一GMは、定事検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表42-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 709 1044 856"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表42-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 919 1044 1186"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁全閉時間</td> <td>3秒以上4.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁の漏えい率</td> <td>原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表42-3</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1249 1044 1486"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合</td> <td>A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	主蒸気隔離弁	動作可能であること	項 目	判定値	主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下	主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	8時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																						
主蒸気隔離弁	動作可能であること																						
項 目	判定値																						
主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下																						
主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下																						
条件	要求される措置	完了時間																					
A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	8時間																					
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																					
	B2. 冷温停止にする。	36時間																					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p><u>(格納容器及び格納容器隔離弁)</u> <u>第43条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器及び格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。</u></p> <p><u>2. 格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 運転評価GMは、定事検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、格納容器又は格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-4の措置を講じる。なお、同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には、個々の弁に対して表43-4の措置を講じる。</u></p> <p><u>表43-1</u></p> <table border="1" data-bbox="121 869 988 1087"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>格納容器隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表43-2</u></p> <table border="1" data-bbox="121 1220 863 1360"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温、空気、設計圧力において)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	格納容器	機能が健全であること	格納容器隔離弁	動作可能であること	項 目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気、設計圧力において)	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限											
格納容器	機能が健全であること											
格納容器隔離弁	動作可能であること											
項 目	判定値											
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気、設計圧力において)											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>表43-3</u> <u>1. 1号炉</u> <u>(1)主蒸気管ドレン系</u> <u>主蒸気ドレンライン内側隔離弁</u> <u>主蒸気ドレンライン外側隔離弁</u> <u>主蒸気隔離弁間ドレンライン隔離弁</u> <u>(2)炉水サンプリング系</u> <u>原子炉水サンプル内側隔離弁</u> <u>原子炉水サンプル外側隔離弁</u> <u>(3)残留熱除去系</u> <u>残留熱除去系低電導度廃液一次連絡弁</u> <u>残留熱除去系停止時冷却ライン外側隔離弁</u> <u>残留熱除去系停止時冷却注入弁</u> <u>残留熱除去系ヘッドスプレイ注入弁</u> <u>残留熱除去系低電導度廃液二次連絡弁</u> <u>残留熱除去系停止時冷却ライン内側隔離弁</u> <u>残留熱除去系停止時冷却用暖機弁</u> <u>残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁</u> <u>残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁</u> <u>(4)放射性ドレン移送系</u> <u>ドライウエル油ドレン系サンブ第一隔離弁</u> <u>ドライウエル高電導度廃液系サンブ第一隔離弁</u> <u>ドライウエル低電導度廃液系サンブ第一隔離弁</u> <u>ドライウエル油ドレン系サンブ第二隔離弁</u> <u>ドライウエル高電導度廃液系サンブ第二隔離弁</u> <u>ドライウエル低電導度廃液系サンブ第二隔離弁</u> <u>(5)移動式炉心内計装系</u> <u>玉形弁</u> <u>(6)格納容器調気系</u> <u>格納容器非常用ガス処理系側ベント弁</u> <u>格納容器スタック側ベント弁</u> <u>格納容器エアージェット供給弁</u> <u>格納容器窒素ガスパージ弁</u> <u>格納容器窒素ガス供給弁</u> <u>ドライウエル窒素ガスベント弁</u> <u>ドライウエル窒素ガスベントバイパス弁</u> <u>サブプレッションチェンバ窒素ガスベント弁</u> <u>サブプレッションチェンバ窒素ガスベント弁バイパス弁</u> <u>ドライウエル窒素ガス供給弁</u> <u>サブプレッションチェンバ窒素ガス供給弁</u> <u>ドライウエル窒素ガスパージ弁</u> <u>サブプレッションチェンバ窒素ガスパージ弁</u> <u>真空破壊弁制御用空気配管隔離弁</u> <u>酸素分析サンプル隔離弁 (内側)</u> <u>酸素分析サンプル戻り弁 (内側)</u> <u>酸素分析サンプル隔離弁 (外側)</u> <u>酸素分析サンプル戻り弁 (外側)</u> <u>(7)試料採取系</u> <u>炉水サンプリング第一止め弁</u> <u>炉水サンプリング第二止め弁</u> <u>炉水サンプリング戻り第一隔離弁</u> <u>炉水サンプリング戻り第二隔離弁</u></p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(8)原子炉冷却材浄化系 <u>原子炉冷却材浄化系内側隔離弁</u> <u>原子炉冷却材浄化系外側隔離弁</u></p> <p>(9)可燃性ガス濃度制御系 <u>可燃性ガス濃度制御系ドライウエル側隔離弁</u> <u>可燃性ガス濃度制御系圧力抑制室側隔離弁</u></p> <p>(10)漏えい検出系 <u>漏えい検出系放射線モニタ入口側隔離弁</u> <u>漏えい検出系放射線モニタ出口側隔離弁</u></p> <p>(11)復水補給水系 <u>ペデスタル注水流量調節弁</u> <u>ペデスタル注水隔離弁</u></p> <p>(12)原子炉系 <u>定検時主蒸気管水抜き弁</u></p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>2. 2号炉</u></p> <p><u>(1)主蒸気管ドレン系</u> <u>主蒸気ドレンライン内側隔離弁</u> <u>主蒸気ドレンライン外側隔離弁</u> <u>主蒸気隔離弁間ドレンライン隔離弁</u></p> <p><u>(2)炉水サンプリング系</u> <u>炉水サンプル内側隔離弁</u> <u>炉水サンプル外側隔離弁</u></p> <p><u>(3)残留熱除去系</u> <u>残留熱除去系停止時冷却ライン内側隔離弁</u> <u>残留熱除去系停止時冷却ライン外側隔離弁</u> <u>停止時冷却注入弁</u> <u>原子炉ヘッドスプレイ注入弁</u> <u>残留熱除去系熱交換機A出口サンプリング一次元弁</u> <u>残留熱除去系熱交換器B出口サンプリング一次元弁</u> <u>残留熱除去系熱交換器A出口サンプリング二次元弁</u> <u>残留熱除去系熱交換器B出口サンプリング二次元弁</u> <u>残留熱除去系廃棄物処理系内側弁</u> <u>残留熱除去系廃棄物処理系外側弁</u> <u>残留熱除去系停止時冷却用暖機弁</u></p> <p><u>(4)放射性ドレン移送系</u> <u>ドライウエル油ドレン系内側隔離弁</u> <u>ドライウエル高電導度廃液系内側隔離弁</u> <u>ドライウエル低電導度廃液系内側隔離弁</u> <u>ドライウエル油ドレン系外側隔離弁</u> <u>ドライウエル高電導度廃液系外側隔離弁</u> <u>ドライウエル低電導度廃液系外側隔離弁</u></p> <p><u>(5)移動式炉心内計装系</u> <u>ボール弁</u></p> <p><u>(6)格納容器調気系</u> <u>原子炉格納容器パージ弁</u> <u>ドライウエルパージ弁</u> <u>サブプレッションチェンバパージ弁</u> <u>原子炉格納容器窒素ガス供給弁</u> <u>ドライウエル窒素ガス供給ライン隔離弁</u> <u>サブプレッションチェンバ窒素ガス供給ライン隔離弁</u> <u>ドライウエルベントライン隔離弁</u> <u>非常用ガス処理系連絡弁</u> <u>パージ用ファン吸込弁</u> <u>サブプレッションチェンバベントライン隔離弁</u> <u>ドライウエルベントライン隔離弁バイパス弁</u> <u>サブプレッションチェンバベントライン隔離弁バイパス弁</u> <u>原子炉格納容器窒素ガスパージ弁</u> <u>計装用空気配管隔離弁</u></p> <p><u>(7)試料採取系</u> <u>ドライウエル露点計入口隔離弁</u> <u>ドライウエル酸素分析計隔離弁</u> <u>ドライウエル露点計出口隔離弁</u> <u>サブプレッションチェンバ酸素分析計隔離弁</u> <u>原子炉水サンプリング入口第一止弁</u> <u>原子炉水サンプリング入口第二止弁</u> <u>原子炉水サンプル戻り第一隔離弁</u> <u>原子炉水サンプル戻り第二隔離弁</u></p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(8)原子炉冷却材浄化系 <u>原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁</u> <u>原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁</u></p> <p>(9)可燃性ガス濃度制御系 <u>可燃性ガス濃度制御系ドライウエル側隔離弁</u> <u>可燃性ガス濃度制御系圧力抑制室側隔離弁</u></p> <p>(10)漏えい検出系 <u>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（内側）入口</u> <u>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（内側）出口</u> <u>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（外側）入口</u> <u>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（外側）出口</u></p> <p>(11)復水補給水系 <u>ペデスタル注水流量調節弁</u> <u>ペデスタル注水隔離弁</u></p> <p>(12)原子炉系 <u>定検時主蒸気管水抜き弁</u></p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>3. 3号炉</u></p> <p><u>(1)主蒸気管ドレン系</u> <u>主蒸気ドレンライン内側隔離弁</u> <u>主蒸気ドレンライン外側隔離弁</u> <u>主蒸気隔離弁間ドレンライン隔離弁</u></p> <p><u>(2)炉水サンプリング系</u> <u>炉水サンプル内側隔離弁</u> <u>炉水サンプル外側隔離弁</u></p> <p><u>(3)残留熱除去系</u> <u>残留熱除去系吸込ライン内側隔離弁</u> <u>残留熱除去系吸込ライン外側隔離弁</u> <u>残留熱除去系停止時冷却注入弁</u> <u>残留熱除去系ヘッドスプレイ注入弁</u> <u>残留熱除去系第一サンプリング止め弁</u> <u>残留熱除去系第二サンプリング止め弁</u> <u>残留熱除去系低電導度廃液第一連絡弁</u> <u>残留熱除去系低電導度廃液第二連絡弁</u> <u>残留熱除去系停止時冷却用暖機弁</u></p> <p><u>(4)廃棄物処理系</u> <u>ドライウエル低電導度廃液系サンブ内側隔離弁</u> <u>ドライウエル低電導度廃液系サンブ外側隔離弁</u> <u>ドライウエル高電導度廃液系サンブ内側隔離弁</u> <u>ドライウエル高電導度廃液系サンブ外側隔離弁</u> <u>ドライウエル油ドレン系サンブ内側隔離弁</u> <u>ドライウエル油ドレン系サンブ外側隔離弁</u></p> <p><u>(5)移動式炉心内計装系</u> <u>玉 形 弁</u></p> <p><u>(6)不活性ガス系</u> <u>ページ用空気供給側隔離弁</u> <u>ページ用ドライウエル入口隔離弁</u> <u>ページ用圧力抑制室入口隔離弁</u> <u>窒素ガス供給用格納容器隔離弁</u> <u>窒素ガス供給用ドライウエル隔離弁</u> <u>窒素ガス供給用圧力抑制室隔離弁</u> <u>ページ用窒素ガス供給側隔離弁</u> <u>ベント用ドライウエル出口隔離弁</u> <u>ベント用格納容器非常用ガス処理系側隔離弁</u> <u>ベント用格納容器換気空調系側隔離弁</u> <u>ベント用圧力抑制室出口隔離弁</u> <u>ベント用ドライウエル出口隔離弁バイパス弁</u> <u>ベント用圧力抑制室出口隔離弁バイパス弁</u></p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p> <u>真空破壊弁制御用空気配管隔離弁</u> <u>ドライウエル側酸素分析サンプル一次隔離弁</u> <u>ドライウエル側酸素分析サンプル二次隔離弁</u> <u>圧力抑制室側酸素分析サンプル一次隔離弁</u> <u>圧力抑制室側酸素分析サンプル二次隔離弁</u> <u>圧力抑制室側酸素分析サンプル戻り一次隔離弁</u> <u>圧力抑制室側酸素分析サンプル戻り二次隔離弁</u> <u>漏えい検出系放射線モニタサンプル一次隔離弁</u> <u>漏えい検出系放射線モニタサンプル二次隔離弁</u> <u>漏えい検出系放射線モニタサンプル戻り一次隔離弁</u> <u>漏えい検出系放射線モニタサンプル戻り二次隔離弁</u> <u>液体サンプル戻り第一隔離弁 (事故後サンプリング設備)</u> <u>液体サンプル戻り第二隔離弁 (事故後サンプリング設備)</u> (7)原子炉系 <u>原子炉水サンプリング第一隔離弁 (事故後サンプリング設備)</u> <u>原子炉水サンプリング第二隔離弁 (事故後サンプリング設備)</u> <u>定検時主蒸気管水抜き弁</u> (8)原子炉冷却材浄化系 <u>原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁</u> <u>原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁</u> (9)可燃性ガス濃度制御系 <u>可燃性ガス濃度制御系ドライウエル側隔離弁</u> <u>可燃性ガス濃度制御系圧力抑制室側隔離弁</u> (10)復水補給水系 <u>ペDESTAL注水流量調節弁</u> <u>ペDESTAL注水隔離弁</u> </p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>4. 4号炉</u></p> <p><u>(1)主蒸気管ドレン系</u> <u>主蒸気ドレンライン内側隔離弁</u> <u>主蒸気ドレンライン外側隔離弁</u> <u>主蒸気管ドレン元弁</u></p> <p><u>(2)炉水サンプリング系</u> <u>炉水サンプル弁内側隔離弁</u> <u>炉水サンプル弁外側隔離弁</u></p> <p><u>(3)残留熱除去系</u> <u>停止時冷却ライン内側隔離弁</u> <u>停止時冷却ライン外側隔離弁</u> <u>停止時冷却注入弁</u> <u>原子炉ヘッドスプレイ弁</u> <u>残留熱除去系熱交換器出口サンプリング一次元弁</u> <u>残留熱除去系熱交換器出口サンプリング二次元弁</u> <u>残留熱除去系廃棄物処理系内側弁</u> <u>残留熱除去系廃棄物処理系外側弁</u> <u>停止時冷却配管テスト可能逆止弁バイパス弁</u></p> <p><u>(4)廃棄物処理系</u> <u>ドライウエル外側低電導度廃液系サンブ一次隔離弁</u> <u>ドライウエル外側低電導度廃液系サンブ二次隔離弁</u> <u>ドライウエル外側高電導度廃液系サンブ一次隔離弁</u> <u>ドライウエル外側高電導度廃液系サンブ二次隔離弁</u> <u>ドライウエル油ドレン一次隔離弁</u> <u>ドライウエル油ドレン二次隔離弁</u></p> <p><u>(5)移動式炉心内計装系</u> <u>ボール弁</u></p> <p><u>(6)不活性ガス系</u> <u>原子炉格納容器パージ弁</u> <u>ドライウエルパージ弁</u> <u>サブプレッションチェンバパージ弁</u> <u>ドライウエル側出口隔離弁</u> <u>非常用ガス処理系連絡弁</u> <u>パージ用ファン入口弁</u> <u>サブプレッションチェンバ側出口隔離弁</u> <u>ドライウエルベント弁バイパス弁</u> <u>サブプレッションチェンバベント弁バイパス弁</u> <u>ドライウエル窒素ガスパージ弁</u> <u>ドライウエル窒素ガス供給弁</u> <u>サブプレッションチェンバ窒素ガス供給弁</u> <u>ドライウエル窒素ガス供給弁</u> <u>計装空気配管隔離弁</u></p> <p><u>(7)試料採取系</u> <u>ドライウエルサンプリング入口隔離弁</u> <u>サブプレッションチェンバサンプリング隔離弁</u> <u>原子炉水サンプリング内側隔離弁</u> <u>原子炉水サンプリング外側隔離弁</u> <u>液体サンプル戻り外側隔離弁</u> <u>液体サンプル戻り内側隔離弁</u></p> <p><u>(8)原子炉冷却材浄化系</u> <u>原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁</u> <u>原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁</u></p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(9)可燃性ガス濃度制御系 <u>可燃性ガス濃度制御系入口隔離弁</u> <u>可燃性ガス濃度制御系出口隔離弁</u></p> <p>(10)漏えい検出系 <u>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（内側）入口</u> <u>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（内側）出口</u> <u>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（外側）入口</u> <u>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（外側）出口</u></p> <p>(11)復水補給水 <u>ペDESTAL注水流量調節弁</u> <u>ペDESTAL注水隔離弁</u></p> <p>(12)原子炉系 <u>定検時主蒸気管水抜き弁</u></p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考																		
<p>表43-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 条件B,C又はD以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合</td> <td>A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合</td> <td>B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。^{※1} 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。</td> <td>4時間 1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁2個を有する配管が1つ以上ある場合</td> <td>C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。^{※1} 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。</td> <td>1時間 1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 格納容器隔離弁1個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合</td> <td>D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。^{※1} 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。</td> <td>4時間 1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>E. 条件A, B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより、当該系統の機能が喪失した場合は、該当する条文を適用する。</p>			条件	要求される措置	完了時間	A. 条件B,C又はD以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1時間	B. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4時間 1ヶ月に1回	C. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁2個を有する配管が1つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	1時間 1ヶ月に1回	D. 格納容器隔離弁1個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4時間 1ヶ月に1回	E. 条件A, B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。	24時間 36時間		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 条件B,C又はD以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1時間																				
B. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4時間 1ヶ月に1回																				
C. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁2個を有する配管が1つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	1時間 1ヶ月に1回																				
D. 格納容器隔離弁1個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4時間 1ヶ月に1回																				
E. 条件A, B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																				

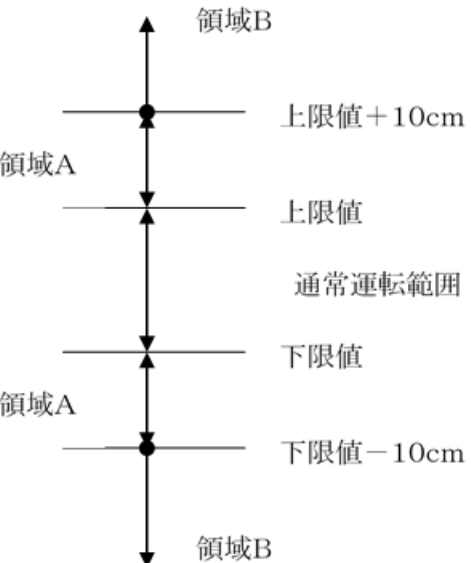
福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</u> <u>第44条</u> 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p><u>(1) 機械第一GMは、定事検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p>3. 当直長は、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表44-2の措置を講じる。</p> <p><u>表44-1</u></p> <table border="1" data-bbox="130 676 1044 821"> <thead> <tr> <th data-bbox="130 676 495 749">項 目</th> <th data-bbox="495 676 1044 749">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="130 749 495 821">サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁</td> <td data-bbox="495 749 1044 821">動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表44-2</u></p> <table border="1" data-bbox="118 886 1044 1230"> <thead> <tr> <th data-bbox="118 886 495 919">条 件</th> <th data-bbox="495 886 863 919">要 求 さ れ る 措 置</th> <th data-bbox="863 886 1044 919">完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="118 919 495 989">A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合</td> <td data-bbox="495 919 863 989">A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="863 919 1044 989">3日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="118 989 495 1066">B. 真空破壊弁1弁以上が全開不能の場合</td> <td data-bbox="495 989 863 1066">B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。</td> <td data-bbox="863 989 1044 1066">2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="118 1066 495 1230">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="495 1066 863 1230">C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。</td> <td data-bbox="863 1066 1044 1230">24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間	B. 真空破壊弁1弁以上が全開不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限																	
サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること																	
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																
A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間																
B. 真空破壊弁1弁以上が全開不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間																
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(サブプレッションプールの平均水温)</u> <u>第45条</u> 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの平均水温^{*1}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サブプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を32℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、サブプレッションプールの平均水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表45-2の措置を講じる。</p> <p><u>表45-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 835 1023 919"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッションプールの平均水温</td> <td>32℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</p> <p><u>表45-2</u></p> <table border="1" data-bbox="124 1014 1127 1381"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サブプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合</td> <td>A1. 32℃以下に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 3.6時間</td> </tr> <tr> <td>C. サブプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。 及び C2. 原子炉減圧を開始する。 及び C3. 冷温停止にする。</td> <td>速やかに 1時間 3.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	サブプレッションプールの平均水温	32℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. サブプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合	A1. 32℃以下に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 3.6時間	C. サブプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。 及び C2. 原子炉減圧を開始する。 及び C3. 冷温停止にする。	速やかに 1時間 3.6時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
サブプレッションプールの平均水温	32℃以下																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. サブプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合	A1. 32℃以下に復旧する。	24時間																
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 3.6時間																
C. サブプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。 及び C2. 原子炉減圧を開始する。 及び C3. 冷温停止にする。	速やかに 1時間 3.6時間																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p><u>(サブプレッションプールの水位)</u> <u>第46条</u> 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの水位は、表46-1(図46)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。</p> <p><u>2. サブプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、サブプレッションプールの水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表46-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表46-1</u></p> <table border="1" data-bbox="124 676 1047 882"> <thead> <tr> <th>項 目 (サブプレッションプール水位)</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>+12cm(上限値)以下 -10cm(下限値)以上</td> </tr> <tr> <td>2, 3, 4号炉</td> <td>+8.3cm(上限値)以下 -8.3cm(下限値)以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>図46</u></p>  <p><u>表46-2</u></p> <table border="1" data-bbox="124 1570 1056 1911"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サブプレッションプールの水位が図46の領域Aの場合</td> <td>A1. サブプレッションプールの水位を制限値以内に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td>C. サブプレッションプールの水位が図46の領域Bの場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目 (サブプレッションプール水位)	運転上の制限	1号炉	+12cm(上限値)以下 -10cm(下限値)以上	2, 3, 4号炉	+8.3cm(上限値)以下 -8.3cm(下限値)以上	条件	要求される措置	完了時間	A. サブプレッションプールの水位が図46の領域Aの場合	A1. サブプレッションプールの水位を制限値以内に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	C. サブプレッションプールの水位が図46の領域Bの場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目 (サブプレッションプール水位)	運転上の制限																					
1号炉	+12cm(上限値)以下 -10cm(下限値)以上																					
2, 3, 4号炉	+8.3cm(上限値)以下 -8.3cm(下限値)以上																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. サブプレッションプールの水位が図46の領域Aの場合	A1. サブプレッションプールの水位を制限値以内に復旧する。	24時間																				
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																				
	B2. 冷温停止にする。	36時間																				
C. サブプレッションプールの水位が図46の領域Bの場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(可燃性ガス濃度制御系)</u> <u>第47条</u> <u>原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系プロアが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表47-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 674 1032 783"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>2系列*¹が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表47-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 848 1086 1213"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：1系列とは、プロア1台、再結合器1基及び必要な弁並びに配管をいう。</u></p>	項 目	運転上の制限	可燃性ガス濃度制御系	2系列* ¹ が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
可燃性ガス濃度制御系	2系列* ¹ が動作可能であること																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに																
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p><u>(格納容器内の酸素濃度)</u> <u>第48条</u> 原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p><u>表48-1</u></p> <table border="1" data-bbox="115 642 1047 751"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表48-2</u></p> <table border="1" data-bbox="127 816 1059 1073"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	4%以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	及び B2. 冷温停止にする。	36時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																
格納容器内の酸素濃度	4%以下																
条 件	要求される措置	完了時間															
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間															
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間															
	及び B2. 冷温停止にする。	36時間															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p><u>(原子炉建屋)</u> <u>第49条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表49-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 741 1032 848"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表49-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 913 1184 1310"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>2.4時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>3.6時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>C1. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</u></p>	項 目	運転上の制限	原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。	4時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	2.4時間	B2. 冷温停止にする。	3.6時間	C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに	C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																					
原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること																					
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。	4時間																				
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	2.4時間																				
	B2. 冷温停止にする。	3.6時間																				
C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに																				
	C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(原子炉建屋給排気隔離弁)</u> <u>第50条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉建屋給排気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表50-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 688 1032 793"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋給排気隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表50-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 863 1172 1774"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合(ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く)</u></td> <td><u>A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。</u> 及び <u>A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。</u></td> <td><u>速やかに</u> <u>10日間</u></td> </tr> <tr> <td><u>B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合</u> 又は <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td><u>B1. 高温停止にする。</u> 及び <u>B2. 低温停止にする。</u></td> <td><u>24時間</u> <u>36時間</u></td> </tr> <tr> <td><u>C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合</u> 又は <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td><u>C1. 炉心変更を中止する。</u> 及び <u>C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u></td> <td><u>速やかに</u> <u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</u></p>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	<u>A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合(ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く)</u>	<u>A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。</u> 及び <u>A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>速やかに</u> <u>10日間</u>	<u>B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合</u> 又は <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>B1. 高温停止にする。</u> 及び <u>B2. 低温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>	<u>C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合</u> 又は <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>C1. 炉心変更を中止する。</u> 及び <u>C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限																	
原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること																	
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																
<u>A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合(ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く)</u>	<u>A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。</u> 及び <u>A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>速やかに</u> <u>10日間</u>																
<u>B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合</u> 又は <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>B1. 高温停止にする。</u> 及び <u>B2. 低温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>																
<u>C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合</u> 又は <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>C1. 炉心変更を中止する。</u> 及び <u>C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p><u>(非常用ガス処理系)</u> <u>第51条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 放射線・化学管理GMは、定事検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動すること及び非常用ガス処理系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、非常用ガス処理系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表51-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 806 1035 926"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> <td>2系列^{*2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表51-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 993 1026 1129"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</u> <u>※2：1系列とは、排風機1台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。</u></p>	項目	運転上の制限	非常用ガス処理系	2系列 ^{*2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	99%以上	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
非常用ガス処理系	2系列 ^{*2} が動作可能であること									
項目	判定値									
総合除去効率	99%以上									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考																		
<p><u>表51-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. <u>非常用ガス処理系1系列が動作不能の場合</u></td> <td>A1. <u>当該系列を動作可能な状態に復旧する。</u> 及び A2. <u>他の1系列について動作可能であることを確認する。</u></td> <td><u>10日間</u> <u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td>B. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td>B1. <u>高温停止にする。</u> 及び B2. <u>低温停止にする。</u></td> <td><u>24時間</u> <u>36時間</u></td> </tr> <tr> <td>C. <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td>C1. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び C2. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u></td> <td><u>速やかに</u> <u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td>D. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ガス処理系2系列が動作不能の場合</u></td> <td>D1. <u>高温停止にする。</u> 及び D2. <u>低温停止にする。</u></td> <td><u>24時間</u> <u>36時間</u></td> </tr> <tr> <td>E. <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系2系列が動作不能の場合</u></td> <td>E1. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び E2. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u></td> <td><u>速やかに</u> <u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table>			条 件	要求される措置	完了時間	A. <u>非常用ガス処理系1系列が動作不能の場合</u>	A1. <u>当該系列を動作可能な状態に復旧する。</u> 及び A2. <u>他の1系列について動作可能であることを確認する。</u>	<u>10日間</u> <u>速やかに</u>	B. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	B1. <u>高温停止にする。</u> 及び B2. <u>低温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>	C. <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	C1. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び C2. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>	D. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ガス処理系2系列が動作不能の場合</u>	D1. <u>高温停止にする。</u> 及び D2. <u>低温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>	E. <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系2系列が動作不能の場合</u>	E1. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び E2. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. <u>非常用ガス処理系1系列が動作不能の場合</u>	A1. <u>当該系列を動作可能な状態に復旧する。</u> 及び A2. <u>他の1系列について動作可能であることを確認する。</u>	<u>10日間</u> <u>速やかに</u>																				
B. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	B1. <u>高温停止にする。</u> 及び B2. <u>低温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>																				
C. <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	C1. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び C2. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>																				
D. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ガス処理系2系列が動作不能の場合</u>	D1. <u>高温停止にする。</u> 及び D2. <u>低温停止にする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>																				
E. <u>炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系2系列が動作不能の場合</u>	E1. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び E2. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p><u>(残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系)</u> <u>第52条</u> 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p><u>2. 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、残留熱除去冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び残留熱除去冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、残留熱除去冷却水系の主要な手動弁と電動弁（電動弁は2号炉を除く）の開閉状態を確認する。また、残留熱除去冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。*</u>¹</p> <p><u>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、残留熱除去冷却海水系の主要な手動弁と電動弁**²の開閉状態を確認する。</u></p> <p><u>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表52-2に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、残留熱除去冷却水系又は残留熱除去冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。</u></p> <p><u>表52-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 869 1121 957"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系</td> <td>2系列*³が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：残留熱除去冷却水系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための残留熱除去系熱交換器と冷却水ポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管に接続する配管上の手動弁及び電動弁のうち主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管の満水は、当該系統の調圧タンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</u></p> <p><u>※2：残留熱除去冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁及び電動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁及び電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。</u></p> <p><u>※3：1系列とは、冷却水ポンプ2台、海水ポンプ2台、熱交換器2基及び必要な弁並びに主要配管をいう。</u></p> <p><u>表52-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 1388 1133 1598"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系	2系列* ³ が動作可能であること	項目	頻度	<u>1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限											
残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系	2系列* ³ が動作可能であること											
項目	頻度											
<u>1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>											
<u>2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考									
<p><u>表52-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><u>A. 1系列が動作不能の場合</u></p> </td> <td> <p><u>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。</u> 及び <u>A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>10日間</u> <u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> 又は <u>2系列が動作不能の場合</u> 又は <u>条件Aにおいてさらに異なる区分のディーゼル発電機冷却水系、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u></p> </td> <td> <p><u>B1. 高温停止にする。</u> 及び <u>B2.1 冷温停止とする。</u> 又は <u>B2.2 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>24時間</u> <u>36時間</u> <u>冷温停止となるまで毎日1回</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	<p><u>A. 1系列が動作不能の場合</u></p>	<p><u>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。</u> 及び <u>A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。</u></p>	<p><u>10日間</u> <u>速やかに</u></p>	<p><u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> 又は <u>2系列が動作不能の場合</u> 又は <u>条件Aにおいてさらに異なる区分のディーゼル発電機冷却水系、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u></p>	<p><u>B1. 高温停止にする。</u> 及び <u>B2.1 冷温停止とする。</u> 又は <u>B2.2 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u></p>	<p><u>24時間</u> <u>36時間</u> <u>冷温停止となるまで毎日1回</u></p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間											
<p><u>A. 1系列が動作不能の場合</u></p>	<p><u>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。</u> 及び <u>A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。</u></p>	<p><u>10日間</u> <u>速やかに</u></p>											
<p><u>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> 又は <u>2系列が動作不能の場合</u> 又は <u>条件Aにおいてさらに異なる区分のディーゼル発電機冷却水系、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u></p>	<p><u>B1. 高温停止にする。</u> 及び <u>B2.1 冷温停止とする。</u> 又は <u>B2.2 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u></p>	<p><u>24時間</u> <u>36時間</u> <u>冷温停止となるまで毎日1回</u></p>											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考													
<p><u>(非常用ディーゼル発電設備冷却系)</u> <u>第53条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電設備冷却系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 非常用ディーゼル発電設備冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、非常用ディーゼル発電設備冷却系冷却水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、非常用ディーゼル発電設備冷却系冷却水ポンプの主要な手動弁の開閉状態を確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。*1</u></p> <p><u>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電設備冷却系冷却水ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、非常用ディーゼル発電設備冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-2の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。</u></p> <p><u>表53-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 804 1169 873"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備冷却系</td> <td>2系列*2が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*1：非常用ディーゼル発電設備冷却系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備冷却系熱交換器とポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁とは、主要配管上の手動弁及び主要配管に接続する配管上の手動弁のうち主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管の満水は、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないこと確認する。</u></p> <p><u>*2：1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基及び必要な弁並びに主要配管をいう。</u></p> <p><u>表53-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 1129 1184 1782"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電設備冷却系2系列が動作不能の場合 又は 条件Aにおいてさらに異なる区分の残留熱除去冷却水系、残留熱除去冷却海水系、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>24時間 36時間 冷温停止となるまで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電設備冷却系	2系列*2が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電設備冷却系2系列が動作不能の場合 又は 条件Aにおいてさらに異なる区分の残留熱除去冷却水系、残留熱除去冷却海水系、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となるまで 毎日1回	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限														
非常用ディーゼル発電設備冷却系	2系列*2が動作可能であること														
条件	要求される措置	完了時間													
A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに													
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電設備冷却系2系列が動作不能の場合 又は 条件Aにおいてさらに異なる区分の残留熱除去冷却水系、残留熱除去冷却海水系、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となるまで 毎日1回													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p><u>(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系)</u> <u>第54条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系は、表54-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系の主要な手動弁の開閉状態を確認する。また、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系の主要配管が満水であることを確認する。*1</u></p> <p><u>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁と電動弁*2の開閉状態を確認する。</u></p> <p><u>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表54-2に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表54-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。</u></p> <p><u>表54-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 1018 1124 1129"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系</td> <td>1系列*3が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表54-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 1192 1124 1371"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*1：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系熱交換器と冷却水ポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁とは、主要配管上の手動弁及び主要配管に接続する配管上の手動弁のうち主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管の満水は、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</u></p> <p><u>*2：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁と電動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁と電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。</u></p> <p><u>*3：1系列とは、冷却水ポンプ1台、海水ポンプ1台、熱交換器1基及び必要な弁並びに主要配管をいう。</u></p>	項目	運転上の制限	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	1系列*3が動作可能であること	項目	頻度	1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。	1ヶ月に1回	2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限											
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	1系列*3が動作可能であること											
項目	頻度											
1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。	1ヶ月に1回											
2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考									
<p><u>表54-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>A. <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合</u> <u>又は</u> <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u> <u>又は</u> <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u></p> </td> <td> <p>A1. <u>当該系を動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>10日間</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> <u>又は</u> <u>条件Aにおいてさらに残留熱除去冷却水系、残留熱除去冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合</u></p> </td> <td> <p>B1. <u>高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>B2.1. 冷温停止とする。</u> <u>又は</u> <u>B2.2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>24時間</u> <u>36時間</u> <u>冷温停止となるまで毎日1回</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	<p>A. <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合</u> <u>又は</u> <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u> <u>又は</u> <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u></p>	<p>A1. <u>当該系を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>10日間</u></p>	<p>B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> <u>又は</u> <u>条件Aにおいてさらに残留熱除去冷却水系、残留熱除去冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合</u></p>	<p>B1. <u>高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>B2.1. 冷温停止とする。</u> <u>又は</u> <u>B2.2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u></p>	<p><u>24時間</u> <u>36時間</u> <u>冷温停止となるまで毎日1回</u></p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間											
<p>A. <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合</u> <u>又は</u> <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u> <u>又は</u> <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</u></p>	<p>A1. <u>当該系を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>10日間</u></p>											
<p>B. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u> <u>又は</u> <u>条件Aにおいてさらに残留熱除去冷却水系、残留熱除去冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合</u></p>	<p>B1. <u>高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>B2.1. 冷温停止とする。</u> <u>又は</u> <u>B2.2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</u></p>	<p><u>24時間</u> <u>36時間</u> <u>冷温停止となるまで毎日1回</u></p>											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																														
<p><u>(なし)</u></p> <p>(使用済燃料プールの水位及び水温) <u>第55条</u> 使用済燃料プールの水位及び水温は、<u>表55-1</u>で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、<u>使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料プールの水温が6.5℃以下であること</u>を毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、<u>表55-2</u>の措置を講じる。</p> <p><u>表55-1</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">項目</td> <td style="width: 50%;"><u>運転上の制限</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> </table> <p><u>表55-2</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">A. <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかに その後毎日1回</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td><u>及び</u> A3. <u>原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td><u>及び</u> A4. <u>原子炉建屋給排気隔離弁機能を確認するための措置を開始する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td><u>及び</u> A5. <u>非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>運転上の制限</u>	(中略)		条件	要求される措置	完了時間	A. <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに	<u>及び</u> A3. <u>原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<u>及び</u> A4. <u>原子炉建屋給排気隔離弁機能を確認するための措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<u>及び</u> A5. <u>非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<p><u>第3節 施設運用上の基準</u></p> <p>(使用済燃料プールの水位及び水温) <u>第21条</u> <u>使用済燃料プールに使用済燃料が貯蔵されている期間において、</u>使用済燃料プールの水位及び水温は、<u>表21-1-1</u>で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、<u>表21-1-1の事項</u>を毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、<u>表21-1-2</u>の措置を講じる。</p> <p><u>表21-1</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">項目</td> <td style="width: 50%;"><u>施設運用上の基準</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> </table> <p><u>表21-1-2</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかに その後毎日1回</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	(中略)		条件	要求される措置	完了時間	A. <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																															
(中略)																																
条件	要求される措置	完了時間																														
A. <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回																														
	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに																														
	<u>及び</u> A3. <u>原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																														
	<u>及び</u> A4. <u>原子炉建屋給排気隔離弁機能を確認するための措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																														
	<u>及び</u> A5. <u>非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																														
項目	<u>施設運用上の基準</u>																															
(中略)																																
条件	要求される措置	完了時間																														
A. <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回																														
	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに																														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p><u>(燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位)</u> <u>第56条</u> <u>原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合、原子炉水位は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 原子炉水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合、原子炉水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表56-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表56-1</u></p> <table border="1" data-bbox="115 709 1047 827"> <thead> <tr> <th data-bbox="115 709 581 743">項目</th> <th data-bbox="581 709 1047 743">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="115 743 581 827">燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位</td> <td data-bbox="581 743 1047 827">オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表56-2</u></p> <table border="1" data-bbox="115 926 1071 1157"> <thead> <tr> <th data-bbox="115 926 415 959">条件</th> <th data-bbox="415 926 902 959">要求される措置</th> <th data-bbox="902 926 1071 959">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="115 959 415 1157">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td data-bbox="415 959 902 1157">A1. 燃料又は制御棒の移動を中止する。 ただし、移動中の燃料又は制御棒は所定の場所に移動する。 及び A2. 原子炉水位を回復する操作を開始する。</td> <td data-bbox="902 959 1071 1157">速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	オーバーフロー水位付近にあること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料又は制御棒の移動を中止する。 ただし、移動中の燃料又は制御棒は所定の場所に移動する。 及び A2. 原子炉水位を回復する操作を開始する。	速やかに 速やかに	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限											
燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	オーバーフロー水位付近にあること											
条件	要求される措置	完了時間										
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料又は制御棒の移動を中止する。 ただし、移動中の燃料又は制御棒は所定の場所に移動する。 及び A2. 原子炉水位を回復する操作を開始する。	速やかに 速やかに										

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																							
<p><u>(中央制御室非常用換気空調系)</u> <u>第57条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>(2) 放射線・化学管理GMは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p><u>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系ファンが起動すること及び中央制御室非常用換気空調系ダンパが動作可能であることを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表57-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 835 1139 940"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用換気空調系</td> <td>中央制御室あたり2系列^{*2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表57-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 1003 1205 1075"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表57-3</u></p> <table border="1" data-bbox="112 1138 1205 1663"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 中操制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>C. 原子炉の状態が運転、起動、及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>D. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 炉心変更を中止する。 及び D2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</u></p> <p><u>※2：2系列とはファン2台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。</u></p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{*2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	90%以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 中操制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	30日間 速やかに	B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	C. 原子炉の状態が運転、起動、及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。 及び D2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																								
中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{*2} が動作可能であること																								
項目	判定値																								
総合除去効率	90%以上																								
条件	要求される措置	完了時間																							
A. 中操制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	30日間 速やかに																							
B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																							
C. 原子炉の状態が運転、起動、及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																							
D. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。 及び D2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに																							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考													
<p><u>(外部電源その1)</u></p> <p><u>第58条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、外部電源は表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</u> <u>ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。</u></p> <p><u>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表58-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 611 1000 680"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 611 433 646">項 目</th> <th data-bbox="433 611 1000 646">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 646 433 680">外部電源※1</td> <td data-bbox="433 646 1000 680">2系列※2が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：外部電源とは、電力系統又は主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を第65条及び第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。以下、第59条及び第60条において同じ。</u></p> <p><u>※2：外部電源の系列数は、非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数（当該原子炉の主発電機を除く）の合計数とし、各々の非常用交流高圧電源母線について求められる。以下、第59条及び第60条において同じ。</u></p> <p><u>表58-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 953 1035 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 953 397 989">条件</th> <th data-bbox="397 953 863 989">要求される措置</th> <th data-bbox="863 953 1035 989">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 989 397 1108">A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合</td> <td data-bbox="397 989 863 1108">A1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="863 989 1035 1108">10日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 1108 397 1430">B. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）及び非常用ディーゼル発電機が1台動作不能の場合（高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く）</td> <td data-bbox="397 1108 863 1430">B1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="863 1108 1035 1430">12時間 12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	外部電源※1	2系列※2が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）及び非常用ディーゼル発電機が1台動作不能の場合（高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く）	B1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12時間 12時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限														
外部電源※1	2系列※2が動作可能であること														
条件	要求される措置	完了時間													
A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。	10日間													
B. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）及び非常用ディーゼル発電機が1台動作不能の場合（高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く）	B1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12時間 12時間													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考
<p><u>条件</u></p> <p>C. 高压炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1系列のみ又は1系列もない場合及び 高压炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合</p>	<p><u>要求される措置</u></p> <p>C1. 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。 又は C1. 2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 及び C3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。^{※3}</p>	<p><u>完了時間</u></p> <p>10日間 10日間 速やかに 速やかに</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p>D. 高压炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1系列もない場合</p>	<p>D1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。^{※3}</p>	<p>10日間 速やかに 速やかに</p>		
<p>E. 動作可能である外部電源が1系列もない場合（高压炉心スプレイ系母線を除く） 又は 条件A，B，C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>E1. 高温停止とする。 及び E2. 冷温停止とする。</p>	<p>24時間 36時間</p>		
<p>※3：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合に実施する。</p>				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(外部電源その2)</u> <u>第59条</u> <u>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、外部電源は表59-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。</u></p> <p><u>2. 外部電源が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表59-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表59-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 663 928 732"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>1系列が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表59-2</u></p> <table border="1" data-bbox="112 804 1018 1293"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. <u>外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td>及び A2. <u>炉心変更を中止する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td>及び A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td>及び A4. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	外部電源	1系列が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. <u>外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>速やかに</u>	及び A2. <u>炉心変更を中止する。</u>	<u>速やかに</u>	及び A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u>	<u>速やかに</u>	及び A4. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u>	<u>速やかに</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
外部電源	1系列が動作可能であること																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. <u>外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>速やかに</u>																
	及び A2. <u>炉心変更を中止する。</u>	<u>速やかに</u>																
	及び A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u>	<u>速やかに</u>																
	及び A4. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u>	<u>速やかに</u>																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(非常用ディーゼル発電機その1)</u> <u>第60条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMIは、定事検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表60-2に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表60-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 674 1062 743"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>3台^{※1}の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：3台とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</u></p> <p><u>表60-2</u></p> <p><u>1. 1号炉及び3号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="103 871 1166 1125"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,620mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,916mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 2号炉及び4号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1157 1166 1411"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,660mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,936mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	3台 ^{※1} の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること	項 目	頻 度	<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,620mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,916mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	項 目	頻 度	<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,660mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,936mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
非常用ディーゼル発電機	3台 ^{※1} の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること																	
項 目	頻 度																	
<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	
<u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,620mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,916mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	
項 目	頻 度																	
<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	
<u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,660mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,936mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考																																
<p><u>表60-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> <p><u>A. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合</u></p> </td> <td> <p><u>A1. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>10日間</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>及び</u></p> <p><u>A2. 残り2台の非常用ディーゼル発電機について動作可能であることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>及び</u></p> <p><u>A3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。^{※2}</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <p><u>B. 条件A (A1. の措置) で要求される措置 (非常用ディーゼル発電機の復旧措置) を完了時間内に達成できない場合</u></p> </td> <td> <p><u>B1. 動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態とする。</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>及び</u></p> <p><u>B2. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>30日間</u></p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <p><u>C. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合 (高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く)</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>外部電源が1系列しか動作可能でない場合 (高圧炉心スプレイ系母線を除く)</u></p> </td> <td> <p><u>C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>12時間</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>又は</u></p> <p><u>C2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>12時間</u></p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> <p><u>D. 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1系列のみ又は1系列もない場合</u></p> </td> <td> <p><u>D1. 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>10日間</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>又は</u></p> <p><u>D1. 2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>10日間</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>及び</u></p> <p><u>D2. 自動減圧系 (原子炉圧力が 0.84MPa [gage] 以上の場合) の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <p><u>E. 条件A (A1. の措置を除く), B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></p> <p><u>又は</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機2台以上が動作不能の場合</u></p> </td> <td> <p><u>E1. 高温停止とする。</u></p> </td> <td> <p><u>24時間</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>及び</u></p> <p><u>E2. 低温停止とする。</u></p> </td> <td> <p><u>36時間</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	<p><u>A. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合</u></p>	<p><u>A1. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>10日間</u></p>	<p><u>及び</u></p> <p><u>A2. 残り2台の非常用ディーゼル発電機について動作可能であることを確認する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p><u>及び</u></p> <p><u>A3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。^{※2}</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p><u>B. 条件A (A1. の措置) で要求される措置 (非常用ディーゼル発電機の復旧措置) を完了時間内に達成できない場合</u></p>	<p><u>B1. 動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態とする。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p><u>及び</u></p> <p><u>B2. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>30日間</u></p>	<p><u>C. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合 (高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く)</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>外部電源が1系列しか動作可能でない場合 (高圧炉心スプレイ系母線を除く)</u></p>	<p><u>C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>12時間</u></p>	<p><u>又は</u></p> <p><u>C2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>12時間</u></p>	<p><u>D. 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1系列のみ又は1系列もない場合</u></p>	<p><u>D1. 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>10日間</u></p>	<p><u>又は</u></p> <p><u>D1. 2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>10日間</u></p>	<p><u>及び</u></p> <p><u>D2. 自動減圧系 (原子炉圧力が 0.84MPa [gage] 以上の場合) の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p><u>E. 条件A (A1. の措置を除く), B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></p> <p><u>又は</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機2台以上が動作不能の場合</u></p>	<p><u>E1. 高温停止とする。</u></p>	<p><u>24時間</u></p>	<p><u>及び</u></p> <p><u>E2. 低温停止とする。</u></p>	<p><u>36時間</u></p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																																		
<p><u>A. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合</u></p>	<p><u>A1. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>10日間</u></p>																																		
	<p><u>及び</u></p> <p><u>A2. 残り2台の非常用ディーゼル発電機について動作可能であることを確認する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>																																		
	<p><u>及び</u></p> <p><u>A3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。^{※2}</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>																																		
<p><u>B. 条件A (A1. の措置) で要求される措置 (非常用ディーゼル発電機の復旧措置) を完了時間内に達成できない場合</u></p>	<p><u>B1. 動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態とする。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>																																		
	<p><u>及び</u></p> <p><u>B2. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>30日間</u></p>																																		
<p><u>C. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合 (高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く)</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>外部電源が1系列しか動作可能でない場合 (高圧炉心スプレイ系母線を除く)</u></p>	<p><u>C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>12時間</u></p>																																		
	<p><u>又は</u></p> <p><u>C2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>12時間</u></p>																																		
<p><u>D. 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1系列のみ又は1系列もない場合</u></p>	<p><u>D1. 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>10日間</u></p>																																		
	<p><u>又は</u></p> <p><u>D1. 2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>10日間</u></p>																																		
	<p><u>及び</u></p> <p><u>D2. 自動減圧系 (原子炉圧力が 0.84MPa [gage] 以上の場合) の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>																																		
<p><u>E. 条件A (A1. の措置を除く), B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></p> <p><u>又は</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機2台以上が動作不能の場合</u></p>	<p><u>E1. 高温停止とする。</u></p>	<p><u>24時間</u></p>																																		
	<p><u>及び</u></p> <p><u>E2. 低温停止とする。</u></p>	<p><u>36時間</u></p>																																		
<p><u>※2 : 原子炉圧力が 1.03MPa [gage] 以上の場合に実施する。</u></p>																																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(非常用ディーゼル発電機その2)</u></p> <p><u>第61条</u></p> <p><u>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機^{※1}は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について表61-2に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機をいう。</u></p> <p><u>表61-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 829 1184 928"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源</td> <td>第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※2：非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。</u></p> <p><u>表61-2</u></p> <p><u>1. 1号炉及び3号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1129 1184 1381"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,620mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,916mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 2号炉及び4号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1415 1184 1667"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,660mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,936mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ^{※2} が動作可能であること	項 目	頻 度	<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,620mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,916mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	項 目	頻 度	<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,660mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,936mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ^{※2} が動作可能であること																	
項 目	頻 度																	
<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	
<u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,620mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,916mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	
項 目	頻 度																	
<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	
<u>2. A系及びB系のデイトンクレベルが2,660mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが1,936mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考												
<p><u>表6 1-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. <u>運転上の制限を満足させる措置を開始する。</u> 及び</td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td>A2. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び</td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td>A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u> 及び</td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td>A4. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. <u>運転上の制限を満足させる措置を開始する。</u> 及び	<u>速やかに</u>	A2. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び	<u>速やかに</u>	A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u> 及び	<u>速やかに</u>	A4. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u>	<u>速やかに</u>		福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
条件	要求される措置	完了時間														
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. <u>運転上の制限を満足させる措置を開始する。</u> 及び	<u>速やかに</u>														
	A2. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び	<u>速やかに</u>														
	A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u> 及び	<u>速やかに</u>														
	A4. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u>	<u>速やかに</u>														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																			
<p><u>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</u> <u>第62条</u> <u>ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></p> <p><u>2. ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表62-2で1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油又は起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表62-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 724 1202 861"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、 潤滑油及び 起動用空気</td> <td>第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表62-2</u></p> <table border="1" data-bbox="103 924 1202 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>項 目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1号炉</td> <td>軽油タンクレベル^{*1}</td> <td>5,240mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{*2}</td> <td>470mm以上</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{**2}</td> <td>1.96MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2号炉</td> <td>軽油タンクレベル^{*1}</td> <td>5,325mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{*2}</td> <td>470mm以上</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{**2}</td> <td>1.96MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉</td> <td>軽油タンクレベル^{*1}</td> <td>5,240mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{*2}</td> <td>470mm以上</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{**2}</td> <td>1.96MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号炉</td> <td>軽油タンクレベル^{*1}</td> <td>5,325mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{*2}</td> <td>470mm以上</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{**2}</td> <td>1.96MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：軽油タンクレベルとは、A系及びB系の非常用ディーゼル発電機の各々の軽油タンクレベルをいう。</u> <u>※2：潤滑油サンプタンクレベル及び起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機の各々の潤滑油サンプタンクレベル及び起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)をいう。</u></p>	項 目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、 潤滑油及び 起動用空気	第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること		項 目	判定値	1号炉	軽油タンクレベル ^{*1}	5,240mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{*2}	470mm以上	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{**2}	1.96MPa[gage]以上	2号炉	軽油タンクレベル ^{*1}	5,325mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{*2}	470mm以上	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{**2}	1.96MPa[gage]以上	3号炉	軽油タンクレベル ^{*1}	5,240mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{*2}	470mm以上	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{**2}	1.96MPa[gage]以上	4号炉	軽油タンクレベル ^{*1}	5,325mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{*2}	470mm以上	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{**2}	1.96MPa[gage]以上	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																																				
ディーゼル燃料油、 潤滑油及び 起動用空気	第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること																																				
	項 目	判定値																																			
1号炉	軽油タンクレベル ^{*1}	5,240mm以上																																			
	潤滑油サンプタンクレベル ^{*2}	470mm以上																																			
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{**2}	1.96MPa[gage]以上																																			
2号炉	軽油タンクレベル ^{*1}	5,325mm以上																																			
	潤滑油サンプタンクレベル ^{*2}	470mm以上																																			
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{**2}	1.96MPa[gage]以上																																			
3号炉	軽油タンクレベル ^{*1}	5,240mm以上																																			
	潤滑油サンプタンクレベル ^{*2}	470mm以上																																			
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{**2}	1.96MPa[gage]以上																																			
4号炉	軽油タンクレベル ^{*1}	5,325mm以上																																			
	潤滑油サンプタンクレベル ^{*2}	470mm以上																																			
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{**2}	1.96MPa[gage]以上																																			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考																		
<p><u>表6 2-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表6 2-2を満足しない場合</u></td> <td><u>A1. 制限値以内に復旧する。</u></td> <td><u>2日間</u></td> </tr> <tr> <td><u>B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプルレベルが表6 2-2を満足しない場合</u></td> <td><u>B1. 制限値以内に復旧する。</u></td> <td><u>2日間</u></td> </tr> <tr> <td><u>C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表6 2-2を満足しない場合</u></td> <td><u>C1. 制限値以内に復旧する。</u></td> <td><u>2日間</u></td> </tr> <tr> <td><u>D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td><u>D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td><u>E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td><u>E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	<u>A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表6 2-2を満足しない場合</u>	<u>A1. 制限値以内に復旧する。</u>	<u>2日間</u>	<u>B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプルレベルが表6 2-2を満足しない場合</u>	<u>B1. 制限値以内に復旧する。</u>	<u>2日間</u>	<u>C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表6 2-2を満足しない場合</u>	<u>C1. 制限値以内に復旧する。</u>	<u>2日間</u>	<u>D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u>	<u>速やかに</u>	<u>E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u>	<u>速やかに</u>		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
条件	要求される措置	完了時間																				
<u>A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表6 2-2を満足しない場合</u>	<u>A1. 制限値以内に復旧する。</u>	<u>2日間</u>																				
<u>B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプルレベルが表6 2-2を満足しない場合</u>	<u>B1. 制限値以内に復旧する。</u>	<u>2日間</u>																				
<u>C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表6 2-2を満足しない場合</u>	<u>C1. 制限値以内に復旧する。</u>	<u>2日間</u>																				
<u>D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u>	<u>速やかに</u>																				
<u>E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u>	<u>速やかに</u>																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p><u>(直流電源その1)</u> <u>第63条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{※1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表63-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 674 1020 743"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表63-2</u></p> <table border="1" data-bbox="121 814 1056 1270"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止とする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。以下、第64条において同じ。</u> <u>※2：3系列とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</u></p>	項 目	運転上の制限	直流電源	3系列 ^{※2} が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。	10日間	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間	C2. 冷温停止とする。	36時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																					
直流電源	3系列 ^{※2} が動作可能であること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。	10日間																				
	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに																				
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間																				
	C2. 冷温停止とする。	36時間																				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(直流電源その2)</u> <u>第64条</u> <u>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表64-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 611 1015 711"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>第66条で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表64-2</u></p> <table border="1" data-bbox="115 783 1035 1310"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																
	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに																
	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																
	及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																													
<p><u>(所内電源系統その1)</u> <u>第65条</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、所内電源系統は表65-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。</u></p> <p><u>2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表65-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 682 1172 871"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 682 385 745">項 目</th> <th data-bbox="385 682 816 745">運 転 上 の 制 限 (受電されている系統数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 745 385 787">所内電源系統</td> <td data-bbox="385 745 816 787"><u>(1) 非常用交流高圧電源母線</u> 3系統^{※1}</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 787 385 829"></td> <td data-bbox="385 787 816 829"><u>(2) 直流電源母線</u> 3系統^{※1}</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 829 385 871"></td> <td data-bbox="385 829 816 871"><u>(3) 原子炉保護系母線</u> 2系統^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：3系統とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</u> <u>※2：2系統とは、A系及びB系をいう。</u></p> <p><u>表65-2</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1018 1231 1627"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 1018 667 1060">条 件</th> <th data-bbox="667 1018 1068 1060">要 求 さ れ る 措 置</th> <th data-bbox="1068 1018 1231 1060">完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1060 667 1134"><u>A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</u></td> <td data-bbox="667 1060 1068 1134"><u>A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。</u></td> <td data-bbox="1068 1060 1231 1134"><u>8時間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1134 667 1207"><u>B. 原子炉保護系母線の1系統が電源喪失の場合</u></td> <td data-bbox="667 1134 1068 1207"><u>B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。</u></td> <td data-bbox="1068 1134 1231 1207"><u>2時間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1207 667 1281"><u>C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</u></td> <td data-bbox="667 1207 1068 1281"><u>C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。</u></td> <td data-bbox="1068 1207 1231 1281"><u>2時間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1281 667 1396"><u>D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線又は高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合</u></td> <td data-bbox="667 1281 1068 1396"><u>D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</u></td> <td data-bbox="1068 1281 1231 1396"><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1396 667 1512"><u>E. 条件A、B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td data-bbox="667 1396 1068 1512"><u>E1. 高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>E2. 冷温停止とする。</u></td> <td data-bbox="1068 1396 1231 1512"><u>24時間</u> <u>36時間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1512 667 1627"><u>F. 非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線又は直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合</u></td> <td data-bbox="667 1512 1068 1627"><u>F1. 高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>F2. 冷温停止とする。</u></td> <td data-bbox="1068 1512 1231 1627"><u>24時間</u> <u>36時間</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限 (受電されている系統数)	所内電源系統	<u>(1) 非常用交流高圧電源母線</u> 3系統 ^{※1}		<u>(2) 直流電源母線</u> 3系統 ^{※1}		<u>(3) 原子炉保護系母線</u> 2系統 ^{※2}	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	<u>A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</u>	<u>A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。</u>	<u>8時間</u>	<u>B. 原子炉保護系母線の1系統が電源喪失の場合</u>	<u>B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。</u>	<u>2時間</u>	<u>C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</u>	<u>C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。</u>	<u>2時間</u>	<u>D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線又は高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合</u>	<u>D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</u>	<u>速やかに</u>	<u>E. 条件A、B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>E1. 高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>E2. 冷温停止とする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>	<u>F. 非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線又は直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合</u>	<u>F1. 高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>F2. 冷温停止とする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限 (受電されている系統数)																														
所内電源系統	<u>(1) 非常用交流高圧電源母線</u> 3系統 ^{※1}																														
	<u>(2) 直流電源母線</u> 3系統 ^{※1}																														
	<u>(3) 原子炉保護系母線</u> 2系統 ^{※2}																														
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																													
<u>A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</u>	<u>A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。</u>	<u>8時間</u>																													
<u>B. 原子炉保護系母線の1系統が電源喪失の場合</u>	<u>B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。</u>	<u>2時間</u>																													
<u>C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</u>	<u>C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。</u>	<u>2時間</u>																													
<u>D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線又は高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合</u>	<u>D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</u>	<u>速やかに</u>																													
<u>E. 条件A、B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>E1. 高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>E2. 冷温停止とする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>																													
<u>F. 非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線又は直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合</u>	<u>F1. 高温停止とする。</u> <u>及び</u> <u>F2. 冷温停止とする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>																													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																		
<p><u>(所内電源系統その2)</u> <u>第66条</u> <u>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、所内電源系統は表66-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。</u></p> <p><u>2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第27条、第35条、第36条及び第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線及び原子炉保護系母線が受電されていることを1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表66-1</u></p> <table border="1" data-bbox="103 714 1098 850"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電源系統</td> <td>第27条、第35条、第36条及び第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線及び原子炉保護系母線が受電されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表66-2</u></p> <table border="1" data-bbox="103 913 1113 1522"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">A. 要求される非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線又は直流電源母線の電源喪失の場合</td> <td>A1. <u>要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u> 及び</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A2. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u> 及び</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A4. <u>要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。</u> 及び</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A5. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u></td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	所内電源系統	第27条、第35条、第36条及び第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線及び原子炉保護系母線が受電されていること	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 要求される非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線又は直流電源母線の電源喪失の場合	A1. <u>要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u> 及び	速やかに	A2. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び	速やかに	A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u> 及び	速やかに	A4. <u>要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。</u> 及び	速やかに	A5. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u>	速やかに	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限																			
所内電源系統	第27条、第35条、第36条及び第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線及び原子炉保護系母線が受電されていること																			
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																		
A. 要求される非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線又は直流電源母線の電源喪失の場合	A1. <u>要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u> 及び	速やかに																		
	A2. <u>炉心変更を中止する。</u> 及び	速やかに																		
	A3. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u> 及び	速やかに																		
	A4. <u>要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。</u> 及び	速やかに																		
	A5. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u>	速やかに																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考				
<p><u>(原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き)</u> <u>第67条</u> <u>原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから制御棒1本を引き抜く場合は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、第84条を適用する場合は除く。</u></p> <p><u>2. 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜きを行う場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、制御棒1本の引き抜きを行う場合は、表67-2に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉停止中の制御棒1本の引き抜きを行う場合に、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表67-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 709 1107 1066"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 709 397 741">項目</th> <th data-bbox="397 709 1107 741">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 741 397 1066">原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き</td> <td data-bbox="397 741 1107 1066"> <u>(1) 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1本制御棒引抜インターロック(引き抜かれた制御棒が1本ある場合には、2本目の引抜対象制御棒が選択できないこと)が作動していること</u> <u>(2) 全制御棒の位置を確認していること</u> <u>(3) 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であること</u> <u>(4) 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	<u>(1) 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1本制御棒引抜インターロック(引き抜かれた制御棒が1本ある場合には、2本目の引抜対象制御棒が選択できないこと)が作動していること</u> <u>(2) 全制御棒の位置を確認していること</u> <u>(3) 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であること</u> <u>(4) 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていること</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限					
原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	<u>(1) 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1本制御棒引抜インターロック(引き抜かれた制御棒が1本ある場合には、2本目の引抜対象制御棒が選択できないこと)が作動していること</u> <u>(2) 全制御棒の位置を確認していること</u> <u>(3) 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であること</u> <u>(4) 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていること</u>					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>表67-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 252 810 289">項目</th> <th data-bbox="810 252 1154 289">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 289 810 357">1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。</td> <td data-bbox="810 289 1154 357">作業毎^{※1}に、最初の制御棒引き抜き後、速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 357 810 405">2. 全制御棒の位置を確認する。</td> <td data-bbox="810 357 1154 405">24時間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 405 810 829">3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されていることを確認する。 及び 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は、制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。 及び 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 及び 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く)</td> <td data-bbox="810 405 1154 829">毎日1回 制御棒を引き抜く都度 最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き前、その後1週間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 829 810 896">4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。</td> <td data-bbox="810 829 1154 896">制御棒の引き抜き開始の都度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：作業毎とは、制御棒のフリクションテスト、スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。なお、1本制御棒引抜インターロックの除外又は原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は、作業の再開にあたり再度1本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。</p> <p><u>表67-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 1123 406 1161">条件</th> <th data-bbox="406 1123 970 1161">要求される措置</th> <th data-bbox="970 1123 1154 1161">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1161 406 1430">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td data-bbox="406 1161 970 1430">A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 及び A2. 挿入可能な全ての制御棒の全挿入操作を開始する。 及び A3. 全挿入位置にある制御棒を引き抜かない。</td> <td data-bbox="970 1161 1154 1430">速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。	作業毎 ^{※1} に、最初の制御棒引き抜き後、速やかに	2. 全制御棒の位置を確認する。	24時間に1回	3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されていることを確認する。 及び 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は、制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。 及び 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 及び 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く)	毎日1回 制御棒を引き抜く都度 最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き前、その後1週間に1回	4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 及び A2. 挿入可能な全ての制御棒の全挿入操作を開始する。 及び A3. 全挿入位置にある制御棒を引き抜かない。	速やかに 速やかに 速やかに		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	頻度																	
1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。	作業毎 ^{※1} に、最初の制御棒引き抜き後、速やかに																	
2. 全制御棒の位置を確認する。	24時間に1回																	
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されていることを確認する。 及び 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は、制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。 及び 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 及び 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く)	毎日1回 制御棒を引き抜く都度 最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き前、その後1週間に1回																	
4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 及び A2. 挿入可能な全ての制御棒の全挿入操作を開始する。 及び A3. 全挿入位置にある制御棒を引き抜かない。	速やかに 速やかに 速やかに																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																						
<p><u>(単一制御棒駆動機構の取り外し)</u> <u>第68条</u> 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから引き抜かれた制御棒における制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。この場合、第27条の原子炉保護系計装及び第67条は適用されない。</p> <p>2. 単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は、表68-2に定める事項を確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68-3の措置を講じる。</p> <p><u>表68-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 709 1169 909"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単一制御棒駆動機構の取り外し</td> <td> <u>(1) 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていること</u> <u>(2) 停止余裕が確保されていること</u> <u>(3) 他の炉心変更が行われていないこと</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表68-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 976 1205 1215"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていることを確認する。</u></td> <td><u>制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. 停止余裕が確保されていることを管理的手段により確認する。</u></td> <td><u>制御棒駆動機構の取り外し前</u></td> </tr> <tr> <td><u>3. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。</u></td> <td><u>制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日1回</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表68-3</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1283 1157 1522"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. <u>運転上の制限を満足していないと判断した場合</u></td> <td><u>A1. 制御棒駆動機構の取り外しを中止する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td><u>及び</u> <u>A2.1全制御棒の全挿入操作を開始する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td><u>又は</u> <u>A2.2満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	単一制御棒駆動機構の取り外し	<u>(1) 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていること</u> <u>(2) 停止余裕が確保されていること</u> <u>(3) 他の炉心変更が行われていないこと</u>	項目	頻度	<u>1. 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていることを確認する。</u>	<u>制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日1回</u>	<u>2. 停止余裕が確保されていることを管理的手段により確認する。</u>	<u>制御棒駆動機構の取り外し前</u>	<u>3. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。</u>	<u>制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日1回</u>	条件	要求される措置	完了時間	A. <u>運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>A1. 制御棒駆動機構の取り外しを中止する。</u>	<u>速やかに</u>	<u>及び</u> <u>A2.1全制御棒の全挿入操作を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<u>又は</u> <u>A2.2満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																							
単一制御棒駆動機構の取り外し	<u>(1) 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていること</u> <u>(2) 停止余裕が確保されていること</u> <u>(3) 他の炉心変更が行われていないこと</u>																							
項目	頻度																							
<u>1. 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていることを確認する。</u>	<u>制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日1回</u>																							
<u>2. 停止余裕が確保されていることを管理的手段により確認する。</u>	<u>制御棒駆動機構の取り外し前</u>																							
<u>3. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。</u>	<u>制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日1回</u>																							
条件	要求される措置	完了時間																						
A. <u>運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>A1. 制御棒駆動機構の取り外しを中止する。</u>	<u>速やかに</u>																						
	<u>及び</u> <u>A2.1全制御棒の全挿入操作を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																						
	<u>又は</u> <u>A2.2満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p><u>(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)</u> <u>第69条</u> 原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が起動であるとはみなさない。</p> <p>2. 複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 <u>(1) 燃料GMは、制御棒操作を行うにあたり、あらかじめ制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。</u> <u>(2) 当直長は、原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして、制御棒値ミナマイザの動作確認を行う場合又は制御棒操作手順に従って複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表69-2に定める事項を確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じる。</p> <p><u>表69-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 835 937 940"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数の制御棒引き抜きを伴う検査</td> <td>あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表69-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1003 1169 1751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。</u> <u>・起動領域モニタ</u> <u>(1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合</u> 中性子束高 機器動作不能 <u>(2) 原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合</u> 中性子束高 機器動作不能 又は 原子炉周期 (ペリオド) 短 機器動作不能 <u>・平均出力領域モニタ</u> <u>(原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合)</u> 中性子束高 機器動作不能 <u>・スクラム排出容器水位高</u> <u>・地震加速度大</u> <u>・原子炉モードスイッチ「停止」位置</u> <u>・スクラム回路</u> </td> <td>最初の制御棒引き抜き開始前</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること	項目	頻度	<u>1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。</u> <u>・起動領域モニタ</u> <u>(1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合</u> 中性子束高 機器動作不能 <u>(2) 原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合</u> 中性子束高 機器動作不能 又は 原子炉周期 (ペリオド) 短 機器動作不能 <u>・平均出力領域モニタ</u> <u>(原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合)</u> 中性子束高 機器動作不能 <u>・スクラム排出容器水位高</u> <u>・地震加速度大</u> <u>・原子炉モードスイッチ「停止」位置</u> <u>・スクラム回路</u>	最初の制御棒引き抜き開始前	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること									
項目	頻度									
<u>1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。</u> <u>・起動領域モニタ</u> <u>(1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合</u> 中性子束高 機器動作不能 <u>(2) 原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合</u> 中性子束高 機器動作不能 又は 原子炉周期 (ペリオド) 短 機器動作不能 <u>・平均出力領域モニタ</u> <u>(原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合)</u> 中性子束高 機器動作不能 <u>・スクラム排出容器水位高</u> <u>・地震加速度大</u> <u>・原子炉モードスイッチ「停止」位置</u> <u>・スクラム回路</u>	最初の制御棒引き抜き開始前									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後	備 考												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作する運転員の他に、少なくとも1名の運転員が、制御棒操作手順に従って操作されていることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は、第14条に定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。</td> <td>最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度 制御棒操作の都度</td> </tr> <tr> <td>3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。</td> <td>制御棒を全引き抜き位置にする都度</td> </tr> <tr> <td>4. 制御棒の引抜操作は、制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。</td> <td>制御棒操作の都度</td> </tr> <tr> <td>5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く)</td> <td>最初の制御棒引き抜き開始前</td> </tr> <tr> <td>6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。</td> <td>最初の制御棒引き抜き開始前</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作する運転員の他に、少なくとも1名の運転員が、制御棒操作手順に従って操作されていることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は、第14条に定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度 制御棒操作の都度	3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。	制御棒を全引き抜き位置にする都度	4. 制御棒の引抜操作は、制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	制御棒操作の都度	5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く)	最初の制御棒引き抜き開始前	6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前		福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
項目	頻度														
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作する運転員の他に、少なくとも1名の運転員が、制御棒操作手順に従って操作されていることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は、第14条に定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度 制御棒操作の都度														
3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。	制御棒を全引き抜き位置にする都度														
4. 制御棒の引抜操作は、制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	制御棒操作の都度														
5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く)	最初の制御棒引き抜き開始前														
6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前														
表69-3															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 引抜制御棒の全挿入操作を開始する。 (制御棒挿入に際しては、必要に応じて制御棒価値ミニマイザをバイパスできる。) 及び A2. 原子炉モードスイッチを燃料取替位置又は停止位置とする。</td> <td>速やかに 全制御棒全挿入完了後</td> </tr> </tbody> </table>				条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 引抜制御棒の全挿入操作を開始する。 (制御棒挿入に際しては、必要に応じて制御棒価値ミニマイザをバイパスできる。) 及び A2. 原子炉モードスイッチを燃料取替位置又は停止位置とする。	速やかに 全制御棒全挿入完了後						
条件	要求される措置	完了時間													
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 引抜制御棒の全挿入操作を開始する。 (制御棒挿入に際しては、必要に応じて制御棒価値ミニマイザをバイパスできる。) 及び A2. 原子炉モードスイッチを燃料取替位置又は停止位置とする。	速やかに 全制御棒全挿入完了後													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考														
<p><u>(原子炉の昇温を伴う検査)</u> <u>第70条</u> 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100℃以上となる場合は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が冷温停止であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が高温停止であるとはみなさない。また、本条を適用している間は、第35条を適用しない。</p> <p>2. 原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100℃以上となる場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 <u>(1) 当直長は、原子炉冷却材の昇温開始から100℃となる前に次の各項目を管理的手段で確認する。</u> ①第27条（計測及び制御設備）の原子炉建屋隔離系計装の機能 ②第49条（原子炉建屋）の機能 ③第50条（原子炉建屋給排気隔離弁）の機能 ④第51条（非常用ガス処理系）の機能</p> <p>3. 当直長は、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100℃以上となる場合に、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表70-2の措置を講じる。</p> <p><u>表70-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 835 1098 970"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の昇温を伴う検査</td> <td>第27条の原子炉建屋隔離系計装、第49条の原子炉建屋、第50条の原子炉建屋給排気隔離弁及び第51条の非常用ガス処理系の機能が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表70-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1035 1148 1278"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>又は A2.1温度又は圧力を上昇する操作を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2.2原子炉冷却材温度を100℃未満にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉の昇温を伴う検査	第27条の原子炉建屋隔離系計装、第49条の原子炉建屋、第50条の原子炉建屋給排気隔離弁及び第51条の非常用ガス処理系の機能が確保されていること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。	速やかに	又は A2.1温度又は圧力を上昇する操作を中止する。	速やかに	及び A2.2原子炉冷却材温度を100℃未満にする。	24時間	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限															
原子炉の昇温を伴う検査	第27条の原子炉建屋隔離系計装、第49条の原子炉建屋、第50条の原子炉建屋給排気隔離弁及び第51条の非常用ガス処理系の機能が確保されていること															
条件	要求される措置	完了時間														
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。	速やかに														
	又は A2.1温度又は圧力を上昇する操作を中止する。	速やかに														
	及び A2.2原子炉冷却材温度を100℃未満にする。	24時間														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p><u>(原子炉モードスイッチの切替を伴う検査)</u> <u>第71条</u> <u>原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、第69条の適用時を除いて原子炉モードスイッチを運転位置又は起動位置にする場合は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が運転又は起動であるとはみなさない。</u></p> <p><u>2. 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、表71-2に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表71-1</u></p> <table border="1" data-bbox="106 709 1026 852"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>原子炉モードスイッチの切替を伴う検査</u></td> <td><u>1体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること及び炉心変更が行われていないこと</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表71-2</u></p> <table border="1" data-bbox="106 919 1026 1100"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 1体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること。</u></td> <td><u>原子炉モードスイッチの切替直前</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. 炉心変更が行われていないこと。</u></td> <td><u>原子炉モードスイッチの切替直前</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表71-3</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1163 1026 1331"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</u></td> <td><u>A1. 検査を中止する。</u> <u>及び</u> <u>A2. 原子炉モードスイッチを停止位置又は燃料取替位置にする。</u></td> <td><u>速やかに</u> <u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	<u>原子炉モードスイッチの切替を伴う検査</u>	<u>1体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること及び炉心変更が行われていないこと</u>	項目	頻度	<u>1. 1体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること。</u>	<u>原子炉モードスイッチの切替直前</u>	<u>2. 炉心変更が行われていないこと。</u>	<u>原子炉モードスイッチの切替直前</u>	条件	要求される措置	完了時間	<u>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>A1. 検査を中止する。</u> <u>及び</u> <u>A2. 原子炉モードスイッチを停止位置又は燃料取替位置にする。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																	
<u>原子炉モードスイッチの切替を伴う検査</u>	<u>1体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること及び炉心変更が行われていないこと</u>																	
項目	頻度																	
<u>1. 1体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること。</u>	<u>原子炉モードスイッチの切替直前</u>																	
<u>2. 炉心変更が行われていないこと。</u>	<u>原子炉モードスイッチの切替直前</u>																	
条件	要求される措置	完了時間																
<u>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>A1. 検査を中止する。</u> <u>及び</u> <u>A2. 原子炉モードスイッチを停止位置又は燃料取替位置にする。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																											
<p>(<u>運転上の制限</u>の確認)</p> <p><u>第72条</u> 各GMは、<u>運転上の制限</u>を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。 なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「<u>実条件性能確認</u>」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、<u>実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。</u>)により行う。</p> <p>2. <u>第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる^{※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</u></p> <p>3. <u>各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認することができる。この結果、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</u></p> <p>4. <u>各GMは、<u>運転上の制限</u>が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の<u>運転上の制限</u>を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</u></p> <p>5. <u>運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断しなくてもよい。</u></p> <p>6. <u>第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が<u>運転上の制限</u>を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、<u>運転上の制限</u>が満足していないと判断しない。ただし、<u>第73条第2項で<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合を除く。</u></u></p> <p>※1：<u>第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。</u></p> <p>※2：<u>第2節で定められた頻度も適用される。</u></p> <p>表72</p> <table border="1" data-bbox="103 1094 1071 1533"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="103 1094 676 1136">頻 度</th> <th data-bbox="676 1094 1071 1136">備 考</th> </tr> <tr> <th data-bbox="103 1136 442 1178"><u>保安規定で定める頻度</u></th> <th data-bbox="442 1136 676 1178"><u>延長できる時間</u></th> <th data-bbox="676 1136 1071 1178"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1178 442 1220"><u>1時間に1回</u></td> <td data-bbox="442 1178 676 1220"><u>15分</u></td> <td data-bbox="676 1178 1071 1220"><u>分単位の間隔で確認する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1220 442 1262"><u>12時間に1回</u></td> <td data-bbox="442 1220 676 1262"><u>3時間</u></td> <td data-bbox="676 1220 1071 1262"><u>時間単位の間隔で確認する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1262 442 1304"><u>24時間に1回</u></td> <td data-bbox="442 1262 676 1304"><u>6時間</u></td> <td data-bbox="676 1262 1071 1304"><u>同上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1304 442 1346"><u>毎日1回</u></td> <td data-bbox="442 1304 676 1346"></td> <td data-bbox="676 1304 1071 1346"><u>所定の直の時間帯で確認する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1346 442 1388"><u>1週間に1回</u></td> <td data-bbox="442 1346 676 1388"><u>2日</u></td> <td data-bbox="676 1346 1071 1388"><u>日単位の間隔で確認する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1388 442 1430"><u>1ヶ月に1回</u></td> <td data-bbox="442 1388 676 1430"><u>7日</u></td> <td data-bbox="676 1388 1071 1430"><u>同上</u> <u>なお、1ヶ月は31日とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1430 442 1472"><u>1000MWd/tに1回</u></td> <td data-bbox="442 1430 676 1472"><u>250MWd/t</u></td> <td data-bbox="676 1430 1071 1472"></td> </tr> </tbody> </table>	頻 度		備 考	<u>保安規定で定める頻度</u>	<u>延長できる時間</u>		<u>1時間に1回</u>	<u>15分</u>	<u>分単位の間隔で確認する。</u>	<u>12時間に1回</u>	<u>3時間</u>	<u>時間単位の間隔で確認する。</u>	<u>24時間に1回</u>	<u>6時間</u>	<u>同上</u>	<u>毎日1回</u>		<u>所定の直の時間帯で確認する。</u>	<u>1週間に1回</u>	<u>2日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>7日</u>	<u>同上</u> <u>なお、1ヶ月は31日とする。</u>	<u>1000MWd/tに1回</u>	<u>250MWd/t</u>		<p>(<u>施設運用上の基準</u>の確認)</p> <p><u>第22条</u> 当直長は、<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを、<u>第21条第2項</u>で定める事項で確認する。</p> <p>2. <u>当直長は、第21条第2項で定める事項を行うことができなかつた場合は、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断する。この場合、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断できれば、<u>第21条第3項</u>の要求される措置を開始する<u>必要はない。</u></u></p> <p>3. <u>第21条第2項で定める事項が実施され、かつその結果が<u>施設運用上の基準</u>を満足していれば、第21条第2項で定める事項が実施されていない期間は、<u>施設運用上の基準</u>が満足していないと判断しない。ただし、<u>第23条第2項で<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合を除く。</u></u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
頻 度		備 考																											
<u>保安規定で定める頻度</u>	<u>延長できる時間</u>																												
<u>1時間に1回</u>	<u>15分</u>	<u>分単位の間隔で確認する。</u>																											
<u>12時間に1回</u>	<u>3時間</u>	<u>時間単位の間隔で確認する。</u>																											
<u>24時間に1回</u>	<u>6時間</u>	<u>同上</u>																											
<u>毎日1回</u>		<u>所定の直の時間帯で確認する。</u>																											
<u>1週間に1回</u>	<u>2日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u>																											
<u>1ヶ月に1回</u>	<u>7日</u>	<u>同上</u> <u>なお、1ヶ月は31日とする。</u>																											
<u>1000MWd/tに1回</u>	<u>250MWd/t</u>																												

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p>(<u>運転上の制限</u>を満足しない場合)</p> <p><u>第73条</u> <u>運転上の制限</u>を満足しない場合とは、各GMが<u>第3節</u>で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、<u>第3節各条</u>の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、<u>運転上の制限</u>に関する事象が発見された場合は、<u>運転上の制限</u>を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、ある<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 各GMは、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、<u>運転管理部長</u>に報告し、<u>運転管理部長</u>は所長及び<u>原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>5. 各GMは、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。なお、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、<u>表73の例</u>に準拠する。</p> <p>6. 各GMは、当該<u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、<u>運転管理部長</u>に報告し、<u>運転管理部長</u>は<u>原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>7. 各GMは、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、<u>原子炉主任技術者の確認</u>を得る。</p> <p>8. 各GMは、次の各号を適用することができる。</p> <p>(1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断している期間中は、<u>要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文</u>の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、<u>当該条文</u>の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、<u>運転上の制限</u>を満足していると判断した後、速やかに実施する。</p> <p>(2) <u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が<u>第3節各条</u>の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該<u>運転上の制限</u>を満足していると判断するにあたり、その内容が<u>当該条文</u>の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p><u>表73</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1123 1032 1717"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能Xが確認できない場合</td> <td>A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。</td> <td>1時間、その後8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 機能Yが確認できない場合</td> <td>B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。</td> <td>8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合</td> <td>C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能Xが確認できない場合	A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。	1時間、その後8時間に1回	B. 機能Yが確認できない場合	B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	8時間 8時間	C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。	1時間 1時間	D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>(<u>施設運用上の基準</u>を満足しない場合)</p> <p><u>第23条</u> <u>施設運用上の基準</u>を満足しない場合とは、当直長が、<u>第21条第1項</u>で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 当直長は、<u>第21条</u>第2項で定める事項が実施されていない期間においても、<u>施設運用上の基準</u>に関する事象が発見された場合は、<u>施設運用上の基準</u>を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 当直長は、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、<u>施設運用部長</u>に報告し、<u>施設運用部長</u>は所長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告する。</p> <p>4. 当直長は、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</p> <p>5. 当直長は、当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、<u>施設運用部長</u>に報告し、<u>施設運用部長</u>は<u>廃止措置主任者</u>に報告する。</p> <p>6. 当直長は、次の各号を適用することができる。</p> <p>(1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断している期間中は、<u>第21条</u>第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、<u>第21条</u>第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した後、速やかに実施する。</p> <p>(2) <u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が<u>第21条</u>第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断するにあたり、その内容が<u>第21条</u>第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間															
A. 機能Xが確認できない場合	A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。	1時間、その後8時間に1回															
B. 機能Yが確認できない場合	B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	8時間 8時間															
C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。	1時間 1時間															
D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24時間 36時間															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(1) <u>運転上の制限を満足していないと判断した場合に、該当する条件がない場合は、要求される措置としては13時間以内に原子炉の状態を起動にする、25時間以内に高温停止にする及び37時間以内に冷温停止にする。ただし、この要求される措置を実施中に運転上の制限が適用される状態でなくなった場合又は運転上の制限を満足していると判断した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>要求される措置A1.とA2.(又は要求される措置B1.とB2.)の完了時間の起点は、いずれも条件A(又は条件B)であると判断した時点(運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ)である。また、要求される措置C1.とC2.並びにD1.とD2.の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。</u></p> <p>(3) <u>条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、要求される措置B1.又はB2.を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することは困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D1.とD2.の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。</u></p> <p>(4) <u>要求される措置A1.を1時間以内に達成できない場合又はその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D1.とD2.の実施と並行して要求される措置A1.とA2.を実施し、要求される措置A1.が要求される措置A2.の完了時間である3日間以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D1.とD2.の実施要求はなく、また、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻ることができる。その後は、引き続き要求される措置A2.を3日間以内(起点は最初に条件Aであると判断した時点)に達成させる。(参考図73-1参照)</u></p> <p>(5) <u>(4)において、要求される措置A2.を3日間以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このときの要求される措置D1.とD2.の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。(参考図73-1参照)</u></p> <p>(6) <u>条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A1.とA2.を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C2.(又は要求される措置C1.)を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A(又は条件B)に移行する。このとき再度、条件A(又は条件B)の要求される措置A1.とA2.(又は要求される措置B1.とB2.)を実施することになるが、完了時点の起点は、最初に条件A(又は条件B)であると判断した時点である。(参考図73-2参照)</u></p> <p>(7) <u>条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A1.とA2.を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C2.(又は要求される措置C1.)の完了時間より前に条件Aの完了時間が来るときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A1.とA2.が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点を中心とする完了時間となる。また、要求される措置A1.とA2.が条件Aの完了時間内に達成できなければ、条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。(参考図73-3参照)</u></p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>参考図73-1</u></p> <p>条件Aと判断</p> <p>要求される措置A1.を達成</p> <p>要求される措置A1.</p> <p>要求される措置A2.</p> <p>要求される措置D1.とD2.</p> <p>要求される措置A1.を完了時間内に達成できなくて条件Dへ移行する。</p> <p>再度、要求される措置D1.とD2.を実施する場合の完了時間の起点</p> <p>要求される措置D1.とD2.を中止する。</p> <p>要求される措置A2.を完了時間内に達成できなくて条件Dへ移行する。</p> <p>要求される措置A2.が達成できた場合(機能Xが確認できた場合)とは、運転上の制限を満足していることが確認できた場合であり、全ての要求される措置を中止し、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰を行うことができる。</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>参考図73-2</u></p> <p>条件A発生</p> <p>完了時間(3日間)</p> <p>条件Cの完了時間</p> <p>条件B発生</p> <p>完了時間(8時間)</p> <p>1時間</p> <p>条件Cの完了時間内に機能X又は機能Yが確認できれば 条件A又は条件Bの本来の完了時間に戻る。</p> <p><u>参考図73-3</u></p> <p>条件A発生</p> <p>条件Aの完了時間 (3日間)</p> <p>条件Cの実質的な完了時間</p> <p>条件Cの完了時間</p> <p>条件B発生</p> <p>完了時間(8時間)</p> <p>1時間</p> <p>条件Aの完了時間内に要求される措置が達成できなければ条件Dへ移行する。</p> <p>条件Aの完了時間内に機能Xが確認できれば、 条件Bの本来の完了時間に戻る。</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</u> <u>第74条</u> 各GMは、<u>予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</u> <u>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であつて、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u> <u>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u> <u>4. 各GMは、第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</u> <u>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</u> <u>6. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</u> <u>7. 各GMは、第1項又は第2項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。</u> <u>8. 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u> <u>9. 各GMは、第2項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、運転管理部長に報告し、運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</u> <u>※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>運転上の制限</u>に関する記録)</p> <p><u>第75条</u></p> <p>当直長は、<u>原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。</u></p> <p><u>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合又は燃料GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</u></p> <p>(1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合は、当該<u>運転上の制限</u>及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）</p> <p>(3) <u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p><u>3. 当直長は、自ら第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合又は各GMから第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</u></p> <p>(1) <u>第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容</u></p> <p>(2) <u>要求される措置又は安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</u></p> <p>(3) <u>運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</u></p>	<p>(<u>施設運用上の基準</u>に関する記録)</p> <p><u>第24条</u></p> <p>当直長は、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合は、当該<u>施設運用上の基準</u>及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）</p> <p>(3) <u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>第4節 異常時の措置</u></p> <p><u>(異常発生時の基本的な対応)</u></p> <p><u>第76条</u> <u>当直長は、次の各号に示す場合、運転管理部長に報告する。</u> <u>(1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合^{※1}</u> <u>(2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合</u> <u>(3) 原子炉を手動スクラムした場合^{※1}</u></p> <p><u>2. 当直長は、操作を行っていない制御棒が動作した場合、運転管理部長に報告するとともに、速やかに当該制御棒を、当初の管理位置^{※2}に適合させる又は全挿入するための措置を講じる。ただし、炉心から全燃料が取り出されている場合を除く。なお、本節でいう操作を行っていない制御棒が動作した場合^{※3}とは次に定めるものをいう。</u> <u>(1) 挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が当初の管理位置^{※2}から他の位置^{※4}に動作したとき</u> <u>(2) 全挿入位置にある制御棒であって挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき</u></p> <p><u>3. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、運転管理部長に報告するとともに、それを抑制するために、原子炉建屋原子炉棟の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 運転管理部長及び各GMは、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。</u> <u>(1) 運転管理部長は、各GMに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。</u> <u>(2) 各GMは、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について運転管理部長に報告する。</u> <u>(3) 運転管理部長は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。</u> <u>(4) 異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、本項(1)、(2)及び(3)を省略することができる。</u></p> <p><u>※1：予定された検査による場合、ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。</u> <u>※2：「管理位置」とは、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。</u> <u>※3：制御棒の動作が、スクラム信号による動作である場合は除く。ただし、第2項(1)又は(2)の動作後にスクラム信号が発生し、制御棒が動作した場合は、操作を行っていない制御棒が動作した場合に該当する。</u> <u>※4：「他の位置」とは、当初の管理位置から1ノッチ以上離れた位置をいう。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(異常時の措置)</u> <u>第77条</u> 当直長は、第76条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。 2. 当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。 3. 第76条第1項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。 4. 当直長は、第3項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。 5. 第76条第1項の異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p> <p><u>(異常収束後の措置)</u> <u>第78条</u> 当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 2. 当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。 3. 当直長は、第76条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)又は(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。 <u>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合又は波及防止の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</u> <u>(2) 第17条第3項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬) <u>第79条</u> 燃料GMは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。 2. 燃料GMは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。<u>※1</u> 3. 燃料GMは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること。<u>※1</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する<u>※1</u>。ただし、<u>第94条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線・化学管理GMは、燃料GMが管理区域内で<u>第94条</u>第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p><u>※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬) <u>第25条</u> 燃料・輸送GMは、新燃料を輸送する容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を輸送する容器に新燃料を収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。 2. 燃料・輸送GMは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 3. 燃料・輸送GMは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線管理GMは、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、<u>第40条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理GMは、燃料・輸送GMが管理区域内で<u>第40条</u>第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料を輸送する容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 燃料・輸送GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 燃料・輸送GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p><u>9. 燃料・輸送GMは、新燃料を解体・除染・再組立する場合は、次の事項を遵守する。</u> <u>(1) 専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状に組み立てること。</u> <u>(2) 専用の作業台で取扱う新燃料は、1体のみかつその1体分の燃料棒のみに限定すること。</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p><u>第80条</u> 燃料GMは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(燃料の検査)</u></p> <p><u>第81条</u> 燃料GMは、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p><u>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p><u>3. 燃料GMは、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 燃料GMは、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</u></p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p><u>第26条</u> 燃料・輸送GMは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(燃料取替実施計画)</u> <u>第82条</u> 燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価及び確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 燃料GMは、取替炉心毎に原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性及び安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 停止余裕 ② 最小限界出力比 ③ 燃料棒最大線出力密度 ④ 燃料集合体最高燃焼度 ⑤ 燃料の出力履歴 ⑥ 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性） ⑦ 減速材ボイド係数 ⑧ スクラム反応度曲線 ⑨ 制御棒の最大反応度価値^{※1} ⑩ ほう酸水注入時の実効増倍率 <p>※1：制御棒の最大反応度価値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料装荷パターンや炉心状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒引き抜き手順作成時に確認を行う。</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ燃料GMは、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p><u>(燃料移動手順)</u> <u>第83条</u> 燃料GMは、原子炉内及び原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 制御棒を引き抜くセルについては、燃料をすべて取り出しておく。 (2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。 (3) 原子炉運転のための燃料配置に変更する場合は、燃料取替実施計画に定める配置とする。 (4) (1) 又は (2) を満足しないセルがある場合は、当該セルに隣接するセルの燃料をすべて取り出す。 	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																										
<p><u>(燃料移動)</u> <u>第84条</u> <u>当直長は、第83条の燃料移動手順に従い、燃料取替機を使用して燃料移動を行う。</u> <u>2. 当直長は、燃料移動時に全制御棒が全挿入の場合は表84-1-aについて確認する。</u> <u>3. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表84-2-aの措置を講じる。</u> <u>4. 当直長は、燃料移動時に制御棒引き抜きを伴う場合は、表84-1-bについて確認する。</u> <u>5. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表84-2-bの措置を講じる。</u> <u>6. 当直長は、第2項から第5項の実施にあたっては、第72～75条に準拠する。</u></p> <p><u>表84-1-a</u></p> <table border="1" data-bbox="103 546 1127 1113"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 次の燃料取替機インターロックが作動することを管理的手段で確認する。</u> <u>(1) 制御棒が引き抜かれている場合は、燃料を吊った燃料取替機が炉心上に移動できないこと及び燃料取替機が炉心上での燃料取替の操作ができないこと。</u> <u>(2) 燃料を吊った燃料取替機が炉心上にある場合は、制御棒が引き抜けないこと。</u></td> <td>燃料移動開始前^{※1}</td> </tr> <tr> <td><u>2. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において1本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒がある場合には、2本目の引抜対象制御棒が選択できないこと）が作動していることを確認する。</u></td> <td>燃料移動開始前^{※1}</td> </tr> <tr> <td><u>3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置で施錠されていることを確認する。</u></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td><u>4. 全制御棒が全挿入であることを確認する。</u></td> <td>24時間に1回</td> </tr> <tr> <td><u>5. 未臨界であることを確認する。</u></td> <td>燃料を移動する都度</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表84-1-b</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1176 1127 1764"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 引き抜く制御棒毎に、当該セルのすべての燃料が取り除かれていることを確認する。*2</u></td> <td>制御棒を引き抜く直前</td> </tr> <tr> <td><u>2. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外状態の管理がなされていることを確認する。*2（ただし、引き抜かれた制御棒を除く）</u></td> <td>制御棒を引き抜く直前</td> </tr> <tr> <td><u>3. 制御棒が引き抜かれているセルは、燃料すべてが取り除かれていることを確認する。*2</u></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td><u>4. 1体以上の燃料が装荷されているセルは、制御棒が全挿入されていることを確認する。*2</u></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td><u>5. 炉心に燃料を装荷する場合は、当該セルに制御棒が全挿入されていることを確認する。</u></td> <td>燃料を装荷する直前</td> </tr> <tr> <td><u>6. 未臨界であることを確認する。</u></td> <td>燃料を移動する都度及び制御棒を操作する都度</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：燃料移動開始前とは、燃料取り出しの工程の前をいう。</u> <u>※2：第83条第1項の（4）適用時を除く。</u></p>	項 目	頻 度	<u>1. 次の燃料取替機インターロックが作動することを管理的手段で確認する。</u> <u>(1) 制御棒が引き抜かれている場合は、燃料を吊った燃料取替機が炉心上に移動できないこと及び燃料取替機が炉心上での燃料取替の操作ができないこと。</u> <u>(2) 燃料を吊った燃料取替機が炉心上にある場合は、制御棒が引き抜けないこと。</u>	燃料移動開始前 ^{※1}	<u>2. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において1本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒がある場合には、2本目の引抜対象制御棒が選択できないこと）が作動していることを確認する。</u>	燃料移動開始前 ^{※1}	<u>3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置で施錠されていることを確認する。</u>	毎日1回	<u>4. 全制御棒が全挿入であることを確認する。</u>	24時間に1回	<u>5. 未臨界であることを確認する。</u>	燃料を移動する都度	項 目	頻 度	<u>1. 引き抜く制御棒毎に、当該セルのすべての燃料が取り除かれていることを確認する。*2</u>	制御棒を引き抜く直前	<u>2. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外状態の管理がなされていることを確認する。*2（ただし、引き抜かれた制御棒を除く）</u>	制御棒を引き抜く直前	<u>3. 制御棒が引き抜かれているセルは、燃料すべてが取り除かれていることを確認する。*2</u>	毎日1回	<u>4. 1体以上の燃料が装荷されているセルは、制御棒が全挿入されていることを確認する。*2</u>	毎日1回	<u>5. 炉心に燃料を装荷する場合は、当該セルに制御棒が全挿入されていることを確認する。</u>	燃料を装荷する直前	<u>6. 未臨界であることを確認する。</u>	燃料を移動する都度及び制御棒を操作する都度	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項 目	頻 度																											
<u>1. 次の燃料取替機インターロックが作動することを管理的手段で確認する。</u> <u>(1) 制御棒が引き抜かれている場合は、燃料を吊った燃料取替機が炉心上に移動できないこと及び燃料取替機が炉心上での燃料取替の操作ができないこと。</u> <u>(2) 燃料を吊った燃料取替機が炉心上にある場合は、制御棒が引き抜けないこと。</u>	燃料移動開始前 ^{※1}																											
<u>2. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において1本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒がある場合には、2本目の引抜対象制御棒が選択できないこと）が作動していることを確認する。</u>	燃料移動開始前 ^{※1}																											
<u>3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置で施錠されていることを確認する。</u>	毎日1回																											
<u>4. 全制御棒が全挿入であることを確認する。</u>	24時間に1回																											
<u>5. 未臨界であることを確認する。</u>	燃料を移動する都度																											
項 目	頻 度																											
<u>1. 引き抜く制御棒毎に、当該セルのすべての燃料が取り除かれていることを確認する。*2</u>	制御棒を引き抜く直前																											
<u>2. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外状態の管理がなされていることを確認する。*2（ただし、引き抜かれた制御棒を除く）</u>	制御棒を引き抜く直前																											
<u>3. 制御棒が引き抜かれているセルは、燃料すべてが取り除かれていることを確認する。*2</u>	毎日1回																											
<u>4. 1体以上の燃料が装荷されているセルは、制御棒が全挿入されていることを確認する。*2</u>	毎日1回																											
<u>5. 炉心に燃料を装荷する場合は、当該セルに制御棒が全挿入されていることを確認する。</u>	燃料を装荷する直前																											
<u>6. 未臨界であることを確認する。</u>	燃料を移動する都度及び制御棒を操作する都度																											

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考												
<p><u>表 8 4 - 2 - a</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"> <p>A. <u>表 8 4 - 1 - a の</u> <u>うち一つ以上が確認</u> <u>できない場合</u></p> </td> <td> <p>A1. <u>制御棒の引き抜き及び関連する制御棒</u> <u>駆動機構の取り外し作業を中止する。</u> <u>及び</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>A2. <u>燃料装荷を中止する。</u> <u>及び</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>A3. 1. <u>1 体以上の燃料が装荷されているす</u> <u>べてのセルの制御棒全挿入措置を開始</u> <u>する。</u> <u>又は</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>A3. 2. <u>表 8 4 - 1 - a の条件を満足する措</u> <u>置を開始する。</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	<p>A. <u>表 8 4 - 1 - a の</u> <u>うち一つ以上が確認</u> <u>できない場合</u></p>	<p>A1. <u>制御棒の引き抜き及び関連する制御棒</u> <u>駆動機構の取り外し作業を中止する。</u> <u>及び</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p>A2. <u>燃料装荷を中止する。</u> <u>及び</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p>A3. 1. <u>1 体以上の燃料が装荷されているす</u> <u>べてのセルの制御棒全挿入措置を開始</u> <u>する。</u> <u>又は</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p>A3. 2. <u>表 8 4 - 1 - a の条件を満足する措</u> <u>置を開始する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>		<p>福島第二原子力発 電所 1 号炉, 2 号 炉, 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に 伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間														
<p>A. <u>表 8 4 - 1 - a の</u> <u>うち一つ以上が確認</u> <u>できない場合</u></p>	<p>A1. <u>制御棒の引き抜き及び関連する制御棒</u> <u>駆動機構の取り外し作業を中止する。</u> <u>及び</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>														
	<p>A2. <u>燃料装荷を中止する。</u> <u>及び</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>														
	<p>A3. 1. <u>1 体以上の燃料が装荷されているす</u> <u>べてのセルの制御棒全挿入措置を開始</u> <u>する。</u> <u>又は</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>														
	<p>A3. 2. <u>表 8 4 - 1 - a の条件を満足する措</u> <u>置を開始する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>														
<p><u>表 8 4 - 2 - b</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"> <p>A. <u>表 8 4 - 1 - b の</u> <u>うち一つ以上が確認</u> <u>できない場合</u></p> </td> <td> <p>A1. <u>制御棒の引き抜き及び関連する制御棒</u> <u>駆動機構の取り外し作業を中止する。</u> <u>及び</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>A2. <u>燃料装荷を中止する。</u> <u>及び</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>A3. 1. <u>1 体以上の燃料が装荷されているす</u> <u>べてのセルの制御棒全挿入措置を開始</u> <u>する。</u> <u>又は</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>A3. 2. <u>表 8 4 - 1 - b の条件を満足する措</u> <u>置を開始する。</u></p> </td> <td> <p><u>速やかに</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	<p>A. <u>表 8 4 - 1 - b の</u> <u>うち一つ以上が確認</u> <u>できない場合</u></p>	<p>A1. <u>制御棒の引き抜き及び関連する制御棒</u> <u>駆動機構の取り外し作業を中止する。</u> <u>及び</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p>A2. <u>燃料装荷を中止する。</u> <u>及び</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p>A3. 1. <u>1 体以上の燃料が装荷されているす</u> <u>べてのセルの制御棒全挿入措置を開始</u> <u>する。</u> <u>又は</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p>A3. 2. <u>表 8 4 - 1 - b の条件を満足する措</u> <u>置を開始する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>		
条件	要求される措置	完了時間														
<p>A. <u>表 8 4 - 1 - b の</u> <u>うち一つ以上が確認</u> <u>できない場合</u></p>	<p>A1. <u>制御棒の引き抜き及び関連する制御棒</u> <u>駆動機構の取り外し作業を中止する。</u> <u>及び</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>														
	<p>A2. <u>燃料装荷を中止する。</u> <u>及び</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>														
	<p>A3. 1. <u>1 体以上の燃料が装荷されているす</u> <u>べてのセルの制御棒全挿入措置を開始</u> <u>する。</u> <u>又は</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>														
	<p>A3. 2. <u>表 8 4 - 1 - b の条件を満足する措</u> <u>置を開始する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>														
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p><u>第 8 5 条</u> 燃料 GM は, 使用済燃料 (以下, 照射された燃料を含む。) を貯蔵する場合は, 次の事項を遵守する。 (1) 各号炉の使用済燃料を <u>表 8 5</u> に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表 8 5</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p><u>第 2 7 条</u> 燃料・輸送 GM は, 使用済燃料を貯蔵する場合は, 次の事項を遵守する。 (1) 各号炉の使用済燃料を <u>表 2 7</u> に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表 2 7</u></p> <p>(中略)</p>															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p><u>第86条</u> 燃料GMは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3) から (6) の適用を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、<u>第94条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理GMは、燃料GMが管理区域内で<u>第94条</u>第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>10. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p><u>第28条</u> 燃料・輸送GMは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 燃料・輸送GMは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 燃料・輸送GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3) から (6) の適用を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線管理GMは、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、<u>第40条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理GMは、燃料・輸送GMが管理区域内で<u>第40条</u>第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 燃料・輸送GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>10. 燃料・輸送GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 6 章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) <u>第 8 7 条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(頻度の定義) <u>第 8 7 条の 2</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、<u>表 8 7 の 2</u>のとおりとする。</p> <p><u>表 8 7 の 2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) <u>第 8 8 条</u> 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*又は保管する。 (1) 濃縮廃液は、当直長が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、<u>環境GM</u>が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、<u>燃料GM</u>が使用済燃料プールに貯蔵又は<u>環境GM</u>がサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により<u>環境GM</u>が貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂は、当直長が使用済樹脂槽等に貯蔵又は固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、<u>環境GM</u>が貯蔵庫に保管する。 (4) その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、<u>環境GM</u>が貯蔵庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、<u>放射線・化学管理GM</u>が減容装置で圧縮減容する。</p> <p>2. 各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ<u>表 1 2 0 - 1</u>の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) <u>環境GM</u>は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>環境GM</u>は、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。また、<u>燃料GM</u>は使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>4. <u>環境GM</u>は貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) <u>第 2 9 条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(頻度の定義) <u>第 3 0 条</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、<u>表 3 0</u>のとおりとする。</p> <p><u>表 3 0</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) <u>第 3 1 条</u> 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*又は保管する。 (1) 濃縮廃液は、当直長が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、<u>廃棄物管理GM</u>が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、<u>燃料・輸送GM</u>が使用済燃料プールに貯蔵又は<u>廃棄物管理GM</u>がサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により<u>廃棄物管理GM</u>が貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂は、当直長が使用済樹脂槽等に貯蔵又は固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、<u>廃棄物管理GM</u>が貯蔵庫に保管する。 (4) その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、<u>廃棄物管理GM</u>が貯蔵庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、<u>廃棄物管理GM</u>が減容装置で圧縮減容する。</p> <p>2. 各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ<u>表 7 3 - 1</u>の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) <u>廃棄物管理GM</u>は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>廃棄物管理GM</u>は、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。また、<u>燃料・輸送GM</u>は使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>4. <u>廃棄物管理GM</u>は貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所 1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>6. 放射線・化学管理GMは、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線・化学管理GMは、各GMが管理区域内で第94条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 環境GMは、埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 環境GMは、発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 環境GMは、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>11. 放射線・化学管理GMは、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	<p>6. 放射線管理GMは、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第40条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理GMは、各GMが管理区域内で第40条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 廃棄物管理GMは、埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 廃棄物管理GMは、発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 廃棄物管理GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 廃棄物管理GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 廃棄物管理GMは、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>11. 放射線管理GMは、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第40条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第32条</u></p> <p><u>「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)及び管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。</u></p> <p><u>2. 廃棄物管理GMは、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</u></p> <p><u>(1) 第40条第1項(1)に定める区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>(2) 第40条第1項(1)に定める区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</u></p> <p><u>また、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価結果が、理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p><u>(3) 第40条第1項(1)に定める区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>(4) 第40条第1項(1)に定める区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断することができる。</u></p> <p><u>また、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価結果が、理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)</p> <p><u>第88条の2</u></p> <p>各GMは、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等を<u>廃棄</u>又は資源として有効利用しようとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)</p> <p><u>第33条</u></p> <p>各GMは、<u>第32条第1項に定める対象物、管理区域外において設置された</u>原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）を<u>産業廃棄物として処分</u>又は資源として有効利用しようとするものとして扱おうとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物^{※1}（以下「降下物」という。）の影響の評価を産業廃棄物管理GMに依頼する。</p> <p><u>2. 産業廃棄物管理GMは、第1項の依頼を受けた場合は、降下物の影響を評価し、その結果を影響の評価を依頼したGMに通知する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※2}を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。</u></p> <p><u>(2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</u></p> <p><u>4. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※2}以下と評価された場合は、以下に定める事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 管理区域内の設備・機器等は、第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。</u></p> <p><u>なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</u></p> <p><u>(2) 管理区域外の設備・機器等は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。</u></p> <p><u>なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</u></p> <p><u>※1：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」(NISA-197c-12-1 (平成24・03・26原院第10号) 経済産業省原子力安全・保安院) に定める降下物</u></p> <p><u>※2：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」(NISA-197c-12-1 (平成24・03・26原院第10号) 経済産業省原子力安全・保安院) に定める判断基準</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																												
<p>(放射性液体廃棄物の管理) <u>第89条</u> 放射線・化学管理GMは、<u>表89-1</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、<u>表89-2</u>に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 (3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、<u>表89-3</u>に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表89-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>測 定 項 目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射 性 液 体 廃 棄 物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・貯留槽 ・収集槽</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>・収集タンク ・サンプル槽 ・<u>サンプルタンク</u> ・受けタンク</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表89-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><u>1.4×10^{11}</u> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表89-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><u>1.4×10^{13}</u> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射 性 液 体 廃 棄 物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・ <u>サンプルタンク</u> ・受けタンク	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	<u>1.4×10^{11}</u> Bq/年	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	<u>1.4×10^{13}</u> Bq/年	<p>(放射性液体廃棄物の管理) <u>第34条</u> 廃棄物管理GMは、<u>表34-1</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、<u>表34-2</u>に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 (3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、<u>表34-3</u>に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表34-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>測 定 項 目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射 性 液 体 廃 棄 物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・貯留槽 ・収集槽</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表34-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><u>1.2×10^9</u> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表34-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><u>1.4×10^{11}</u> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射 性 液 体 廃 棄 物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	<u>1.2×10^9</u> Bq/年	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	<u>1.4×10^{11}</u> Bq/年	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射 性 液 体 廃 棄 物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・ <u>サンプルタンク</u> ・受けタンク																																										
項 目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	<u>1.4×10^{11}</u> Bq/年																																													
項 目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	<u>1.4×10^{13}</u> Bq/年																																													
分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射 性 液 体 廃 棄 物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク																																										
項 目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	<u>1.2×10^9</u> Bq/年																																													
項 目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	<u>1.4×10^{11}</u> Bq/年																																													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																		
<p>(放射性気体廃棄物の管理) <u>第90条</u> 放射線・化学管理GMは、<u>表90-1</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、<u>表90-2</u>に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>3. <u>表90-1</u>に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、<u>第94条</u>第1項（1）に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) <u>放射線・化学管理GM</u>は、<u>表90-3</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空气中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理) <u>第35条</u> 廃棄物管理GMは、<u>表35-1</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 排気筒等において放射性物質濃度（希ガス，よう素131）が、<u>測定指針に定める測定下限濃度未満であること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. <u>表35-1</u>に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、<u>第40条</u>第1項（1）に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) <u>廃棄物管理GM</u>は、<u>表35-2</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空气中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>																																		
<p><u>表90-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性気体廃棄物</td> <td>・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒</td> <td rowspan="3">(中略)</td> <td rowspan="3">(中略)</td> <td rowspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>・焼却設備排気筒</td> </tr> <tr> <td>・サイトバンカ建屋排気口</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・非常用ガス処理系</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理系運転時)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒	(中略)	(中略)	(中略)	・焼却設備排気筒	・サイトバンカ建屋排気口		・非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)			よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)	<p><u>表35-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性気体廃棄物</td> <td>・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒</td> <td rowspan="3">(中略)</td> <td rowspan="3">(中略)</td> <td rowspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>・焼却設備排気筒</td> </tr> <tr> <td>・サイトバンカ建屋排気口</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒	(中略)	(中略)	(中略)	・焼却設備排気筒	・サイトバンカ建屋排気口	
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																
放射性気体廃棄物	・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒	(中略)	(中略)	(中略)																																
	・焼却設備排気筒																																			
	・サイトバンカ建屋排気口																																			
	・非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)																																
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)																																
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																
放射性気体廃棄物	・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒	(中略)	(中略)	(中略)																																
	・焼却設備排気筒																																			
	・サイトバンカ建屋排気口																																			
<p><u>表90-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td>$5.5 \times 10^{15} \text{ Bq/年}$</td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td>$2.3 \times 10^{11} \text{ Bq/年}$</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	$5.5 \times 10^{15} \text{ Bq/年}$	よう素 131	$2.3 \times 10^{11} \text{ Bq/年}$																												
項目	放出管理目標値																																			
放射性気体廃棄物																																				
希ガス	$5.5 \times 10^{15} \text{ Bq/年}$																																			
よう素 131	$2.3 \times 10^{11} \text{ Bq/年}$																																			
<p><u>表90-3</u></p> <p>(中略)</p>	<p><u>表35-2</u></p> <p>(中略)</p>																																			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																						
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第9.1条 各GMは、表9.1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表9.1</p> <table border="1" data-bbox="100 415 1071 751"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>排水モニタ</td> <td>環境施設GM</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御GM 又は 環境施設GM</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1台*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	分 類	計測器種類	所管GM	数量	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	環境施設GM	4台	b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	2台	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM 又は 環境施設GM	9台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台*1	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第3.6条 各GMは、表3.6に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表3.6</p> <table border="1" data-bbox="1368 415 2323 751"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>排水モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>廃棄物管理GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>廃棄物管理GM</td> <td>1台*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	分 類	計測器種類	所管GM	数量	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	計測制御GM	3台	b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃棄物管理GM	2台	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	5台	試料放射能測定装置	廃棄物管理GM	1台*1	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
分 類	計測器種類	所管GM	数量																																					
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	環境施設GM	4台																																					
b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	2台																																					
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM 又は 環境施設GM	9台																																					
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台*1																																					
分 類	計測器種類	所管GM	数量																																					
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	計測制御GM	3台																																					
b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃棄物管理GM	2台																																					
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	5台																																					
	試料放射能測定装置	廃棄物管理GM	1台*1																																					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針) 第 9 2 条</p> <p>(中略)</p> <p>(頻度の定義) 第 9 2 条の 2 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表 9 2 の 2のとおりとする。</p> <p>表 9 2 の 2</p> <table border="1" data-bbox="112 625 1044 871"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に 1 回</td> <td>午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	毎日運転中に 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	(中略)		<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針) 第 3 7 条</p> <p>(中略)</p> <p>(頻度の定義) 第 3 8 条 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表 3 8のとおりとする。</p> <p>表 3 8</p> <table border="1" data-bbox="1383 625 2315 871"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日 1 回</td> <td>午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	毎日 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	(中略)		<p>福島第二原子力発電所 1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更</p>
頻度	考え方													
毎日運転中に 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。													
(中略)														
頻度	考え方													
毎日 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。													
(中略)														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域の設定及び解除) <u>第93条</u> 管理区域は、<u>添付2</u>に示す区域とする。</p> <p>2. <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、<u>添付2</u>における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、<u>表93</u>に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線・化学管理GM</u>が確認し、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><u>表93</u> (中略)</p>	<p>(管理区域の設定及び解除) <u>第39条</u> 管理区域は、<u>添付1</u>に示す区域とする。</p> <p>2. <u>放射線管理GM</u>は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、<u>添付1</u>における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、<u>表39</u>に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、<u>廃止措置主任者</u>の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、<u>廃止措置主任者</u>の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線管理GM</u>は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線管理GM</u>は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、<u>廃止措置主任者</u>の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線管理GM</u>が確認し、<u>廃止措置主任者</u>の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><u>表39</u> (中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域内における区域区分) <u>第94条</u> <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、<u>添付2</u>に示す区域とする。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p> <p>(管理区域内における特別措置) <u>第95条</u> <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、<u>放射線・化学管理GM</u>の承認を得る。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域への出入管理) <u>第96条</u> <u>放射線安全GM</u>は、別途定められた管理区域への立入許可に係る事項に基づき、管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第1項にて許可していない者を管理区域に立入らせない措置を講じる。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域の出入管理エリアにおいて、人の出入り等を監視する。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>	<p>(管理区域内における区域区分) <u>第40条</u> <u>放射線管理GM</u>は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、<u>添付1</u>に示す区域とする。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p> <p>(管理区域内における特別措置) <u>第41条</u> <u>放射線管理GM</u>は、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、<u>放射線管理GM</u>の承認を得る。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域への出入管理) <u>第42条</u> <u>放射線管理GM</u>は、別途定められた管理区域への立入許可に係る事項に基づき、管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>放射線管理GM</u>は、第1項にて許可していない者を管理区域に立入らせない措置を講じる。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、管理区域の出入管理エリアにおいて、人の出入り等を監視する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p><u>第97条</u> 放射線・化学管理GMは、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理エリアを経由すること。ただし、<u>放射線・化学管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって<u>放射線安全GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合又は<u>放射線・化学管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) <u>第95条</u>第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、又は<u>第96条</u>第5項に基づく<u>放射線・化学管理GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域)</p> <p><u>第98条</u> 保全区域は、<u>添付3</u>に示す区域とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p><u>第99条</u> 周辺監視区域は、<u>図99</u>に示す区域とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>図99</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p><u>第43条</u> <u>放射線管理GM</u>は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理エリアを経由すること。ただし、<u>放射線管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって<u>放射線管理GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合又は<u>放射線管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) <u>第41条</u>第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、又は<u>第42条</u>第5項に基づく<u>放射線管理GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域)</p> <p><u>第44条</u> 保全区域は、<u>添付2</u>に示す区域とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p><u>第45条</u> 周辺監視区域は、<u>図45</u>に示す区域とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>図45</u></p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放射線業務従事者の線量管理等) <u>第100条</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>放射線安全GM</u>は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を<u>表100</u>に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p><u>表100</u></p> <p>(中略)</p> <p>(床、壁等の除染) <u>第101条</u> 各GMは、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、<u>放射線・化学管理GM</u>に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、汚染状況等について<u>放射線・化学管理GM</u>の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の所管GMは、その措置結果について、<u>放射線・化学管理GM</u>の確認を得る。</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング) <u>第102条</u> <u>放射線安全GM</u>は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等) <u>第46条</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>放射線管理GM</u>は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を<u>表46</u>に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p><u>表46</u></p> <p>(中略)</p> <p>(床、壁等の除染) <u>第47条</u> 各GMは、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、<u>放射線管理GM</u>に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、汚染状況等について<u>放射線管理GM</u>の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の所管GMは、その措置結果について、<u>放射線管理GM</u>の確認を得る。</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング) <u>第48条</u> <u>放射線管理GM</u>は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																						
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p><u>第102条の2</u> 放射線・化学管理GMは、<u>表102の2-1</u>及び<u>表102の2-2</u>（<u>第94条</u>第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。）に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. <u>放射線安全GM</u>は、<u>表102の2-1</u>に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は<u>図102の2</u>に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第1項の測定により、<u>放射線安全GM</u>は、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p><u>表102の2-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 642 1092 947"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内^{※1}</td> <td>外部放射線に係る線量当量率^{※2}</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率^{※4}</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>※2：エリアモニタにおいて測定する項目</p> <p>※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。</p> <p>※4：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p><u>表102の2-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>図102の2</u></p> <p>(中略)</p>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	1. 管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日運転中に1回	(中略)		空気中の放射性物質濃度 ^{※3}	1週間に1回	表面汚染密度 ^{※3}	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	(中略)		空気吸収線量率 ^{※4}	常時	(中略)		<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p><u>第49条</u> <u>放射線管理GM</u>は、<u>表49-1</u>及び<u>表49-2</u>（<u>第40条</u>第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。）に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. <u>放射線管理GM</u>は、<u>表49-1</u>に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は<u>図49</u>に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、第1項及び第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p><u>表49-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1383 642 2353 953"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内^{※1}</td> <td>外部放射線に係る線量当量率^{※2}</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度^{※4}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率^{※5}</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>※2：エリアモニタにおいて測定する項目 <u>(使用済燃料の貯蔵施設)</u></p> <p>※3：エリアモニタにおいて測定する項目 <u>(使用済燃料の貯蔵施設以外の施設)</u></p> <p>※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。</p> <p>※5：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p><u>表49-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>図49</u></p> <p>(中略)</p>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	1. 管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率 ^{※3}	1週間に1回	(中略)		空気中の放射性物質濃度 ^{※4}	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	(中略)		空気吸収線量率 ^{※5}	常時	(中略)		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																																						
1. 管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日運転中に1回																																						
	(中略)																																							
	空気中の放射性物質濃度 ^{※3}	1週間に1回																																						
	表面汚染密度 ^{※3}	1週間に1回																																						
2. 周辺監視区域境界付近	(中略)																																							
	空気吸収線量率 ^{※4}	常時																																						
	(中略)																																							
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																																						
1. 管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日1回																																						
	外部放射線に係る線量当量率 ^{※3}	1週間に1回																																						
	(中略)																																							
	空気中の放射性物質濃度 ^{※4}	1週間に1回																																						
2. 周辺監視区域境界付近	(中略)																																							
	空気吸収線量率 ^{※5}	常時																																						
	(中略)																																							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考																																																																												
(放射線計測器類の管理) <u>第103条</u> 各GMは、 <u>表103</u> に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 <u>表103</u>				(放射線計測器類の管理) <u>第50条</u> 各GMは、 <u>表50</u> に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 <u>表50</u>				福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td><u>放射線・化学管理GM</u></td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM 又は <u>環境施設GM</u></td> <td><u>179</u>台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td colspan="2">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	<u>放射線安全GM</u>		1式	ホールボディカウンタ	<u>放射線安全GM</u>	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	<u>放射線安全GM</u>	5台	汚染密度測定用サーベイメータ	<u>放射線安全GM</u>	5台	退出モニタ	<u>放射線安全GM</u>	4台	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	1台 ^{※1}	集積線量計	<u>放射線安全GM</u>	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>放射線安全GM</u>	7台	エリアモニタ	計測制御GM 又は <u>環境施設GM</u>	<u>179</u> 台 ^{※2}	4. 環境放射能用計測器	(中略)			積算線量計測定装置	<u>放射線安全GM</u>	1台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td><u>廃棄物管理GM</u></td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集積線量計</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td><u>52</u>台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td colspan="2">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	<u>放射線管理GM</u>	1式	ホールボディカウンタ	<u>放射線管理GM</u>	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	<u>放射線管理GM</u>	5台	汚染密度測定用サーベイメータ	<u>放射線管理GM</u>	5台	退出モニタ	<u>放射線管理GM</u>	4台	試料放射能測定装置	<u>廃棄物管理GM</u>	1台 ^{※1}		集積線量計	<u>放射線管理GM</u>	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>放射線管理GM</u>	7台	エリアモニタ	計測制御GM	<u>52</u> 台 ^{※2}	4. 環境放射能用計測器	(中略)			積算線量計測定装置	<u>放射線管理GM</u>
分 類	計測器種類	所管GM	数量																																																																																	
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	<u>放射線安全GM</u>	1式																																																																																	
	ホールボディカウンタ	<u>放射線安全GM</u>	1台																																																																																	
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	<u>放射線安全GM</u>	5台																																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ	<u>放射線安全GM</u>	5台																																																																																	
	退出モニタ	<u>放射線安全GM</u>	4台																																																																																	
	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	1台 ^{※1}																																																																																	
	集積線量計	<u>放射線安全GM</u>	1式																																																																																	
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>放射線安全GM</u>	7台																																																																																	
	エリアモニタ	計測制御GM 又は <u>環境施設GM</u>	<u>179</u> 台 ^{※2}																																																																																	
4. 環境放射能用計測器	(中略)																																																																																			
	積算線量計測定装置	<u>放射線安全GM</u>	1台																																																																																	
分 類	計測器種類	所管GM	数量																																																																																	
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	<u>放射線管理GM</u>	1式																																																																																	
	ホールボディカウンタ	<u>放射線管理GM</u>	1台																																																																																	
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	<u>放射線管理GM</u>	5台																																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ	<u>放射線管理GM</u>	5台																																																																																	
	退出モニタ	<u>放射線管理GM</u>	4台																																																																																	
	試料放射能測定装置	<u>廃棄物管理GM</u>	1台 ^{※1}																																																																																	
	集積線量計	<u>放射線管理GM</u>	1式																																																																																	
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>放射線管理GM</u>	7台																																																																																	
	エリアモニタ	計測制御GM	<u>52</u> 台 ^{※2}																																																																																	
4. 環境放射能用計測器	(中略)																																																																																			
	積算線量計測定装置	<u>放射線管理GM</u>	1台																																																																																	
※1： <u>表91</u> の試料放射能測定装置と共用 ※2：管理区域外測定用の <u>7</u> 台を含む。 (中略)				※1： <u>表36</u> の試料放射能測定装置と共用 ※2：管理区域外測定用の <u>5</u> 台を含む。 (中略)																																																																																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬) <u>第104条</u> 放射線・化学管理GMは、各GMが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各GMは、管理区域外に核燃料物質等（<u>第79条</u>、<u>第86条</u>及び<u>第88条</u>に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>第88条</u>第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、各GMが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(発電所外への運搬) <u>第105条</u> 各GMは、核燃料物質等（<u>第79条</u>、<u>第86条</u>及び<u>第88条</u>に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(協力企業の放射線防護) <u>第106条</u> 放射線安全GMは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(省略)</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬) <u>第51条</u> 放射線管理GMは、各GMが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各GMは、管理区域外に核燃料物質等（<u>第25条</u>、<u>第28条</u>及び<u>第31条</u>に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>第31条</u>第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線管理GMは、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線管理GMは、各GMが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(発電所外への運搬) <u>第52条</u> 各GMは、核燃料物質等（<u>第25条</u>、<u>第28条</u>及び<u>第31条</u>に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線管理GMは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(協力企業の放射線防護) <u>第53条</u> 放射線管理GMは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(省略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 章 施設管理</p> <p>(施設管理計画) <u>第 1 0 7 条</u></p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 用語の定義 保全：プラントの<u>運転</u>に関わる設備の機能を確認，維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に，<u>電力の供給信頼性を維持するとの観点から</u>設備の重要さ度合いに応じて，効率性，経済性を考慮しながら行われるもので，設計，点検，巡視，工事を含む。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(中略)</p> <p><u>(2) さらに，第 1 0 7 条の 6 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には，長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</u></p> <p><u>(3) 組織は，施設管理の実施方針に基づき，施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また，12. の施設管理の有効性評価の結果，及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は，原子炉施設の中から，各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) <u>重要度分類指針において，一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</u> (2) <u>重要度分類指針において，一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</u> (3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画（変更）認可申請書で保管又は設置要求があり，許可又は認可を得た設備</u> (4) <u>炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u> (5) <u>その他自ら定める設備</u></p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 施設管理</p> <p>(施設管理計画) <u>第 5 4 条</u></p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 用語の定義 保全：プラントの<u>廃止措置</u>に関わる設備の機能を確認，維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に，設備の重要さ度合いに応じて，効率性，経済性を考慮しながら行われるもので，設計，点検，巡視，工事を含む。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(中略)</p> <p><u>(2) 組織は，施設管理の実施方針に基づき，施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また，12. の施設管理の有効性評価の結果，及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は，原子炉施設の中から，各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) <u>廃止措置計画に定める性能維持施設</u></p> <p><u>(2) その他自ら定める設備</u></p>	<p>福島第二原子力発電所 1 号炉，2 号炉，3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. 施設管理の重要度の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で<u>プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標</u>を設定する。</p> <p>a) <u>プラントレベルの保全活動管理指標</u> <u>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</u></p> <p>i. <u>7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</u></p> <p>ii. <u>7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</u></p> <p>iii. <u>工学的安全施設の計画外作動回数</u></p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の施設管理の<u>重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能</u>に対して以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>ii. <u>非待機 (UA) 時間^{※1}</u> <u>※1：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する (以下、本条において同じ。)</u></p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) <u>プラントレベルの保全活動管理指標</u> <u>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</u></p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、<u>リスク重要度</u>を考慮して設定する。</p> <p>ii. <u>非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>プラント又は系統の供用開始までに</u>、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(中略)</p>	<p>5. 施設管理の重要度の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度<u>を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求</u>を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度<u>を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して</u>設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の施設管理の重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※2により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査及び第107条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構築物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(中略)</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状況に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、廃止措置計画に定める性能維持施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第57条による使用前事業者検査及び第58条による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等※2の設計及び工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(中略)</p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器及び構築物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）及び第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状況に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第55条による設計管理及び第56条による作業管理を実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>10. 不適合管理，是正処置及び未然防止<u>措置</u></p> <p>(中略)</p> <p>11. 保全の有効性評価 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</u> <u>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</u> <u>f) リスク情報，科学的知見</u></p> <p>(中略)</p> <p>13. 構成管理 組織は，施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第3条 7.2.1 に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む<u>第107条の2</u>の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(中略)</p> <p>(設計管理) <u>第107条の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 本条における設計管理には，次条に定める作業管理及び<u>第107条の4</u>に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(作業管理) <u>第107条の3</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 組織は，原子炉施設の状況を日常的に確認し，偶発故障等の発生も念頭に，設備等が正常な状態から外れ，又は外れる兆候が認められる場合に，適切に正常な状態に回復させることができるよう，本項及び第13条による巡視<u>点検</u>を定期的に行う。</p> <p>(使用前事業者検査の実施) <u>第107条の4</u></p> <p>(中略)</p> <p>(定期事業者検査の実施) <u>第107条の5</u></p> <p>(中略)</p>	<p>10. 不適合管理，是正処置及び未然防止<u>処置</u></p> <p>(中略)</p> <p>11. 保全の有効性評価 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</u> <u>e) リスク情報，科学的知見</u></p> <p>(中略)</p> <p>13. 構成管理 組織は，施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第3条 7.2.1 に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む<u>第55条</u>の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(中略)</p> <p>(設計管理) <u>第55条</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 本条における設計管理には，次条に定める作業管理及び<u>第57条</u>に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(作業管理) <u>第56条</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 組織は，原子炉施設の状況を日常的に確認し，偶発故障等の発生も念頭に，設備等が正常な状態から外れ，又は外れる兆候が認められる場合に，適切に正常な状態に回復させることができるよう，本項及び第13条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(使用前事業者検査の実施) <u>第57条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(定期事業者検査の実施) <u>第58条</u></p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</u> <u>第107条の6</u> 各GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p><u>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</u> <u>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</u></p> <p>2. 原子炉安全GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 原子炉安全GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。 ※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。 ※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第9章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) <u>第108条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(原子力防災組織の要員) <u>第109条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(緊急作業従事者の選定) <u>第109条の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(1) <u>表109の2</u>の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) <u>表109の2</u>の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(中略)</p> <p><u>表109の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>※2：兼用できる訓練 ・第17条第2項、第17条の2 第1項、<u>第112条</u>、<u>第118条</u>のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p> <p>(原子力防災資機材等) <u>第110条</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>2. 原子炉安全GM及び発電GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</u></p> <p>(通報経路) <u>第111条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時演習) <u>第112条</u></p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) <u>第59条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(原子力防災組織の要員) <u>第60条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(緊急作業従事者の選定) <u>第61条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(1) <u>表61</u>の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) <u>表61</u>の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(中略)</p> <p><u>表61</u></p> <p>(中略)</p> <p>※2：兼用できる訓練 ・第17条第2項、第17条の2 第1項、<u>第64条</u>、<u>第71条</u>のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p> <p>(原子力防災資機材等) <u>第62条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(通報経路) <u>第63条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時演習) <u>第64条</u></p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(通報) <u>第113条</u> 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、<u>第111条</u>に定める通報経路にしたがって、所長に通報する。</p> <p>2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、<u>第111条</u>に定める通報経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>(緊急時態勢の発令) <u>第114条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(応急措置) <u>第115条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時における活動) <u>第116条</u> 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、<u>第115条</u>で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) <u>第116条の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を<u>表116の2</u>に定める項目及び頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表116の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時態勢の解除) <u>第117条</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(通報) <u>第65条</u> 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、<u>第63条</u>に定める通報経路にしたがって、所長に通報する。</p> <p>2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、<u>第63条</u>に定める通報経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>(緊急時態勢の発令) <u>第66条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(応急措置) <u>第67条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時における活動) <u>第68条</u> 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、<u>第67条</u>で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) <u>第69条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を<u>表69</u>に定める項目及び頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表69</u></p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時態勢の解除) <u>第70条</u></p> <p>(省略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p><u>第118条</u> 原子炉施設の<u>運転及び管理</u>を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の<u>運転及び管理</u>を行う所員への保安教育実施計画を<u>表118-1, 2, 3</u>の実施方針に基づいて作成し、<u>原子炉主任技術者</u>及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p><u>第71条</u> 原子炉施設の<u>廃止措置</u>を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の<u>廃止措置</u>を行う所員への保安教育実施計画を<u>表71-1, 2, 3</u>の実施方針に基づいて作成し、<u>廃止措置主任者</u>及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

表 1.1.8-1-1 所員への保安教育実施方針 (総括表)

保安教育の内容		対象者及び教育時間※2		運転員※3		事務系所員		
大分類	中分類 (採用炉型別第92条の分類)	小分類 (項目)	内容	実施時期	当直長 当直副長	運転員以外 技術系所員	事務系所員	
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項	(中略)	運転員以外 技術系所員	運転員以外 技術系所員	事務系所員	
		原子炉施設の種類、性能に関すること	放射線業務従事者の作業設備及びその他の設備の構造、性能に関すること					
	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	(中略)	運転員以外 技術系所員	運転員以外 技術系所員	事務系所員	
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること					
	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	(中略)	運転員以外 技術系所員	運転員以外 技術系所員	事務系所員	
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること					
	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること

対象者及び教育時間は、表1.1.8-2参照

◎：全員の教育の対象 (関連する業務内容に応じ教育内容は濃縮はあり)
○：業務の対象外 (関連する業務内容に応じ教育内容は濃縮はあり)
×：業務の対象外 (関連する業務内容に応じ教育内容は濃縮はあり)

表 7.1-1-1 所員への保安教育実施方針 (総括表)

保安教育の内容		対象者及び教育時間※2		運転員※3		事務系所員		
大分類	中分類 (採用炉型別第92条の分類)	小分類 (項目)	内容	実施時期	当直長 当直副長	運転員以外 技術系所員	事務系所員	
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項	(中略)	運転員以外 技術系所員	運転員以外 技術系所員	事務系所員	
		原子炉施設の種類、性能に関すること	放射線業務従事者の作業設備及びその他の設備の構造、性能に関すること					
	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	(中略)	運転員以外 技術系所員	運転員以外 技術系所員	事務系所員	
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること					
	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること	放射線業務従事者の職務、性能に関すること
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること

対象者及び教育時間は、表7.1-2参照

◎：全員の教育の対象 (関連する業務内容に応じ教育内容は濃縮はあり)
○：業務の対象外 (関連する業務内容に応じ教育内容は濃縮はあり)
×：業務の対象外 (関連する業務内容に応じ教育内容は濃縮はあり)

福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前

変 更 後

備 考

表 1.1.8-2

所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内 容	対象者及び教育時間※2					電離則の分類
		当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主操機作員	当直主任 当直副主任 主操機作員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料の取扱いの 業務に関わる者	
(中略)							

◎：全員が教育の対象
○：業務に関連する者が教育の対象
()：合計の教育時間

※3：運転員には**検査管理グループ員**を含む。

表 7.1-2

所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内 容	対象者及び教育時間※2					電離則の分類
		当直長 当直副長	当直運転員	当直運転員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料の取扱いの 業務に関わる者	
(中略)							

◎：全員が教育の対象
○：業務に関連する者が教育の対象
()：合計の教育時間

※3：運転員には**施設運用第一グループ員及び施設運用第二グループ員**を含む。

福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

表 1.1.8-3

所員への保安教育実施方針（運転員）

保安教育の内容	内 容	対象者※1		対象者※2		実施時期及び教育時間
		当直部長 当直副長	当直主任 当直副主任 当直班長	放射能汚染処理設備の業務に携わる者	燃料の取扱い業務に携わる者	
間接法令及び保安規定の遵守に関する事項	<p>①：全員の対象外 ×：教育の対象外</p> <p>(中略)</p>					<p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で2.4時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p>
原子炉施設の運転に関する事項	<p>①：全員の対象外 ×：教育の対象外</p> <p>(中略)</p>					<p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で2.4時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p>
燃料取扱業務	<p>①：全員の対象外 ×：教育の対象外</p> <p>(中略)</p>					<p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で2.4時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p>

◎：全員の対象外
×：教育の対象外

(中略)

※2：運転員には**作業管理グループ**員を含む。

(中略)

表 1.1-3

所員への保安教育実施方針（運転員）

保安教育の内容	内 容	対象者※1		対象者※2		実施時期及び教育時間
		当直部長 当直副長	当直主任 当直副主任 当直班長	放射能汚染処理設備の業務に携わる者	燃料の取扱い業務に携わる者	
間接法令及び保安規定の遵守に関する事項	<p>①：全員の対象外 ×：教育の対象外</p> <p>(中略)</p>					<p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で2.4時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p>
原子炉施設の運転に関する事項	<p>①：全員の対象外 ×：教育の対象外</p> <p>(中略)</p>					<p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で2.4時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p>
燃料取扱業務	<p>①：全員の対象外 ×：教育の対象外</p> <p>(中略)</p>					<p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜当直班、当直副班、当直主任、当直副主任、当直班長、当直副班長、当直班員＞ 3年間で2.4時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員、燃料取扱員＞ ※4.1(下※※4.1と同内容)</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p> <p>＜燃料取扱員＞ 3年間で3.0時間以上※3</p>

◎：全員の対象外
×：教育の対象外

(中略)

※2：運転員には**施設運用第一グループ員及び施設運用第二グループ員**を含む。

(中略)

福島第二原子力発電所 1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第119条 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>4. 発電GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、発電GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>6. 発電GM又は燃料GMは、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、発電GM又は燃料GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第72条 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表72の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表72の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 施設運用第二GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表71-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を廃止措置主任者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>4. 施設運用第二GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、施設運用第二GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. 燃料・輸送GMは、燃料の取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表71-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料の取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を廃止措置主任者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>6. 燃料・輸送GMは、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、燃料・輸送GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前

変 更 後

備 考

表 1.1.9

保安教育実施方針（協力企業）

(1) 発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容				対象者※2	
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ※1		原子炉施設の構造・性能に関すること	(中略)		
		非常の場合に講ずべき処置に関すること			
		関係法令及び保安規定の遵守に関すること			

◎：全員が教育の対象
○：業務に関連する者が教育の対象
×：教育の対象外
()：合計の教育時間

(2) 放射線業務従事者に対する教育
(省略)

表 1.2

保安教育実施方針（協力企業）

(1) 発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容				対象者※2	
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ※1		原子炉施設の構造・性能に関すること	(中略)		
		非常の場合に講ずべき処置に関すること			
		関係法令及び保安規定の遵守に関すること			
		<u>原子炉施設の停止措置に関すること</u>	<u>停止措置の概要</u>	<u>入所時</u>	○

◎：全員が教育の対象
○：業務に関連する者が教育の対象
×：教育の対象外
()：合計の教育時間

(2) 放射線業務従事者に対する教育
(省略)

福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																																															
<p style="text-align: center;">第11章 記録及び報告</p> <p>(記録) <u>第120条</u> 組織は、<u>表120-1</u>及び<u>表120-3</u>に定める保安に関する記録を適正に作成（<u>表120-1</u>の1.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 各GMは、<u>表120-2</u>に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p><u>表120-1</u></p> <table border="1" data-bbox="112 655 1299 1921"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>3. 保全の結果 （安全上重要な機器及び構造物は除く）及びその担当者の氏名</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>4. 安全上重要な機器及び構造物の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む^{*2}）及びその担当者の氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>8. 熱出力</u></td> <td rowspan="3">原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>9. 炉心の中性子束密度</u></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>10. 炉心の温度</u></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>11. 冷却材入口温度</u></td> <td rowspan="4">原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>12. 冷却材出口温度</u></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>13. 冷却材圧力</u></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>14. 冷却材流量</u></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>15. 制御棒位置</u></td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>16. 再結合装置内の温度</u></td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>17. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</u></td> <td>毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>18. 原子炉内における燃料体の配置</u></td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>取出後10年間</td> </tr> <tr> <td><u>19. 運転開始前の点検結果</u></td> <td>開始の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>20. 運転停止後の点検結果</u></td> <td>停止の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>21. 運転開始日時</u></td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>22. 臨界到達日時</u></td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>23. 運転切替日時</u></td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>24. 緊急しゃ断日時</u></td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>25. 運転停止日時</u></td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>26. 警報装置から発せられた警報の内容^{*3}</u></td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>27. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u></td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	(中略)			3. 保全の結果 （安全上重要な機器及び構造物は除く）及びその担当者の氏名	(中略)	(中略)	4. 安全上重要な機器及び構造物の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*2} ）及びその担当者の氏名	(中略)			<u>8. 熱出力</u>	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して	10年間	<u>9. 炉心の中性子束密度</u>	10年間	<u>10. 炉心の温度</u>	10年間	<u>11. 冷却材入口温度</u>	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	10年間	<u>12. 冷却材出口温度</u>	10年間	<u>13. 冷却材圧力</u>	10年間	<u>14. 冷却材流量</u>	10年間	<u>15. 制御棒位置</u>	同上	1年間	<u>16. 再結合装置内の温度</u>	同上	1年間	<u>17. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</u>	毎日1回	1年間	<u>18. 原子炉内における燃料体の配置</u>	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	<u>19. 運転開始前の点検結果</u>	開始の都度	1年間	<u>20. 運転停止後の点検結果</u>	停止の都度	1年間	<u>21. 運転開始日時</u>	その都度	1年間	<u>22. 臨界到達日時</u>	同上	1年間	<u>23. 運転切替日時</u>	同上	1年間	<u>24. 緊急しゃ断日時</u>	同上	1年間	<u>25. 運転停止日時</u>	同上	1年間	<u>26. 警報装置から発せられた警報の内容^{*3}</u>	同上	1年間	<u>27. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u>	交代の都度	1年間	<p style="text-align: center;">第11章 記録及び報告</p> <p>(記録) <u>第73条</u> 組織は、<u>表73-1</u>及び<u>表73-3</u>に定める保安に関する記録を適正に作成（<u>表73-1</u>の1.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 各GMは、<u>表73-2</u>に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p><u>3. 組織は、表73-4に定める保安に関する記録を保存する。</u></p> <p><u>表73-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 655 2576 1963"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>3. 保全の結果 （安全上重要な機器等は除く）及びその担当者の氏名</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>4. 安全上重要な機器等の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む^{*2}）及びその担当者の氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>8. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>9. 使用済燃料の払出し時における放射能の量</u></td> </tr> <tr> <td><u>10. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u></td> <td>使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあつては毎週1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>12. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u></td> </tr> <tr> <td><u>13. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子^{*3}の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</u></td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回</td> <td style="text-align: center;"><u>※4</u></td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	(中略)			3. 保全の結果 （安全上重要な機器等は除く）及びその担当者の氏名	(中略)	(中略)	4. 安全上重要な機器等の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*2} ）及びその担当者の氏名	(中略)			<u>8. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u>	(中略)	(中略)	<u>9. 使用済燃料の払出し時における放射能の量</u>	<u>10. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u>	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあつては毎週1回	10年間	<u>11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</u>	(中略)	(中略)	<u>12. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	<u>13. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子^{*3}の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</u>	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	<u>※4</u>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																																																															
(中略)																																																																																																	
3. 保全の結果 （安全上重要な機器及び構造物は除く）及びその担当者の氏名	(中略)	(中略)																																																																																															
4. 安全上重要な機器及び構造物の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*2} ）及びその担当者の氏名																																																																																																	
(中略)																																																																																																	
<u>8. 熱出力</u>	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して	10年間																																																																																															
<u>9. 炉心の中性子束密度</u>		10年間																																																																																															
<u>10. 炉心の温度</u>		10年間																																																																																															
<u>11. 冷却材入口温度</u>	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	10年間																																																																																															
<u>12. 冷却材出口温度</u>		10年間																																																																																															
<u>13. 冷却材圧力</u>		10年間																																																																																															
<u>14. 冷却材流量</u>		10年間																																																																																															
<u>15. 制御棒位置</u>	同上	1年間																																																																																															
<u>16. 再結合装置内の温度</u>	同上	1年間																																																																																															
<u>17. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</u>	毎日1回	1年間																																																																																															
<u>18. 原子炉内における燃料体の配置</u>	配置又は配置替えの都度	取出後10年間																																																																																															
<u>19. 運転開始前の点検結果</u>	開始の都度	1年間																																																																																															
<u>20. 運転停止後の点検結果</u>	停止の都度	1年間																																																																																															
<u>21. 運転開始日時</u>	その都度	1年間																																																																																															
<u>22. 臨界到達日時</u>	同上	1年間																																																																																															
<u>23. 運転切替日時</u>	同上	1年間																																																																																															
<u>24. 緊急しゃ断日時</u>	同上	1年間																																																																																															
<u>25. 運転停止日時</u>	同上	1年間																																																																																															
<u>26. 警報装置から発せられた警報の内容^{*3}</u>	同上	1年間																																																																																															
<u>27. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u>	交代の都度	1年間																																																																																															
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																																																															
(中略)																																																																																																	
3. 保全の結果 （安全上重要な機器等は除く）及びその担当者の氏名	(中略)	(中略)																																																																																															
4. 安全上重要な機器等の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*2} ）及びその担当者の氏名																																																																																																	
(中略)																																																																																																	
<u>8. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u>	(中略)	(中略)																																																																																															
<u>9. 使用済燃料の払出し時における放射能の量</u>																																																																																																	
<u>10. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u>	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあつては毎週1回	10年間																																																																																															
<u>11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</u>	(中略)	(中略)																																																																																															
<u>12. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>																																																																																																	
<u>13. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子^{*3}の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</u>	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	<u>※4</u>																																																																																															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考		
28. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)	14. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4	福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更		
29. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(中略)		15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4			
30. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	(中略)		16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※4			
31. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	(中略)				
32. 原子炉本体, 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※5			
33. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	(中略)		19. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	※5			
34. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	(中略)		20. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	(中略)				
35. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 ^{※4} の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月毎に1回, 1月間の線量にあつては1月毎に1回	※5	21. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※5			
36. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※5	22. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※5			
37. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5	23. 事故の原因	同上	※5			
38. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※5	24. 事故後の処置	同上	※5			
39. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	(中略)		25. 風向及び風速	(中略)				
			26. 降雨量					
			27. 大気温度					
			28. 保安教育の実施計画					
			29. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名					
			30. 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※5			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考
40. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度		※6	福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
41. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度		※6	
42. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	(中略)			
43. 事故発生及び復旧の日時	その都度		※6	
44. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上		※6	
45. 事故の原因	同上		※6	
46. 事故後の処置	同上		※6	
47. 風向及び風速	(中略)			
48. 降雨量				
49. 大気温度				
50. 保安教育の実施計画				
51. 保安教育の実施日時、項目及び受け手者の氏名				
52. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度		※6	
53. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度		※6	
(中略)		(中略)		
<p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）<u>及び</u>第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>※3：「<u>警報装置から発せられた警報</u>」とは、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>		<p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、<u>第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）及び第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）</u>、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																				
<p><u>表120-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表120-3</u>^{*7}</p> <p>(中略)</p> <p>※7：表120-1又は表120-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p>	<p><u>表73-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表73-3</u>^{*6}</p> <p>(中略)</p> <p>※6：表73-1又は表73-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p> <p><u>表73-4</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記録項目</th> <th style="text-align: center;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>1. 熱出力</u></td><td style="text-align: center;"><u>10年間</u></td></tr> <tr><td><u>2. 炉心の中性子束密度</u></td><td style="text-align: center;"><u>10年間</u></td></tr> <tr><td><u>3. 炉心の温度</u></td><td style="text-align: center;"><u>10年間</u></td></tr> <tr><td><u>4. 冷却材入口温度</u></td><td style="text-align: center;"><u>10年間</u></td></tr> <tr><td><u>5. 冷却材出口温度</u></td><td style="text-align: center;"><u>10年間</u></td></tr> <tr><td><u>6. 冷却材圧力</u></td><td style="text-align: center;"><u>10年間</u></td></tr> <tr><td><u>7. 冷却材流量</u></td><td style="text-align: center;"><u>10年間</u></td></tr> <tr><td><u>8. 制御棒位置</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>9. 再結合装置内の温度</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>11. 原子炉内における燃料体の配置</u></td><td style="text-align: center;"><u>取出後10年間</u></td></tr> <tr><td><u>12. 運転開始前の点検結果</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>13. 運転停止後の点検結果</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>14. 運転開始日時</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>15. 臨界到達日時</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>16. 運転切替日時</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>17. 緊急しや断日時</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>18. 運転停止日時</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>19. 警報装置から発せられた警報の内容</u>^{*7}</td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>20. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間</u></td></tr> <tr><td><u>21. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u></td><td style="text-align: center;"><u>1年間(ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)</u></td></tr> <tr><td><u>22. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</u></td><td style="text-align: center;"><u>取出後10年間</u></td></tr> <tr><td><u>23. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u></td><td style="text-align: center;"><u>10年間</u></td></tr> <tr><td><u>24. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価</u></td><td style="text-align: center;"><u>※8</u></td></tr> <tr><td><u>25. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u></td><td style="text-align: center;"><u>※8</u></td></tr> </tbody> </table>	記録項目	保存期間	<u>1. 熱出力</u>	<u>10年間</u>	<u>2. 炉心の中性子束密度</u>	<u>10年間</u>	<u>3. 炉心の温度</u>	<u>10年間</u>	<u>4. 冷却材入口温度</u>	<u>10年間</u>	<u>5. 冷却材出口温度</u>	<u>10年間</u>	<u>6. 冷却材圧力</u>	<u>10年間</u>	<u>7. 冷却材流量</u>	<u>10年間</u>	<u>8. 制御棒位置</u>	<u>1年間</u>	<u>9. 再結合装置内の温度</u>	<u>1年間</u>	<u>10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</u>	<u>1年間</u>	<u>11. 原子炉内における燃料体の配置</u>	<u>取出後10年間</u>	<u>12. 運転開始前の点検結果</u>	<u>1年間</u>	<u>13. 運転停止後の点検結果</u>	<u>1年間</u>	<u>14. 運転開始日時</u>	<u>1年間</u>	<u>15. 臨界到達日時</u>	<u>1年間</u>	<u>16. 運転切替日時</u>	<u>1年間</u>	<u>17. 緊急しや断日時</u>	<u>1年間</u>	<u>18. 運転停止日時</u>	<u>1年間</u>	<u>19. 警報装置から発せられた警報の内容</u> ^{*7}	<u>1年間</u>	<u>20. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u>	<u>1年間</u>	<u>21. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>1年間(ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)</u>	<u>22. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</u>	<u>取出後10年間</u>	<u>23. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u>	<u>10年間</u>	<u>24. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価</u>	<u>※8</u>	<u>25. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u>	<u>※8</u>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
記録項目	保存期間																																																					
<u>1. 熱出力</u>	<u>10年間</u>																																																					
<u>2. 炉心の中性子束密度</u>	<u>10年間</u>																																																					
<u>3. 炉心の温度</u>	<u>10年間</u>																																																					
<u>4. 冷却材入口温度</u>	<u>10年間</u>																																																					
<u>5. 冷却材出口温度</u>	<u>10年間</u>																																																					
<u>6. 冷却材圧力</u>	<u>10年間</u>																																																					
<u>7. 冷却材流量</u>	<u>10年間</u>																																																					
<u>8. 制御棒位置</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>9. 再結合装置内の温度</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>11. 原子炉内における燃料体の配置</u>	<u>取出後10年間</u>																																																					
<u>12. 運転開始前の点検結果</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>13. 運転停止後の点検結果</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>14. 運転開始日時</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>15. 臨界到達日時</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>16. 運転切替日時</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>17. 緊急しや断日時</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>18. 運転停止日時</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>19. 警報装置から発せられた警報の内容</u> ^{*7}	<u>1年間</u>																																																					
<u>20. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u>	<u>1年間</u>																																																					
<u>21. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>1年間(ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)</u>																																																					
<u>22. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</u>	<u>取出後10年間</u>																																																					
<u>23. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u>	<u>10年間</u>																																																					
<u>24. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価</u>	<u>※8</u>																																																					
<u>25. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u>	<u>※8</u>																																																					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後		備 考
	<p><u>26. 定期事業者検査の結果</u></p> <p>(1) <u>検査年月日</u></p> <p>(2) <u>検査の対象</u></p> <p>(3) <u>検査の方法</u></p> <p>(4) <u>検査の結果</u></p> <p>(5) <u>検査を行った者の氏名</u></p> <p>(6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u></p> <p>(7) <u>検査の実施に係る組織</u></p> <p>(8) <u>検査の実施に係る工程管理</u></p> <p>(9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u></p> <p>(10) <u>検査記録の管理に関する事項</u></p> <p>(11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p>	<p><u>その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p>※7：「警報装置から発せられた警報」とは、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p>			
<p>※8：<u>廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</u></p>			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(報告)</p> <p><u>第121条</u> 各GM又は<u>運転管理部長</u>は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び<u>原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>(1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合 (<u>第73条</u>)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物 <u>又は放射性気体廃棄物</u>について放出管理目標値を超えて放出した場合 (<u>第89条, 第90条</u>)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (<u>第102条の2</u>)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条<u>第2号から第14号</u>に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(5) <u>第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</u></p>	<p>(報告)</p> <p><u>第74条</u> 各GM又は<u>施設運用部長</u>は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告する。</p> <p>(1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合 (<u>第23条</u>)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (<u>第34条</u>)</p> <p><u>(3) 放射性気体廃棄物(希ガス, よう素131)について測定指針に定める測定下限濃度以上の濃度で放出した場合(第35条)</u></p> <p><u>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第49条)</u></p> <p><u>(5) 実用炉規則第134条第3号^{*1}, 第4号^{*1}, 第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>※1: 新燃料貯蔵設備, 使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和3年3月18日 原規規発第2103181号</u>） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>令和3年3月26日から</u>施行する。</p> <p><u>附則（平成23年1月28日 平成23・04・28原第14号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2. 第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</u></p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和 年 月 日 原規規発第 号</u>） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた後、令和2年5月29日付原管発官R2第43号、原管発官R2第44号、原管発官R2第45号及び原管発官R2第46号をもって認可申請した福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、30日以内に</u>施行する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（省略）</p>	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><u>添付1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準</u> <u>(第77条関連)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><u>原子炉がスクラムした場合の運転操作基準</u></p> <p><u>炉心は、原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持すること及び発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の12の運転操作基準について定める。なお、この操作基準を使用する際には、当直長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。</u></p> <div style="text-align: center;"> <p>事象発生</p> <p>↓</p> <p>第14条で定めるマニュアルに基づく対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;"><u>原子炉がスクラムした場合の運転操作基準</u></p> <p><u>1. 原子炉制御</u></p> <p><u>(1) スクラム → 表1</u></p> <p><u>(2) 反応度制御 → 表2</u></p> <p><u>(3) 水位確保 → 表3</u></p> <p><u>(4) 減圧冷却 → 表4</u></p> <p><u>2. 格納容器制御*</u></p> <p><u>(1) 格納容器圧力制御 → 表5</u></p> <p><u>(2) ドライウエル温度制御 → 表6</u></p> <p><u>(3) サプレッションプール温度制御 → 表7</u></p> <p><u>(4) サプレッションプール水位制御 → 表8</u></p> <p><u>(5) 格納容器水素濃度制御 → 表9</u></p> <p><u>3. 不測事態</u></p> <p><u>(1) 水位回復 → 表10</u></p> <p><u>(2) 急速減圧 → 表11</u></p> <p><u>(3) 水位不明 → 表12</u></p> <p style="text-align: center;">※: 原子炉がスクラムする前から導入される場合がある。</p> </div> <p>↓</p> <p>事象整定</p> </div>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>また、当直長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合には、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用交流電源及び非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器により系統の健全性及び注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該系統を必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生した場合は、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを確認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は手動で閉鎖することを試みる。また、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は、直ちに手動で閉鎖する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 格納容器制御への導入条件を監視する。(原子炉がスクラムしない場合を含む。) </p> <p>②導入条件 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 </p> <p>③脱出条件</p> <p>④基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、格納容器制御より優先される。ただし、格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 </p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力 <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉自動スクラム」警報の発信を確認する。 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域モニタの指示を確認する。 スクラム排出容器ドレン弁、ベント弁の閉鎖を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムを行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されていることを確認し、確認できない場合は手動スクラムを行い「反応度制御」へ移行する。また、「反応度制御」に移行した場合には、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ速度を確認する。 起動領域モニタ及び平均出力領域モニタにより原子炉未臨界を確認する。 </p> <p>B. 原子炉水位 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプを停止し※、電動駆動給水ポンプ及び給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（復水器を含む）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系を手動作動する。(原子炉隔離時冷却系が自動作動した場合は不要) 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系及び原子炉隔離時冷却系と合わせて原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合には、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 </p> <p>※：タービン駆動給水ポンプは、原子炉水位高タービントリップ設定値で自動停止する。</p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 ・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認する。 ・原子炉圧力制御が正常でない場合又は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 ・主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、「サプレッションプール水温制御」へ移行する。 ・主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。 ・主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサプレッションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサプレッションプール冷却を行う。 ・原子炉圧力がタービンバイパス弁又は主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的に監視する。 ・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。 <p>D. タービン・電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることを確認してタービンを手動トリップする。(タービン自動トリップの場合は不要) ・タービントリップ状態、発電機トリップ状態を確認する。 ・所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部又は全部が確保されない場合は、所内電源を確保するとともに、必要に応じて原子炉隔離時冷却系による原子炉冷却を行う。 ・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器及びグラウンドシールの切替により復水器真空度を維持する。 ・原子炉圧力制御が正常でない場合又は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 ・タービン、発電機の停止状態を確認する。 <p>E. モニタ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種放射線モニタの指示を確認する。 ・各種放射線モニタの指示に異常が確認された場合、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 <p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 ・格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 ・原子炉圧力等の主要パラメータが安定していることを確認する。 ・格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。 ・原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 ・主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁で原子炉減圧する。 ・スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 ・原子炉再循環ポンプが停止した場合、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 ・原子炉を冷温停止する。 <p>G. 格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器制御への導入条件を監視する。(原子炉がスクラムしない場合を含む。) 		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 2</p> <p>1. 原子炉制御</p> <p>(2) 反応度制御</p> <p>①目的 ・スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されない場合</p> <p>③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・ほう酸水注入系が全量注入完了した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブプレッションプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 反応度制御 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合には「反応度制御」の制御棒操作を行いつつ、原子炉制御「水位確保」を並行操作する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上でタービンが運転中の場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。</p> <p>B. ほう酸水注入系 ・サブプレッションプール水温が原子炉出力・サブプレッションプール水温相関曲線のほう酸水注入系起動領域に接近した場合には、ほう酸水注入系を起動する。 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 ・ほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了までほう酸水を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、ほう酸水注入系を停止する。</p> <p>C. 水位 ・原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉が隔離状態かつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。(1、2号炉) ・「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。(原子炉水位の下限値は高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。) ただし、原子炉水位が高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値以上に維持する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上、スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。(1、2号炉) 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。(3、4号炉) ・「水位維持」操作として、給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。ただし、原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値以上に維持する。 ・原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値以上に維持できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値以上に維持する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値以上に維持できない場合には、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放する。</p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>・<u>主蒸気逃がし安全弁を順次開放しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、復水補給水系、消火系、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）を起動して原子炉への注水を開始し、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。</u></p> <p>・<u>原子炉水位が自動減圧系作動水位を下回って自動減圧系始動タイマが作動した場合には、自動減圧系始動タイマをリセットし、自動減圧系の動作を阻止する。</u></p> <p>D. 「反応度制御」水位不明</p> <p>・<u>「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。</u></p> <p>・<u>主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁及び主蒸気管ドレン弁、並びに原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。</u></p> <p>・<u>水位不明の場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心スプレイ系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。</u></p> <p>・<u>給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心スプレイ系で注水できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開し、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。</u></p> <p>E. 制御棒</p> <p>・<u>スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切又は制御用空気の排気を行う。</u></p> <p>・<u>スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、再度手動スクラム又はスクラム個別スイッチ等によるスクラムを行う。</u></p> <p>・<u>制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。</u></p> <p>・<u>制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁から排水し制御棒を挿入する。</u></p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考		
<p>表 3</p> <p>1. 原子炉制御 (3) 水位確保</p> <p>①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。</p> <table border="1" data-bbox="103 415 1329 772"> <tr> <td data-bbox="103 415 718 772"> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合 ・「反応度制御」において原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合 ・「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サブプレッションプル圧力を格納容器設計圧力以下に維持できる場合 ・不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 ・不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合</p> </td> <td data-bbox="718 415 1329 772"> <p>③脱出条件 ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合</p> </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随時把握する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位確保 ・原子炉水位、原子炉圧力及び格納容器隔離、並びに非常用炉心冷却系及び非常用ディーゼル発電機の起動を確認する。 ・作動すべきものが不動作の場合は、手動で作動させる。</p> <p>B. 水位 ・給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 ・原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に回復、維持できない場合は、有効燃料頂部以上に維持する。 ・給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下となった場合には制御棒駆動水圧系、復水補給水系、消火系による原子炉注水の準備を行う。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。</p>	<p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合 ・「反応度制御」において原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合 ・「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サブプレッションプル圧力を格納容器設計圧力以下に維持できる場合 ・不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 ・不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合</p>	<p>③脱出条件 ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合</p>		<p>福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合 ・「反応度制御」において原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合 ・「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サブプレッションプル圧力を格納容器設計圧力以下に維持できる場合 ・不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 ・不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合</p>	<p>③脱出条件 ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合</p>			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 4</p> <p>1. 原子炉制御</p> <p>(4) 減圧冷却</p> <p>①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態かつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合。 ・原子炉制御「水位確保」において、有効燃料頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 ・「サブレーションプール水温制御」において、手動スクラム後、サブレーションプール水温がサブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 ・「サブレーションプール水位制御」において、手動スクラムした場合</p> <p>③脱出条件 ・原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下で、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合</p> <p>④基本的な考え方 ・緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 ・主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合には、原子炉冷却材温度変化率及びサブレーションプール水温を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サブレーションプール水温上昇を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サブレーションプール水温上昇防止のため、残留熱除去系によるサブレーションプール冷却を行う。 ・水位と減圧を並行操作する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位 ・給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。 ・原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。</p> <p>B. 減圧 ・給復水系による原子炉注水ができない場合、非常用炉心冷却系が少なくとも1系統運転可能でなければ、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 ・主復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。 ・主復水器が使用不能であり、かつサブレーションプール水温がサブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 ・主復水器が使用不能であり、かつサブレーションプール水温がサブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考		
<p>表 5</p> <p>2. 格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御</p> <p>①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="103 415 1329 573"> <tr> <td data-bbox="103 415 718 573"> <p>②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合</p> </td> <td data-bbox="718 415 1329 573"> <p>③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合</p> </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ベントを行う。 ・格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイ及びサブプレッションプールの安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、炉心再冠水後速やかにドライウエルスプレイ及びサブプレッションプールの起動する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたことを確認する。 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、原子炉水位が有効炉心長の3分の2に相当する水位以上で安定し、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系C系の継続的作動を確認した後に、ドライウエルスプレイ及びサブプレッションプールの起動する。また、「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつドライウエルスプレイ起動圧力以下の状態が24時間継続した場合は、サブプレッションプールの起動する。 ・サブプレッションプール圧力がドライウエルスプレイ起動圧力以上の状態が24時間継続した場合、又はサブプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力に達した場合は、原子炉再循環ポンプ及びドライウエル換気空調系を停止し、ドライウエルスプレイ及びサブプレッションプールの起動する。 ・サブプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力を超え、格納容器最高使用圧力未満の場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイ及びサブプレッションプールの起動し、格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。</p> <p>B. 原子炉満水 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下になった場合は、不測事態「水位回復」を行う。 ・「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁が開いているか、又は電動駆動給水ポンプが原子炉注水可能な場合は主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 ・給復水系、制御棒駆動水圧系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。また、必要に応じて、復水補給水系、ほう酸水注入系[*]、消火系、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）による原子炉注水を行う。 ・サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持される場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 ・サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。</p> <p>※：ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。以下、各表において同じ。</p> <p>C. 格納容器ベント ・サブプレッションプール圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。 ・格納容器ベントは、不活性ガス系又は非常用ガス処理系のサブプレッションプール側ベントラインを優先して使用し、サブプレッションプール水位が高い場合は、不活性ガス系又は非常用ガス処理系のドライウエル側ベントラインを使用する。</p>	<p>②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合</p>	<p>③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p>②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合</p>	<p>③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合</p>			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考		
<p>表 6</p> <p>2. 格納容器制御</p> <p>(2) ドライウエル温度制御</p> <p>①目的 ・<u>ドライウエルの空間温度を監視し、制御する。</u></p> <table border="1" data-bbox="80 415 1359 546"> <tr> <td data-bbox="80 415 718 546"> <p>②導入条件 ・<u>ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合</u> ・<u>ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合</u></p> </td> <td data-bbox="718 415 1359 546"> <p>③脱出条件 ・<u>ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合</u></p> </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・<u>ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度に到達する前にドライウエルスプレイを起動し、ドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</u> ・<u>「反応度制御」を実施中は、「反応度制御」を優先する。</u></p> <p>⑤主な監視操作内容 ・<u>ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度、又はドライウエル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は、予備のドライウエル換気空調系を運転する。</u> ・<u>ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合、通常停止を行う。</u> ・<u>ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度に到達する前に、原子炉再循環ポンプ及びドライウエル換気空調系を停止し、ドライウエルスプレイを起動する。ドライウエルスプレイが起動しない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</u> ・<u>ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度以下に維持できないようであれば、不測事態「急速減圧」に移行する。</u> ・<u>ドライウエル局所温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。</u></p>	<p>②導入条件 ・<u>ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合</u> ・<u>ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合</u></p>	<p>③脱出条件 ・<u>ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合</u></p>		<p>福島第二原子力発電所 1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p>②導入条件 ・<u>ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合</u> ・<u>ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合</u></p>	<p>③脱出条件 ・<u>ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合</u></p>			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 7</p> <p>2. 格納容器制御</p> <p>(3) サプレッションプール温度制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプールの水温及び空間部温度を監視し、制御する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が閉固着の場合 ・サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度以上の場合</p> <p>③脱出条件 ・サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 ・サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合 ・サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度未満となった場合</p> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションプール水温制御 ・サプレッションプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションプールの冷却を開始する。 ・サプレッションプール水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下に下がらない場合、原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら、手動スクラムし、サプレッションプール水温を確認する。 サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>B. サプレッションプール空間部温度制御 ・サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度まで上昇したらサプレッションプール冷却を実施するとともに、サプレッションプール空間部温度上昇の原因（原子炉隔離時冷却系の異常、主蒸気逃がし安全弁排気管の異常、サプレッションプール・ドライウェル間真空破壊弁の異常等）を復旧する。 ・サプレッションプール空間部温度がサプレッションプールスプレイ起動温度未満に下がらない場合は、サプレッションプール空間部温度がサプレッションプール設計温度に到達する前に、サプレッションプールスプレイを作動させる。さらに、サプレッションプール水温がスクラム制限温度未満の場合は、原子炉を通常停止し、スクラム制限温度以上の場合は手動スクラムする。</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考		
<p>表 8</p> <p>2. 格納容器制御</p> <p>(4) サプレッションプール水位制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプール水位を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="103 415 1329 573"> <tr> <td data-bbox="103 415 715 573"> <p>②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合</p> </td> <td data-bbox="715 415 1329 573"> <p>③脱出条件 ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値又は通常運転時低水位限界値を超えてスクラムした場合</p> </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉をスクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限及び真空破壊弁機能喪失防止の観点からサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施し、不測事態「急速減圧」する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションプール低水位は、冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点から通常運転時低水位限界値以下では、原子炉をスクラムし、減圧を開始する。また、サプレッションプール水位計測定下限以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションプール水位制御（高水位） ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時高水位制限値以内に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には、原子炉をスクラムし、原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 ・サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に原子炉再循環ポンプ及びドライウェル換気空調系を停止し、ドライウェルスプレイを実施するとともに、不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライウェルスプレイを作動させない。 ・サプレッションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。</p> <p>B. サプレッションプール水位制御（低水位） ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位限界値以下に到達した場合は、原子炉をスクラムし、原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 ・サプレッションプール水位が、サプレッションプール水位計測定下限以下になった場合、復水器が使用可能であれば不測事態「急速減圧」（タービンバイパス弁が使用可能）へ移行し、復水器が使用不能であれば不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合</p>	<p>③脱出条件 ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値又は通常運転時低水位限界値を超えてスクラムした場合</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
<p>②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合</p>	<p>③脱出条件 ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値又は通常運転時低水位限界値を超えてスクラムした場合</p>			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 9</p> <p>2. 格納容器制御</p> <p>(5) 格納容器水素濃度制御</p> <p>①目的 ・格納容器内の水素及び酸素濃度を監視し、制御する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 ・「格納容器圧力制御」においてドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合</p> <p>③脱出条件 ・冷却材喪失事故で可燃性ガス濃度制御系が作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 ・主蒸気隔離弁閉、又は原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合</p> <p>④基本的な考え方 ・冷却材喪失事故又は炉心露出が生じた場合には、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・原子炉水位不明又は原子炉隔離状態が長時間継続する場合には、格納容器雰囲気測定系により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 ・再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には、ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 ・主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合又は原子炉水位が不明になった場合は、格納容器雰囲気測定系により格納容器内の水素を監視する。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合、又は原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合には、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転に際しては、格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウエルスプレイ又はサブプレッションプールのプレイを運転する。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器内の水素及び酸素濃度に応じて再循環流量及び吸込流量を調整する。</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 1 0</p> <p>3. 不測事態 (1) 水位回復</p> <p>①目的 ・原子炉水位を回復する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 ・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や代替注水系の起動を行う。 ・原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が1200℃又は燃料被覆管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系及び復水補給水系等を起動する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復 ・原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」へ移行する。 ・原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。 ・原子炉隔離時冷却系を起動する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統*のうち、少なくとも2つの系統の起動を試みる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、2系統以上の起動ができない場合、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）による注水準備を行う。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に回復したら、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ（1、2号炉）、低圧復水ポンプ（1、2号炉）、復水ポンプ（3、4号炉）、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>B. 水位上昇中 ・原子炉隔離時冷却系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、非常用炉心冷却系1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>C. 水位下降中 ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔離時冷却系を作動させる。 ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、又は原子炉隔離時冷却系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上運転状態とし、不測事態「急速減圧」へ移行する。低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も運転状態とすることができない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表11及び表12も同じ。</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 1 1</p> <p>3. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的 ・原子炉を速やかに減圧する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「減圧冷却」において、サブレーションプール水温がサブレーションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 ・「格納容器制御」において、サブレーションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 ・ドライウエル温度制御においてドライウエル空間部局所温度がドライウエル設計温度を超えた場合 ・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下で原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の時、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 ・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動できない時、非常用炉心冷却系が1系統以上作動している場合 ・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できず、非常用炉心冷却系1系統以上の作動している場合 ・不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 ・「サブレーションプール水位制御」において、サブレーションプール水位がサブレーションプール水位計測定上限以上になった場合 ・「サブレーションプール水位制御」において、サブレーションプール水位がサブレーションプール水位計測定下限以下になった場合 ・「サブレーションプール温度制御」において、サブレーションプール水温がサブレーションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉圧力低下必要時に自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。又は、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 ・原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 ・原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。</p> <p>⑤主な監視操作内容 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上又は代替注水系が起動していることを確認する。 ・自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 ・自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要最小弁数以上開放する。 ・自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて1弁も開放できなければ、原子炉隔離時冷却系を使用して減圧する。 ・原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 ・原子炉水位が判明した場合は、不測事態「水位不明」の導入前の制御へ移行する。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水操作」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 1 2</p> <p>3. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において、原子炉水位が不明になった場合 ・「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、又はドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、非常用炉心冷却系、又は代替注水系を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 ・原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、1系統以上を作動させ、原子炉圧力とサブプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保 ・水位不明時刻を記録する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統、原子炉隔離時冷却系が作動しない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）を作動させ、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）が作動した場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動し、かつ低圧で原子炉へ注水可能な系統、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）の全部が作動しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）の復旧を行いこれらの系統が復旧した場合には不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>B. 満水注入 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放、又は電動駆動給水ポンプ、高圧炉心スプレイ系による原子炉注水が可能な場合、「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できず、かつ電動駆動給水ポンプ、高圧炉心スプレイ系による原子炉注水も不可能な場合は、復水系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けることにより原子炉を減圧する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか1系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統を1系統ずつ順次起動して、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系を起動し、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開とし、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、残留熱除去冷却海水系（1、3、4号炉）、雑用水系（2号炉）を起動し原子炉への注水を行う。</p>		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

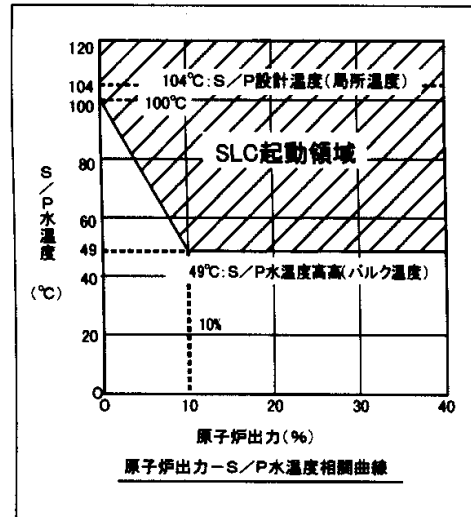
変 更 前	変 更 後	備 考
<p>C. 水位計復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉圧力がサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。</u> ・<u>原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。</u> ・<u>原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。</u> ・<u>原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。</u> ・<u>最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。</u> 		<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

変 更 前

変 更 後

備 考

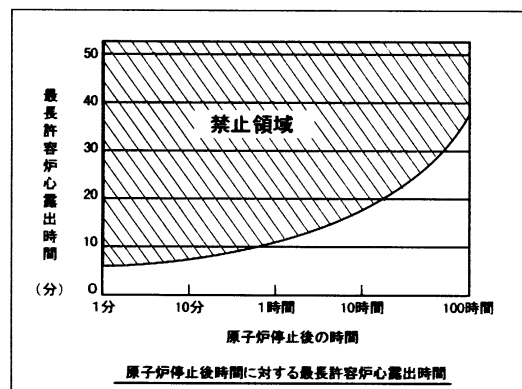
- 参考**
- (1) 最大未臨界引抜位置：0 2 位置
 - (2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3% (平均出力領域モニタ)
 - (3) 原子炉出力・サブプレッションプール水温相関曲線：下図のとおり



- (4) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値 (1、2号炉)：5.5% (平均出力領域モニタ)
- (5) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值：レベル1 + 1000mm
- (6) 「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：3弁
- (7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：3弁
- (8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり

開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MP a [gage]
2	5.3
3	3.6
4	2.6
5	2.1
6	1.8
7	1.5

- (9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり



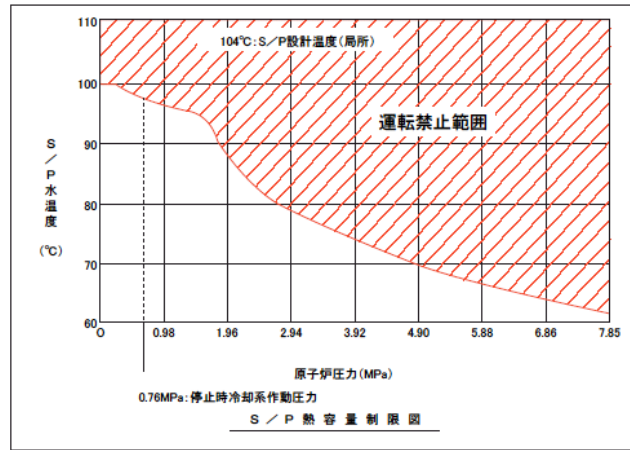
福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

変更前

変更後

備考

(10) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり



(11) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：

0.76 MPa [gage] 以下

(12) ドライウェルスプレイ起動圧力：98 kPa [gage]

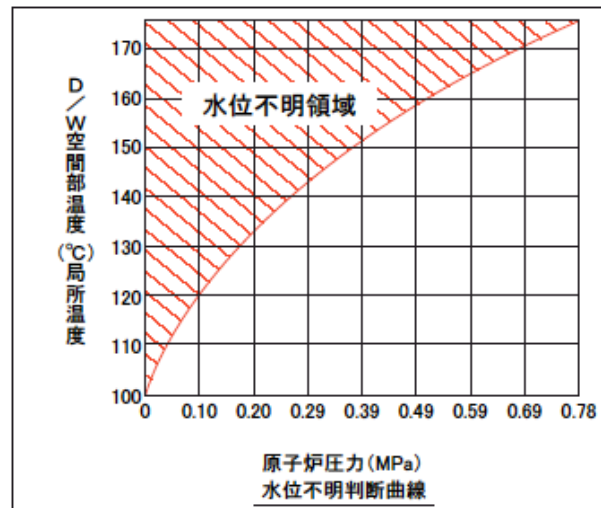
(13) 「急速減圧」時必要最小弁数：1弁

(14) 温度高警報設定点：66°C（1、3号炉）

65°C（2、4号炉）

(15) 主蒸気隔離弁弁位置検出器許容温度：90°C

(16) 水位不明判断曲線：下図のとおり



(17) サプレッションプールスプレイ起動温度：49°C

(18) サプレッションプール水位計測定上限：+160 cm（1、3号炉）

+50 cm（2、4号炉）

(19) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：+11.8 m

(20) 格納容器ベント最高水位：+35.6 m（1、2、4号炉）

+36.3 m（3号炉）

(21) サプレッションプール水位計測定下限：-160 cm（1、3号炉）

-50 cm（2、4号炉）

(22) 可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.2%

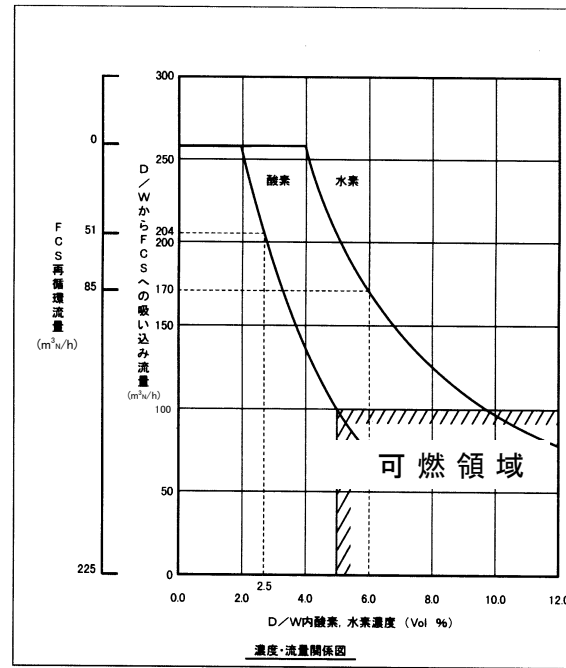
福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

変 更 前

変 更 後

備 考







(23) ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり



- (24) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：106 kPa [gage]
- (25) 「急速減圧」時必要弁数：7弁
- (26) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.6 MPa [gage]
- (27) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：4弁
- (28) 原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：1弁

福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><u>添付2</u> 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第93条及び第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※¹</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>添付1</u> 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第39条及び第40条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※¹</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第40条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <p>(省略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><u>添付3</u> 保 全 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第98条関連)</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>添付2</u> 保 全 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第44条関連)</p> <p>(省略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><u>添付4 長期施設管理方針</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第107条の6 関連)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後	備 考															
<p>(1) 1号炉 長期施設管理方針 (始期：平成24年4月20日，適用期間：10年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設管理の項目</th> <th>実施時期*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> <p>震災による津波で浸水した復水貯蔵タンク等*の腐食(孔食，隙間腐食)の進展状況については，今後目視点検を実施して確認する。</p> <p>*： <u>【容器】復水貯蔵タンク</u> <u>【配管】残留熱除去系，復水補給水系</u> <u>【機械設備】・高電導度廃液系濃縮設備配管</u> <u>・非常用ディーゼル機関</u> <u>(過給機ノズル，伸縮継手)</u> <u>・非常用ディーゼル機関付属設備</u> <u>(始動電磁弁，空気だめ安全弁，配管，弁，</u> <u>冷却水ポンプ (機関付き))</u></p> </td> <td>短期</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> <p>震災後未点検の原子炉格納容器内のモジュール型電気ペネトレーション等*の絶縁特性への影響については，点検(絶縁抵抗測定，系統機器の動作試験)を実施し，点検結果に応じて適切な対応を行う。</p> <p>*： <u>核計装用，制御・計装用，低圧動力用，</u> <u>制御棒位置表示用 (シール材及び同軸ケーブル，電線)</u></p> </td> <td>短期</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td> <p>震災後未点検の原子炉格納容器サブプレッションチェンバ円筒部等*の腐食(全面腐食)の進展状況については，今後目視点検を実施して確認する。</p> <p>*： <u>サブプレッションチェンバ円筒部</u> <u>アクセスハッチの胴・蓋</u></p> </td> <td>短期</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td> <p>震災による津波で浸水した復水貯蔵タンク等*の貫粒型応力腐食割れの発生・進展状況については，今後目視点検を実施して健全性を確認する。</p> <p>*： <u>【容器】復水貯蔵タンク</u> <u>【配管】残留熱除去系，復水補給水系</u> <u>【機械設備】・高電導度廃液系濃縮設備配管</u> <u>・非常用ディーゼル機関</u> <u>(過給機ノズル，伸縮継手)</u> <u>・非常用ディーゼル機関付属設備</u> <u>(始動電磁弁，空気だめ安全弁，配管，弁，</u> <u>冷却水ポンプ (機関付き))</u></p> </td> <td>短期</td> </tr> </tbody> </table>		No.	施設管理の項目	実施時期*1	1	<p>震災による津波で浸水した復水貯蔵タンク等*の腐食(孔食，隙間腐食)の進展状況については，今後目視点検を実施して確認する。</p> <p>*： <u>【容器】復水貯蔵タンク</u> <u>【配管】残留熱除去系，復水補給水系</u> <u>【機械設備】・高電導度廃液系濃縮設備配管</u> <u>・非常用ディーゼル機関</u> <u>(過給機ノズル，伸縮継手)</u> <u>・非常用ディーゼル機関付属設備</u> <u>(始動電磁弁，空気だめ安全弁，配管，弁，</u> <u>冷却水ポンプ (機関付き))</u></p>	短期	2	<p>震災後未点検の原子炉格納容器内のモジュール型電気ペネトレーション等*の絶縁特性への影響については，点検(絶縁抵抗測定，系統機器の動作試験)を実施し，点検結果に応じて適切な対応を行う。</p> <p>*： <u>核計装用，制御・計装用，低圧動力用，</u> <u>制御棒位置表示用 (シール材及び同軸ケーブル，電線)</u></p>	短期	3	<p>震災後未点検の原子炉格納容器サブプレッションチェンバ円筒部等*の腐食(全面腐食)の進展状況については，今後目視点検を実施して確認する。</p> <p>*： <u>サブプレッションチェンバ円筒部</u> <u>アクセスハッチの胴・蓋</u></p>	短期	4	<p>震災による津波で浸水した復水貯蔵タンク等*の貫粒型応力腐食割れの発生・進展状況については，今後目視点検を実施して健全性を確認する。</p> <p>*： <u>【容器】復水貯蔵タンク</u> <u>【配管】残留熱除去系，復水補給水系</u> <u>【機械設備】・高電導度廃液系濃縮設備配管</u> <u>・非常用ディーゼル機関</u> <u>(過給機ノズル，伸縮継手)</u> <u>・非常用ディーゼル機関付属設備</u> <u>(始動電磁弁，空気だめ安全弁，配管，弁，</u> <u>冷却水ポンプ (機関付き))</u></p>	短期		<p>福島第二原子力発電所 1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
No.	施設管理の項目	実施時期*1																
1	<p>震災による津波で浸水した復水貯蔵タンク等*の腐食(孔食，隙間腐食)の進展状況については，今後目視点検を実施して確認する。</p> <p>*： <u>【容器】復水貯蔵タンク</u> <u>【配管】残留熱除去系，復水補給水系</u> <u>【機械設備】・高電導度廃液系濃縮設備配管</u> <u>・非常用ディーゼル機関</u> <u>(過給機ノズル，伸縮継手)</u> <u>・非常用ディーゼル機関付属設備</u> <u>(始動電磁弁，空気だめ安全弁，配管，弁，</u> <u>冷却水ポンプ (機関付き))</u></p>	短期																
2	<p>震災後未点検の原子炉格納容器内のモジュール型電気ペネトレーション等*の絶縁特性への影響については，点検(絶縁抵抗測定，系統機器の動作試験)を実施し，点検結果に応じて適切な対応を行う。</p> <p>*： <u>核計装用，制御・計装用，低圧動力用，</u> <u>制御棒位置表示用 (シール材及び同軸ケーブル，電線)</u></p>	短期																
3	<p>震災後未点検の原子炉格納容器サブプレッションチェンバ円筒部等*の腐食(全面腐食)の進展状況については，今後目視点検を実施して確認する。</p> <p>*： <u>サブプレッションチェンバ円筒部</u> <u>アクセスハッチの胴・蓋</u></p>	短期																
4	<p>震災による津波で浸水した復水貯蔵タンク等*の貫粒型応力腐食割れの発生・進展状況については，今後目視点検を実施して健全性を確認する。</p> <p>*： <u>【容器】復水貯蔵タンク</u> <u>【配管】残留熱除去系，復水補給水系</u> <u>【機械設備】・高電導度廃液系濃縮設備配管</u> <u>・非常用ディーゼル機関</u> <u>(過給機ノズル，伸縮継手)</u> <u>・非常用ディーゼル機関付属設備</u> <u>(始動電磁弁，空気だめ安全弁，配管，弁，</u> <u>冷却水ポンプ (機関付き))</u></p>	短期																

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考
No.	施設管理の項目	実施時期*1		福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
5	<p><u>震災後未点検の格納容器内の電動弁（交流）用駆動部*及び津波により浸水した屋内設置の電動弁（交流）用駆動部*の絶縁特性への影響については、点検（絶縁抵抗測定、動作試験）を実施し、点検結果に応じて適切な対応を行う。</u></p> <p>*： <u>原子炉格納容器内の電動弁（交流）用駆動部及び</u> <u>屋内設置の電動弁（交流）用駆動部（固定子コイル、口出線・接続部品、ブレーキ電磁コイル）</u></p>	短期		
6	<p><u>震災後未点検の格納容器内のKGBケーブル等*の絶縁特性への影響については、点検（絶縁抵抗測定、系統機器の動作試験）を実施し、点検結果に応じて適切な対応を行う。</u></p> <p>*： <u>KGBケーブル</u> <u>難燃PNケーブル</u> <u>難燃一重同軸ケーブル</u> <u>難燃六重同軸ケーブル</u></p>	短期		
7	<p><u>震災後未点検の原子炉格納容器内の端子台等*の絶縁物の絶縁特性への影響については、点検（絶縁抵抗測定、系統機器の動作試験）を実施し、点検結果に応じて適切な対応を行う。</u></p> <p>*： <u>端子台接続（絶縁物：ジアリルフタレート樹脂）</u> <u>直ジョイント接続（絶縁物：架橋ポリオレフィン）</u> <u>電動弁コネクタ（絶縁物：ジアリルフタレート樹脂）</u> <u>同軸コネクタ（絶縁物：ポリエーテルエーテルケトン樹脂、架橋ポリスチレン）</u></p>	短期		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後	備 考
<u>No.</u>	<u>施設管理の項目</u>	<u>実施時期</u> ^{*1}		福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
8	<u>震災による津波で浸水した端子台接続（ポリフェニレンエーテル樹脂）の絶縁物の絶縁特性への影響については、点検（絶縁抵抗測定、系統機器の動作試験）を実施し、点検結果に応じて適切な対応を行う。</u>	短期		
9	<u>震災後未点検のサプレッションチェンバ内の温度検出器（測温抵抗体）の絶縁特性への影響については、点検（絶縁抵抗測定）を実施し、点検結果に応じて適切な対応を行う。</u>	短期		
10	<u>震災による影響を確認するため、コンクリートに対する温度影響を評価する。</u>	短期		
11	<u>震災により浸水した機器の基礎ボルト等*について代表部位を選定し目視点検を実施する。</u> *： <u>機器付基礎ボルト（基礎ボルト直上部）</u> <u>後打ちメカニカルアンカ（後打ちメカニカルアンカ直上部）</u> <u>後打ちケミカルアンカ（後打ちケミカルアンカ直上部）</u>	短期		
12	<u>震災の地震による影響を踏まえ、設備ごと*に代表機器を選定して今後点検を行う。</u> *： <u>ポンプ、熱交換器、ポンプモータ、容器、配管、弁、コンクリート及び鉄骨構造物、計測制御設備、空調設備、機械設備、電源設備、基礎ボルト</u>	短期		
<p><u>※1：実施時期における、短期とは平成29年4月20日まで（震災後の復旧活動を含む）をいう。</u></p>				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後	備 考						
<p><u>(2) 2号炉 長期施設管理方針 (始期：平成26年2月3日, 適用期間：10年間)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設管理の項目</th> <th>実施時期^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> <p><u>基準地震動S s * 1による評価を実施していない機器・経年劣化事象* 2</u> <u>については、運転開始後30年(平成26年2月3日)以降も継続して評価</u> <u>を実施し問題ないことを確認する。</u></p> <p><u>* 1：発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原</u> <u>子力安全委員会決定)により策定した基準地震動(基準地震動S s)</u></p> <p><u>* 2：【原子炉压力容器：疲労, 中性子照射脆化】</u> <u>【配管：疲労】</u> ・原子炉再循環系, 給水系 <u>【弁：疲労】</u> ・給水系原子炉給水ライン入口弁 ・原子炉再循環系原子炉再循環ポンプ出口弁 ・原子炉冷却材浄化系 CUW 吸込ライン調節弁 ・給水系原子炉压力容器入口給水試験可能逆止弁 <u>【炉内構造物：疲労】</u> ・シュラウド(胴) ・シュラウドサポート <u>【炉内構造物：照射誘起型応力腐食割れ】</u> ・上部格子板 <u>【基礎ボルト：腐食(全面腐食)】</u> ・安定冷却維持に直接関わる設備以外の基礎ボルト</p> </td> <td>短期</td> </tr> </tbody> </table>		No.	施設管理の項目	実施時期 ^{※1}	1	<p><u>基準地震動S s * 1による評価を実施していない機器・経年劣化事象* 2</u> <u>については、運転開始後30年(平成26年2月3日)以降も継続して評価</u> <u>を実施し問題ないことを確認する。</u></p> <p><u>* 1：発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原</u> <u>子力安全委員会決定)により策定した基準地震動(基準地震動S s)</u></p> <p><u>* 2：【原子炉压力容器：疲労, 中性子照射脆化】</u> <u>【配管：疲労】</u> ・原子炉再循環系, 給水系 <u>【弁：疲労】</u> ・給水系原子炉給水ライン入口弁 ・原子炉再循環系原子炉再循環ポンプ出口弁 ・原子炉冷却材浄化系 CUW 吸込ライン調節弁 ・給水系原子炉压力容器入口給水試験可能逆止弁 <u>【炉内構造物：疲労】</u> ・シュラウド(胴) ・シュラウドサポート <u>【炉内構造物：照射誘起型応力腐食割れ】</u> ・上部格子板 <u>【基礎ボルト：腐食(全面腐食)】</u> ・安定冷却維持に直接関わる設備以外の基礎ボルト</p>	短期		福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
No.	施設管理の項目	実施時期 ^{※1}							
1	<p><u>基準地震動S s * 1による評価を実施していない機器・経年劣化事象* 2</u> <u>については、運転開始後30年(平成26年2月3日)以降も継続して評価</u> <u>を実施し問題ないことを確認する。</u></p> <p><u>* 1：発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原</u> <u>子力安全委員会決定)により策定した基準地震動(基準地震動S s)</u></p> <p><u>* 2：【原子炉压力容器：疲労, 中性子照射脆化】</u> <u>【配管：疲労】</u> ・原子炉再循環系, 給水系 <u>【弁：疲労】</u> ・給水系原子炉給水ライン入口弁 ・原子炉再循環系原子炉再循環ポンプ出口弁 ・原子炉冷却材浄化系 CUW 吸込ライン調節弁 ・給水系原子炉压力容器入口給水試験可能逆止弁 <u>【炉内構造物：疲労】</u> ・シュラウド(胴) ・シュラウドサポート <u>【炉内構造物：照射誘起型応力腐食割れ】</u> ・上部格子板 <u>【基礎ボルト：腐食(全面腐食)】</u> ・安定冷却維持に直接関わる設備以外の基礎ボルト</p>	短期							
<p><u>※1：実施時期における、短期とは平成31年2月2日までをいう。</u></p>									
<p><u>(3) 3号炉 長期施設管理方針 (始期：平成27年6月21日, 適用期間：10年間)</u></p> <p><u>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし。</u></p>									
<p><u>(4) 4号炉 長期施設管理方針 (始期：平成29年8月25日, 適用期間：10年間)</u></p> <p><u>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし。</u></p>									